

# 政

# 刑

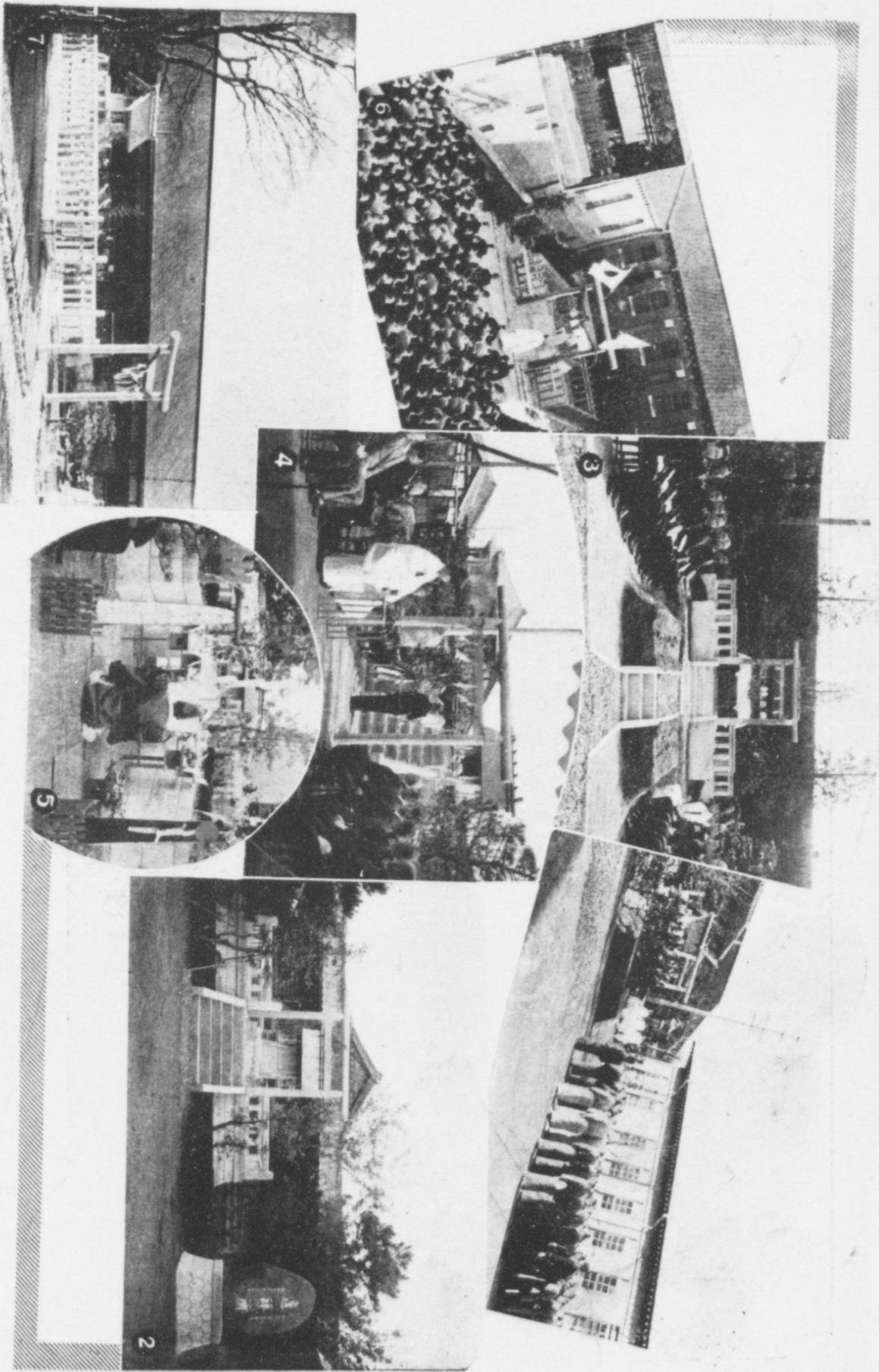
號二第 號月二 卷一十五第

|   |                 |                         |                 |                    |                    |                     |
|---|-----------------|-------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 彙報<br><input type="checkbox"/> 刑務官練習所卒業式<br><input type="checkbox"/> 受刑者の飛行機<br><input type="checkbox"/> 新年名刺交換會<br><input type="checkbox"/> 協會記事 | 朝鮮行刑累進處遇規則<br>元 | 刑務所の一日(懸賞二等入選)<br>渡邊克己三 | 懲罰(隨筆)<br>大森洪太三 | 明治監獄年譜(十一)<br>辻敬助三 | 「行刑警察」續論第一<br>寺光忠四 | 制度と人と(卷頭言)<br>日沖憲郎二 |
|---|-----------------|-------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|---------------------|

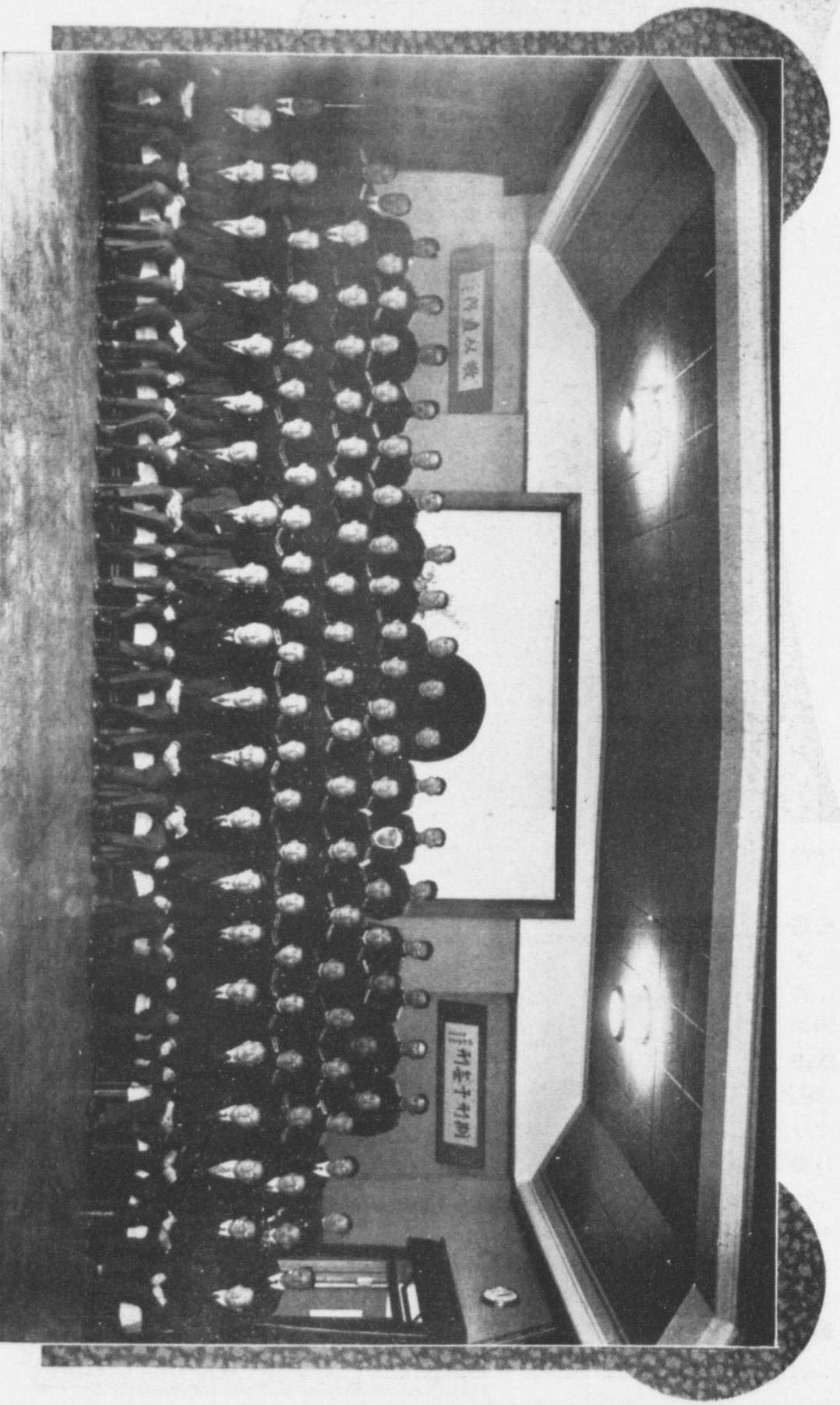
財團法人 刑務協會 發行

昭和十三年一月二十八日印刷

集眞寫念記工竣所拜遙



1 静岡刑務所 2 金澤刑務所 3 千葉刑務所 4 山口刑務所  
 5 松山刑務所 6 三重刑務所 7 盛岡少年刑務所 (以上本文記事参照)



影撮念記式業卒所習練官務刑回九廿第



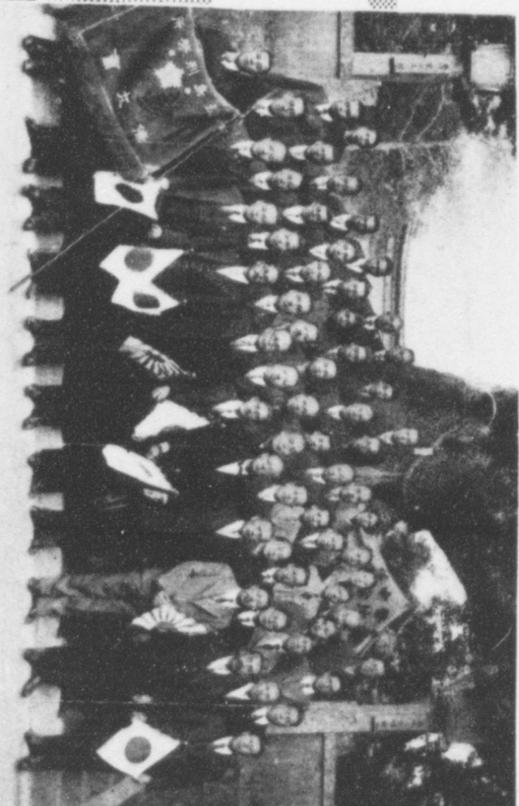
時れの飛行機献納

全國收容者の赤誠の結晶たる戦  
闘機献納國防資金は一月十七日  
獻納者代表五所長より陸  
海兩大臣に夫々獻贈なる  
手續を経て獻納された。  
寫眞上圖は陸軍大臣室に  
於ける記念撮影、右より  
杉山陸相、谷内東京拘置、  
江藤廣島、岡部大阪、椎名  
府中、吉田豊多摩の各所  
長並日沖行刑局事務官。  
下圖は海軍大臣室に於い  
て米内海相に獻納手續申  
の吉田所長。

(詳細は本文記事参照)



水戸刑務所地鎮祭に於て  
祝辭朗讀中の澗川行刑局長



徳島刑務所職員勝利祈願



少年報國丸再び漁獲優勝を旗



三電刑務所の出征職員武運長久祈願祭

# 刑 政

二 月 號

第 五 十 一 卷

第 二 號

刑 政 人 間

## 制度と人

よき刑務所長は養成とか教育とかで獲られるものではない、それは発見されるものである。周知のやうにクロローネは斯く云つてゐる。勿論識者の述べるがごとくクロローネとても適切な訓練を断念してゐるわけではない。クロローネの此言葉は幾分比喩的である。あらゆる幻滅と失敗とに拘らず何人をも且つ何物をも見放さぬといふ断乎たる決意をもつて收容者に臨む温い心情の持主は、容易に教育によつて得られないことを嘆いてゐるのである。しかもクロローネの言葉は行刑における人の重要性について或核心を擲んでゐる。制度かそれとも人かといふ問題はあらゆる分野において論議されてゐる。しかし私は人の問題が特に重要視されるべきことわが行刑の分野におけるほど甚だしきを見ない。まことにもし人にしてその適材を得ずんば、いかに周到を極めた行刑法規と雖もそは一片の紙片たるに過ぎぬ。

ドイツにおける新しい少年行刑令の施行と關聯するものであらう、近着の「監獄學雜誌」はその殆んど全誌面を割いてルドルフ・ジューヴェルツ外一名の協力に成るイギリスのポースタル・システムの調査報告に充ててゐる。ポースタル・システムが今日の隆盛を見るに至つた原因をもつて人に適材を得た點にあるとするのである。まことにかの制度の

深き秘密はその局に當る官吏の比類なく高い精神的ならびに性格的スタンダードの上に存する。ポースタル・システムの原則に關するイギリス監獄委員會の覺書の一齣は感動的に述べてゐる。「過てる少年の心を救ふのは人であつて建物ではない。荒野に打建てられた二つの木小屋であつても、もしその任務に身を獻げる幹部があるならば、かの俸給と昇給のことで一杯になつてゐる幹部をもつた理想的に設備された官衙に優ること重々である。ポースタル・システムの基礎は先づ第一に正しい人々を獲ることである。しかるのちにこれに相當する訓練あり、最後に自由と和衷一致の雰圍氣における協同が來るのである」と。

ポースタル・システムにおいて右に掲ぐる人物政策が殆んど理想的に行はれてゐるところは、觀察者の異口同音に述べるところである。國情と組織とを異にするわが少年行刑が直ちにイギリスのポースタル・システムを見倣ふべきものでもなく、またしか爲し得るものでもない。唯その精神において範とすべきものあらんか、我はこれを探るに吝かであつてはならぬ。制度か將た人か、特に此問題が行刑の分野にあつて取り上げられるとき、先づ人をしかるのちに制度をといふ原則は飽くまで嚴として把持されねばならぬことを思はざるを得ない。

昭和十三年一月二十日

日 沖 憲 郎

# 「行刑警察」續論第一

寺 光 忠

- 一 まへがき
- 二 行刑警察の意義
- 三 行刑警察下命と行刑警察強制

戒護なる語は行刑に特殊なるものであつて、しかもその意義に就き公に定立せられたところがない。監獄法の中に盛られてもゐる戒護の内容は決してそれだけで十分に事を明確にしてゐるものとは云へないのである。従つて、極言すれば、之に對して時々如何なる内容をも盛り得るのであり、又各様の論議を爲すことを得るであらう。戒護とは何かといふ事に就いて今日までわれわれは次の様な論説を聞いてゐる。即ち、戒護とは檢束することであるといひ、或ひは戒護とは收容者の警護並刑務所取締の事務なりといひ、或ひは戒護は監獄内に於ける保安處分であるといふ。これらの定義は惟ふにそれぞれにわが監獄法學の歴史上重要な意味を有するものであつて、これらに對して一概に『戒護の定義たるに資格なき説明』と斷ずることは不遜以外の何物でもないであらう。

近ごろ戒護觀念の獨立性乃至恒久不變性を説へ、戒護とは實力強制に限るものなりとするの論を見て、そのあらた

にして獨自なるかの如き立論をこれも亦戒護論の一として挙げねばなるまい。(八)

わたくしは嘗つて「行刑警察」(刑政昭和九年第四七卷第三號)なる拙文を草して、わたくしの幼稚なる戒護論を試みたことであつた。それはわたくしの新しい試みであつたのである。本稿は勿々の間機を得て舊稿を僅かに補足するものである。

- 一 小河滋次郎氏明治四十五年「監獄法講義」第一七八頁。茲に檢束とは『警察強制としての檢束』と全く異なるものであること疑ひがない。それは『説明』の要なき單純なる日本語である。辭林參照。
- 二 辻敬助氏昭和四年「監獄法提要」第四一頁。
- 三 正木亮氏昭和七年「監獄法概論」第八八頁。
- 四 なお、安平政吉氏「保安處分法理論の體系的構成」(法協第五三卷第一〇號第八三頁)參照。
- 五 これらの諸論議を通じてその中にたゞ「傍道への進歩のみ認めらる」とするものに、前田幸之助氏「戒護」(刑政昭和十二年第五〇卷第一〇號第六一頁)。わたくしと甚だしく見解を異にするわけである。
- 六 前田氏前掲第六〇頁。また、『戒護の定義として價値なきもの』とも絶叫するのである、前田氏前掲第六一頁。
- 七 觀念の獨立性と恒久不變性とかを論ずること如何。ナンセンスは歴史性とか進化とかといふ事を無視するところに生れる。
- 八 前田氏前掲第三九頁。曰く、『實質的意義に於ける戒護とは「在監者に對する國家の支配を維持確保するを直接の目的とする實力強制」を謂ひ、是を法律的戒護と稱することが出来る。而して實に之が本來の戒護である』。
- 九 いろいろの戒護論が成り立つ。その價値を決定するものは刑事政策的要請である。

二

あらゆる學がその應用學として行刑に適用せられる。監獄が一つの小社會であることの歸結である。從來監獄學或

ひは監獄法學と稱せられてゐるものの體系中には他の多くの學の所産が採り入れられて居り、單に形式的なる成文監獄法の解釋を主題とするものもなほ純粹にそれのみにとどまることを得なかつた。而して、そのうち特殊研究の部門を除けば、監獄法學又は監獄學の名の下に一般的にして概括的なる目的を以てものせられたる従前の諸論著はその中に混然少くとも次の三を含んでゐる。即ち、行刑法學、行刑學、刑事政策の三である。

刑事政策 Kriminalpolitik とは犯人の人格において個別的方法に依つて爲される犯罪闘争手段であると解せられ(九)る。『刑事政策』の概念は必らずしも確立せられてゐるとは云ひ難いのであるが、ともかく廣義に於ては犯罪の原因並に刑罰の作用に關する科學的研究を基礎とする一切の諸原則をいひ、國家はその原則に従つて犯罪闘争手段としての刑罰及び之に類する諸制度を採り上げる。われわれはここではリストに従つて右の廣義の『刑事政策』のうちから社會的關係に對して働きかける意味のものを除くのである。従つてそれは個人の改善的教育をその任務とするものであり、また、それは現行法に對する價值判斷の規準を與へ且つ妥當すべき法律を發見するの機能を持つものである。

しからば此の刑事政策の埒外に立つて行刑の事を論じようとする企圖は一切空しいであらう。刑事政策乃至刑罰理論の變遷を知ることなく、その現状を把握することなくして行刑の如何なる部面をも適切妥當に解釋し得るものではない。目的要素を無視し刑事政策から離れて今日の行刑を正しく論ずることは出來難い。戒護論を爲すに當つても亦然りである。(一〇)

行刑學とは謂はば行刑技術學である。それは事實關係を對象とし、監獄に於ける經營の技術を研究する。而してそれは行刑に依る刑罰目的の實現に向けられてゐるものであつて刑罰目的の實現のための手段が正當であるか否かを研究する技術的科學なのである。(一一)それは改善乃至教育といふことをその内容とし特別豫防を目的とするところの技術に關する科學である。(一二)

戒護の作用は之を此の行刑技術學の線に沿うて研究することが出来る。然し、行刑學として戒護を研究することは戒護を單なる實力行爲としてのみ研究することに歸するのではないことを知らねばならない。

行刑法學とは監獄法を源とする一の特別行政法學である。自由刑の執行過程が司法作用ではなくして一の行政作用であることは論の無いところであり、そこには特別なる行政法が存在しなければならぬ。その特別なる行政法は國家と受刑者との間に特別なる權力關係の法律的規制を設定するものである。(一三)此の權力關係の發見乃至認識は應報觀念の下では生れ得ないものであり、従つて監獄に於ける行政法學的研究の誕生は古いことではない。而して、行刑の法律化といふ言葉によつて従前論ぜられ究明せられて來てゐるものは、畢竟するに監獄行政法學的研究に到るべきものである。此の行刑法學は行刑に於ける強制的特別權力關係を規律する成文監獄法及び附屬法を法源とし、一般行政法學の理論に従ふ。(一四)

監獄行政の各部門は多くは他の一般行政の場合と異なるところがない。當然である。その官吏法、その會計法なども原理的に他と共通である。

監獄行政に特別にして主たるものは警察的行政である。それは、行刑といふものの特殊性に基く。即ち、受刑者の國家に對する關係は公法上の營造物關係であり、その關係が強制的であることを特色とするが、強制的であるからその權力關係が法律的に規制されることの必要が任意的な場合よりも更に緊要であり、従つて監獄内の警察的色彩は一般社會に於けるそれよりもはるかに濃厚である。自由刑執行の場所たる監獄内に於ては收容者は専ら概括的にその自由を剝奪せられる。そこでは一般行政警察の場合に於けるが如き特別なる治安目的を擧げることがないのであり、それだけに警察的色彩が強度であるのである。

しかしながらその濃厚にして強度なる警察的色彩にも自らに限度があり限界がなければならぬ。所謂自由刑醇化

の要望がそこに生れるのである。

自由剝奪の名の下に自由以外の権利をまで侵害してはならず、さらに、他面に於ては、不必要にしてむしろ有害無益なる程度にまで自由を剝奪することを避けねばならない。自由刑は醇化されねばならないのである。その自由刑醇化の運動の歴史的推移は即ち行刑に於ける警察行政法の進化史となるものであり、而して、その自由刑醇化の推進力となるものは、一にはひろく刑事政策乃至刑罰理論の発展であり、<sup>(一六)</sup> 延いて今日に於ては二に自治制度をまで包含する行刑累進處遇の精神である。<sup>(一七)</sup>

刑事政策の發展に基き且つ累進處遇の精神に育まれて自由刑に於ける自由剝奪の程度が漸次に醇化せられ緩和せられて、一般社會に於ける警察作用に基く自由制限と相接近するに至る。そこに、一方では、受刑者再社會化の作用を見て之を謳歌するものがあり、他方では、刑の弛緩を見て之を嘆ずるものがあるわけである。

とまれ、わたくしは監獄行政に關する法學をそれとして鮮明するの立場に於て戒護なるものを理解せんとし、行刑學を體系化せんとするの立場に於てあらためて「行刑警察」なるものを考へようとするのである。それは、逆にまた行刑法學に占むる行刑警察法の地位を考へ、その行刑警察を以て今日法文に所謂「戒護」に最も近いものと考へるのである。

九 木村龜二氏「刑事政策の諸問題」第二頁以下に従ふ。

詳細なるものに、Handwörterbuch der Kriminologie, I. Band, S. 861—71.  
別に、安平氏前掲法協第五三卷第九號第三頁註二參照。

一〇 戒護論をなすに當つて強いて刑事政策を無視すると後には事實行爲のみを残すことになるであらう。それは戒護の作用から一切の命令的部面を強いて捨象して執行的部面のみを残すに至る。  
前田氏前掲第三八頁以下に依れば、戒護は單純なる實力強制作用であつて、國家と受刑者との間の『行刑關係』はず

べて『戒護以前の支配服従の關係』(第四二頁)である。そこで戒護の『本質は刑罰理論従つて監獄の目的より獨立して理解されねばならぬ』(第三八頁)といふことになり、延いて規律訓練などの効果の發生は戒護の目的からは離れたものであつて單なる『反射的結果又は副産物に過ぎぬ』(第四一頁)とすることになる。その反射的結果とか副産物とかいふ語に就いてもわたくしは極めて意義曖昧なるものを發見するのであり、立論を吟味反省してここから再出發せらるべきものとする。後段參照。

一一 武藤文雄氏「行刑に於ける法律關係と事實關係」(刑政第四七卷第三號)參照。

一二 『監獄學(行刑學)は純粹な應報刑論の下においては存在しなかつた、否存在することができず、何らかの教育的分子が刑罰の中に織り込まれたときに始めて、それが發生する』(武藤氏前掲第二五頁)。

一三 職務規範の意味ではない。

一四 作業特別會計法の要請があることはここでは云はない。

一五 武藤氏前掲第一四頁。

一六 行刑に於ける警察行政即ち行刑警察を以て刑事政策乃至刑罰理論に無縁のものとして解しないのである。

一七 累進處遇の精神から發表する自治思想に就いてここで詳論することをしない。ここではたゞ、われわれは、「自治戒護」といふことに就き思ひ及ぶべきであるとする。

自治戒護も一つの戒護である。應報思想の下に於ける戒護と此の自治戒護とを考へ併せて、そこには『獨立して恒久不變なる戒護の存在』(前田氏前掲第六一頁)を見得るであらうか。強いて見る『獨立して恒久不變な戒護』論をいかに所存すべきであらうか。

自治戒護といふことに就き、正木氏「行刑法」(新法學全集、第三七頁)參照。

三

國家は受刑者に對して特定の行爲不行爲を命令する。刑罰權に基くこれらの命令の種類は多々存する。<sup>(一八)</sup>が、そのうち、行刑警察目的の爲に發せられるものに行刑警察及びひろく行刑警察下命がある。監獄法の中にあるものを別とし

て、監獄法施行規則を始め數々の命令（通牒或ひは達示の類に至るまで）のうちになれわれは行刑警察目的に出する命令的行政行為を發見するのである。<sup>(一九)</sup>

行刑警察下命は刑罰權に基く特別なる權力關係の存在の前提の下に受刑者に對して法規の如き形式を以て發表せられる。<sup>(二〇)</sup>

しからば翻つて行刑警察目的とは何か。行刑警察の目的は規律維持である。行刑警察の目的は隔離作用の充實である。行刑警察の目的は社會の康寧保持である。ひろく社會の安全を保持するために隔離の完璧を期し、隔離目的の爲に規律の維持がとめられるのである。<sup>(二〇)</sup>

行刑警察下命は此の行刑警察目的の下に發せられる。その限りに於てのみ下命は合法的であり妥當的である。たゞ、此の行刑警察目的を達成するが爲に受刑者に命ずる自由の制限の範圍は必要以上のものであつてはならないのでありその必要の程度の認定は一般刑事政策乃至行刑の思潮の影響下にある。即ち固定的・靜的なものでなくして進化的・動的なものである。<sup>(二一)</sup>そこで行刑警察目的を阻害しない限り、事は遂に自治戒護の容認にまで到ることになるのである。<sup>(二二)</sup>

一八 國家が受刑者に對して發する行為不行爲の命令にはいはば作業命令・教化命令などがある。「戒護命令」もあるわけである。

一九 行刑警察下命がそれとして明確に編集せられてゐるのではない。監獄法そのものの組立がすでに便宜的なものであり、その後の附屬法規も行政法的に體系づけられてはゐないからである。われわれは行刑法規の中から行刑警察下命を探し出さればならぬのである。ここでは一々列挙することを止める。下級命令中の例示は、受刑者遵守事項の中にもあり、また受刑者動止法（達示）などもある。

これらの命令を一括して「處遇」の名の下に追ひやつて整理抹殺しようとするのはまことに簡單ではあるが便宜的に過ぎるであらう、しかもその「處遇」といふ慣用語に依つて示される法律的内容は漠として不明である。（前田氏前掲第四一頁には云ふ。『在監者に對する國家の支配は之を監獄に於ける處遇と爲すが、戒護は此の處遇の維持確保を

目的とする。……國家は在監者に對して不特定の行為不行爲を命令し得るが、此の命令は處遇の概念中に包含さるべきものであつて、戒護の關與すべきところではない。』

二〇 行刑警察目的は消極的なものといふべきである。而して、規律維持はその消極的なものである。規律維持といふことは之を教化價值の上から評價することも出来ること勿論であるが、ここでは、基本的には戒護上の一大要請であるとする。觀念の醇化である。混同があつてはならない。（紀律違反と之に對する懲罰とはすでに行刑警察のものではない。）行刑警察の目的は規律維持・隔離作用の充實・社會の康寧保持であるが一般的にはその「隔離作用の充實」を擧げて足りる。

二一 前節参照。

二二 此の方向に向つての行刑警察下命の範圍の縮少傾向が、誤つて、戒護全般の弛緩現象を生むところに現下累進制度運用上の難問題があるのであるが。<sup>(二三)</sup>

行刑警察目的に出づる命令が遵守せられないとき國家は強力を以て之に臨む。それが行政法上の直接強制である。<sup>(二四)</sup>直接強制は法律的行爲でなくして事實上の作用である。<sup>(二五)</sup>直接強制には嚴格なる限界がある。<sup>(二五)</sup>

一般に『警察強制は行政警察の目的ではなくして其の手段であり、而かも止むを得ざるに出づる手段である。』<sup>(二六)</sup>行刑警察に於ても亦然りでなければならぬ。戒護官吏たるものは必らずしも直ちに行刑警察強制を執行することなく、強制に非ざる手段に依つて其の目的をも達成することに努力すべきであり、實力強制によつてのみ行刑警察目的の實現を所期する安易さに就いてはならないのである。<sup>(二七)</sup>

二三 戒護の有する實力強制は直接強制のみである。他の強制執行の方法はない。

しかるに、戒護の實力強制として懲罰を擧げるものがある。（前田氏前掲第四三頁、『戒護の有する實力強制は之を二つに分つことが出来る。一を直接強制とし、他を懲罰とする。』第四七頁、『監獄法は懲罰を第十一章賞罰の部に

規定してゐるが、懲罰を以て戒護の手段なりとせば之を戒護の章に規定すべきであつた。……懲罰の性質を明かにするところがなかつた故なりと謂はざるを得ない。』懲罰の性質を明らかにすれば、それは決して戒護の手段ではない。戒護の手段であつてはならない。

戒護は純然たる行政作用であるが、懲罰は司法的性質のものである。それは決して強制執行の方法ではない。(それは勿論行政罰ではない。) 而して、また、懲罰は、『威壓以て恣意の行爲を斷念せしむる(前田氏前掲第四五頁)』の性質即ち一般豫防的性質に沈倫して然るべきか。『直接強制の補助(同上)』として濫用して然るべきか。

刑罰の目的が特別豫防的・教育的である今日に於て懲罰のうちに一般豫防的・應報的なるもののみを見ようとする、そこに誤謬の根源がある。なほ、木村龜二氏「理論としての刑罰と實踐としての刑罰」(刑政第四九卷第一二號第一頁)参照。

二四 直接強制の方法に就いては述べない。いろいろの論著に既に相當に詳しいからである。

此の直接強制なる事實上の作用のみを以て戒護の作用なりとするのはその立論の根底が下級戒護官吏的立場(行政警察に於ける交番巡査的立場)にあるからであることなここに明らかにしておきたい。監獄の「戒護」(わたくしの行政警察)を掌るものは單に執行機關として實力強制の任に當る下級の「戒護官吏」のみではなく、その命令・指揮監督を任とする上級官廳があることを忘れてはならないのである。現場に即し過ぎる一種の戒護論は「行刑警察下命」を忘れた(前田氏前掲第四二頁)、『國家は在監者に對して不特定の行爲不行爲を命令し得るが、此の命令は……戒護の關與すべきところではない。』

二五 論及しない。

二六 村上恭一氏「行政警察の本領」(警察研究第八卷第九號第三六頁)。注意・勸告等を擧げるのである。

二七 今日の実狀に於てはこの事こそ實は却つて安易ではなくなつてゐる。一種の刑の弛緩現象。

—(一三・一・八夜半)—

明治監獄年譜(十一)

辻 敬 助

三〇 明治三十年

一月

(1) 英、照、皇、太、后、陛、下、御、登、遐、囚、徒、の、服、役、を、特、免、せ、ら、る。

皇太后陛下には舊臘來の御風氣より肺炎に御變症、此月十二日竟に崩御あらせられ給ふた。仍て當日より五日間定役に服すべき囚徒の服役を特免せられ、次で御發棺、御埋棺の當日又同じく特免の恩命に浴し、一同謹慎靜肅裡に哀悼の至情を表した。

(2) 減刑、大赦の恩命。御大喪に丁り惠澤を施されんが爲、特に減刑令並に大赦令煥發あり、一月十二日前確定判決を受けたる囚徒にして其執行前又は執行中に係る者は總て減刑の恩命に浴し、刑期概ね四分一を減輕せられた。大赦は臺灣新附の民をして、恰く皇化に霑しめられんが爲、特に或種の犯罪に限り行はせられたのであつた。當時この減刑の恩命に浴せる在監受刑者總數は五萬三千

六百二十二人で、内發令當日放免したる者、九千九百九十七人、別房に留置したる者、千五百五十三人、北海道集治監内地送還囚二千四百九十五人であつた。

(3) 減刑執行及免役中の狀況。内務省は減刑令發令當日午前零時を期し、府縣知事、集治監典獄等に宛て至急官報を以て勅令發布を電達し、各監獄は夜の明くるを待ちて、教誨堂若くは廣場に式場を設け聖旨を傳達した。前橋監獄沿革史は當時の狀況に付て「全囚擧て歎歎感涙し、中には感激の極聲を放つて涕泣する者亦尠からず、皆聖恩の優渥なるに感激した。」と記し、又徳島監獄沿革史は「大喪に丁り、減刑且免役を行はせらるゝや、一般に謹慎を表し、深く皇恩に感泣し、其免役期間監房内に於ける狀況は寂として聲なく、絶て不謹慎の者なく、極めて靜肅なりき」云々と誌してゐる。以て當時各監獄靜肅感激の狀態するに餘りある。

(4) 北海道集治監囚の内地送還。北海道集治監に拘禁す

る囚徒にして、減刑に依り直ちに放免となるべき者は普通の釋放者に準じ、内地放免の方針を以て、内地へ向け送還することとした。即ち本監及空知分監千五百八十二人は小樽及室蘭兩港より、釧路、網走、十勝三分監九百十三人は釧路港より夫々汽船に搭じ、一旦青森、神奈川神戶、門司等へ發配し、釋放地監獄より出張の戒護看守に引渡し、若くは警察遞傳に依り釋放地監獄に移送した。

(5) 御内帑金御下賜。尙當日は各地方慈惠救済の資を補はしめられんが爲、特に御内帑金四十萬圓を北海道並に各府縣及臺灣へ御下賜あらせられた。

二月

(1) 懲戒罰免除の恩命。明治三十年一月十二日前に於て懲戒又は懲罰に依り、免官免職されたる者、及停職を命ぜられたる者の懲戒懲罰を免除せられ、聖恩は又非行の官吏にも及んだ。

(2) 在監人行狀調査及賞譽規程。從來の已決囚賞譽監査内規は明治十五年の制定に係り、往々解釋上の疑義あるのみならず、頗る不完全なりとの非難ありしを以て、

(1) 減刑出獄者の改悛狀況報告を徴す。減刑出獄者の保護取締に付ては、二月地方長官會議に於て内務大臣より特に懇諭する所ありしが、今回更に之が徹底を期する爲、減刑放免者出獄後の職業並に行狀表及出獄後犯罪表を毎年六月、十二月の兩度に提出方を命じ、尙此際特に出獄後一ヶ月間の實績を報告せしむることとした。

(2) 減刑再入者の特別處遇。徳島縣監獄署に於ては減刑再入者に對し、左の如き特別處遇を開始したが他の府縣に於ても之に類する處遇を爲すもの少くなかつた。

1. 監房工場を別異す。 2. 襟番號を區別し、特に「號」の字を附す。 3. 搗工、木挽等の強役を課す。

(3) 囚徒費用に關する法律案の不成立。重罪の刑に處せられたる男囚及舊法懲役七年以上の男囚の拘禁及護送に關する費用は國庫より支辨する法案を、政府案として衆議院に提出した。これは數回提出せる監獄費國庫支辨案の變形ともいふべきものであつたが、委員附託中會期終了し、又々不成立に終つた。

五月

(1) 看守勤務方法便宜に依らしむ。看守勤務方法は明治

昨年典獄會同に際し諮詢の上、愈改正を見るに至つたのである。今回の改正に依り (一) 行狀調査に付ては看守及女監取締等在監者に直接する職員の觀察を參酌し (二) 尙賞譽に際しては監獄書記、看守長、監獄醫、教誨師、看守部長、及看守又は女監取締を會同し意見を諮問する事に改め、一層個別處遇の適切を期することとなつたのは、行刑處遇上の一大進歩といはなければならぬ。

(3) 各地の保護演說會。保護事業の勃興。此月、留岡、原、小河氏等發起となり神田青年會館、横濱青年會館等に出獄人保護演說會を開いたが、神田青年會館に於ける清浦法相の熱辯は聽衆に多大の感銘を與へ、其内容は都下新聞雜誌等にも轉載せられ、各方面に對し大なる反響をよび、斯業發展の推進力となつた。時の樺山内務大臣又地方長官會議及典獄會議に於て、諄々として斯業の重要性を説き、地方官の努力斡旋を促す等朝野舉て斯業の振興に努力せる爲、原氏の東京出獄人保護所を初めとし、多數の保護會の新設並に組織改善を見、斯業は茲に劃期的の發展を遂ぐるに至つた。

三月

廿六年獄務概則に依り獨乙式の晝夜分勤の制を採用せられたるも、其後各地の實驗に徴し、夜勤の連續勤務は著しく健康を害し我國情に適せずとの非難あるに鑑み、勤務方法は各地の任意に委し、地方の狀況に依り便宜取扱ひ差支なき旨を通牒した。

(2) 巡查看守俸給令を定む。從來巡查及看守の俸給は各別に規定せられ、往々にして其間に懸隔を生ずるが如き場合ありたるを以て、今回巡查俸給令及看守俸給に關する勅令を合して、新に巡查看守俸給令となし、一級十五圓、二級十三圓以下七級九圓と定めた。之に依りて從來の最低額八圓は九圓に改められたが最高額は依然として据置かれ、未だ容易に待遇の改善を見るに至らなかつた。

六月

(1) 警視廳三監獄署を置き尙第四部長を新設す。東京府下の三監獄本支署は今回各獨立の監獄となし、監獄署長の内一人は警視廳第四部長を兼ね、全監獄事務を統理せしむる事とした。これは從來警視廳所轄各監獄の大に過ぎ、且三ヶ所に分在し監督不充分なる嫌ありしに因り、各獨立の監獄としたのである。新歸朝者の小河滋二郎氏鍛

冷橋監獄署長となり第四部長を兼ねた。  
 (2) 警部、監獄書記、看守長特別任用令並巡査、看守考試規程。警部、監獄書記、看守長特別任用令を設け、巡査看守在職三ヶ年以上にして精勤證書を有し、現に其職を奉ずる者は實務の成績を考査し及學術を試験し、巡査は警部、看守は監獄書記、看守長に任用する事を得る旨を定めた。廿三年看守長、看守副長、特別任用令を定め、奉職滿五年以上の看守にして精勤證書を有する者に對し特進の途を開いたが、今回は之を三年に短縮し、新に巡査看守考試規程を設け、之が詮考の適正を期したのである。

七月

(1) 第四回典獄會議。今回の會議は主として明治三十二年實施豫定の條約改正、治外法權撤廢に伴ふ外國人處遇問題 諮問の爲召集せられたのであつた。從て樺山内務大臣の訓示も (一) 條約改正に伴ひ外國人拘禁の場合に於ては、慎重の注意を加へて緩嚴其度を異する事なきを期する事 (二) 外國人拘禁に伴ひ獄舎設備の改善の急

し得るか。  
 2. 監獄醫の撰釋及採用上の實況如何。  
 3. 監獄醫は監獄統計に對し如何なる責任を有せしむるか  
 此の外各監獄より提出せる協議事項六十二項(内三十二項撤回)に付ても夫々協議を行つたが特記すべきものがなかつた。  
 (2) 監獄局の再置。内務省官制を改正し、内務省に監獄局を置き監獄に關する事項、並に假出獄及監視假免に關する事項を掌ることを定められ、尙同時に監獄事務官一人を設け監獄局に屬せしめられた。監獄局の設置は改正條約實施準備に伴ひ獄舎の改造、處遇の改善等監獄改良の急務なるに因り其必要を認められたのであるが、要するに當時澎湃たる監獄改良運動の所産と見るべきであらう。監獄界の喜びは譬へん方なく最大欣快事として之を迎へ監獄改良の前途を祝福した。尙此月警視廳典獄小河滋二郎氏監獄事務官に任せられた。

八月

(1) 北海道集治監内務省直轄に復す。此月拓殖務省廢止の結果北海道集治監は再び内務省直轄の舊に復した。

務なる事 (三) 監獄改造に付ては、歐米の長ずる所を取捨し、我が短を補ふ事 (四) 囚人處遇に付ては、特に其個人的關係を省察して各々其の待遇を爲すべき事等を説き、尙過般煥發せられたる減刑令の運用に付ては、聖旨を奉戴し感化保護事業の振興を圖り、十全なる保護方法を講ずべき旨を懇諭した。

次に諮問事項は左の如くであつた。

1. 外國人處遇法十九項目に關する意見。
2. 看守考試規程改正に對する意見(内務省草案を提示す)。
3. 屏禁罰を廢止し、重量體運搬罰を設くるの可否。
4. 強烈なる體操科を設けては如何。
5. 携帶乳兒の年齢を滿二歳以下とするの可否。
6. 再犯以上の者は初犯囚と其取扱を異するの必要なきや。
7. 民間保護會社感化院の役員又は僧侶學者をして分房訪問を爲さしむるの可否。

尙本會議に於ては檢事總長春木義彰臨席し、檢事局關係に就て取扱の實況に付腹藏なき意見の開陳を求むる所あり、尙後藤衛生局長より左記事項に付、意見の聽取あつた。

1. 現時の事務上に就て衛生統計を綿密にするも之が實行を期

- (2) 留置人食費増額。警察留置場に留置する者の食料は從來一食二錢五厘であつたが、戦後物價騰貴に伴ひ之が増加の必要に迫られ一食五錢以下と改められた。
- (3) 徳島縣監獄署工場焼失。徳島縣監獄署桶工場より出火し、工場二棟を全焼し、一棟を半焼した。其損害は二千三百五十圓と算せられた。在監者數名は放火の嫌疑を以て司法警察官より告發せられたるも、孰れも豫審免訴となり、原因は營繕用孛苜の自然發火と推定された。

九月

(1) 看守採用規則の改正。從來の年齢制限を緩和し、四十歳未滿を四十五歳未滿に改め、尙判任官以上の職を奉じたる者を無試験にて採用し得る事に改めた。戦後償金の流入等に促されて各種の事業勃興し、産業界は非常なる活況を呈したると、一面物價の異常なる騰貴を來したる爲、下級職員の新募益々困難を加へたるに因り、遂に採用條件緩和の已むなきに至つたのである。

(2) 朝鮮米及外米の支給。各府縣監獄は内國米價格騰貴に伴ひ、漸次之に代へ朝鮮米若くは外米を支給するも

の多く、又地方に依り認可を得て麥に代へ外國米を支給するものあるに至つた。長野縣下伊那飯田地方の貧民二千餘人蜂起暴行したのもこの頃の事である。

十一月

(1) 囚人及刑事被告人押送規則を定む。囚人及刑事被告人の押送は原則として、警察署又は警察分署の遞傳に付するものとし、十里以内の押送、汽車、汽船の便ある地方間の押送又は一時多數の囚人若くは刑事被告人の押送等は此の原則に依らざる事を得る事、又同一廳、府、縣内にある監獄間囚人の押送は看守長、看守をして爲さしむる事等を定めた。次で十二月には囚人及刑事被告人押送細則を設け、押送中の心得等を詳悉し尙押送狀の雛形等を定めた。

(2) 新潟粟の木川鐵橋爆破事件。北越鐵道會社、新潟停車場を市外沼垂に置かんとするや、市民中會社の反省を促がさんことを期し、爆裂彈を裝置して新潟近傍粟の木川鐵橋を破壊した。該事件の首謀者櫻井一作外三名は共に輕懲役七年に處せられたが櫻井は三十五年特別特赦となつた。氏は釋されて家に歸るや、専ら私財を投じて、社會公共の爲に盡瘁し、殊に新潟縣保護會に對しては地

所、家屋を寄附し、終世深き同情と援助とを惜まなかつた。後市會議員に當選し、遂に衆望を擔ひて新潟市長となりたるも、晩年は不運の裡に歿した。

(3) 監獄官禮式を定む。監獄官吏にして定制の服裝を爲したる時は、總て警察禮式の例に依らしめた。從來に於ても、各府縣共概ね警察禮式に依らしめたが、今回典獄、分監長服制制定に伴ひ、改めて全國的に警察禮式に依らしむる事としたのである。

十二月

時衣の差入を許す。囚人、懲治人への差入は、刑期満了前に限り、時季に適當なる衣類の差入を適宜許可し得ることとした。これも出獄人保護の趣旨が内外に徹底するに至りたる結果と見るべきであらう。

三十一 明治三十一年

一月

(1) 群馬縣監獄書記の瀆職。群馬縣監獄書記杉原鉄太郎は、在監人携有金千五百餘圓、臨時收入金百十九圓、及額面千圓整理公債證書等總額約三千圓を横領し、五月

輕懲役八年に處せられた。

(2) 英照皇太后御式年祭特別教誨。英照皇太后陛下御一周御式年祭に付、囚人の懲罰の執行を停止し並に一般囚人の役業を休止し、且式場を設け、教誨訓諭を施し哀悼の意を表せしめた。

(3) 第一回監獄茶話會開催。小河監獄事務官其他の發起に係り、其第一回を神田青年會館に於て開催し、參會者百數十名を算した。當日は 一、留岡幸助氏の條件附裁判並刑の執行猶豫制度、二、小河滋二郎氏の改正刑法草案に就て、三、山本徳尙氏の幼年犯罪者に就て、四、原胤昭氏の出獄人保護實驗談等の講演あり、頗る有意義なる會合であつた。越えて二月第二回茶話會に於て監獄茶話會内規を設け、一、本會は監獄事業の改良發達を計圖せんが爲組織し、朝野を論ぜず斯業に熱心なる人士を以て會員とし、二、會費は一回毎に金十五錢とし、三、二ヶ月毎に一回開催すること等を決議した。毎回討論の經過講演内容等は専ら警察監獄學會發兌の監獄雜誌に掲載せられ宛然同誌の附屬事業たるの感があつた。明治三十二年同誌の協會雜誌に合併せらるゝや監獄協會之を繼承して今日に至る。

(4) 監獄英語必携の發刊。警察監獄學會の出版に係り監獄用語の學修を目的とせる簡易獨習書であつた。大日本監獄協會雜誌が其附録として英文監獄則を掲載し、又各監獄に於て英語講習會を開催したのも此頃のことである。改正條約實施後の外國人の收容に付ては、各監獄共多大の不安を抱き、監獄設備の改善より吏員の薰育に至る迄細心の注意を拂ひ、警視廳の如きは看守容裝心得を制定して職員品位の向上に努めた。

五月

(1) 監獄費國庫支辨案又々不成立。五月政府は第十二回臨時議會に對し、監獄費國庫支辨案を「追加豫算」として提出したが、衆議院に於て否決の運命に會した。越えて十一月、第十三回通常議會に於て井上角五郎外十六名より議員案として提出し、漸く可決を見たるも、貴族院に於ては可否を決するに至らずして會期終了した。

(2) 苛遇戒飭。内務省は改正條約實施の期迫れるを以て、在監人の待遇に一層注意を加へ、苟も苛遇虐待に涉らざる様戒飭すべき事を命じた。萬一不祥事等の發生に依

り國際上物議を醸し、改正條約實施の延期を見るが如き事なきを期したのであつた。

九月

(1) 第五回典獄會議。板垣内務大臣の訓示は、先づ遇囚の基本觀念として、1. 囚徒は無辜の民なる事を記憶すべき事、2. 名譽心、廉恥心、貯蓄心を得せしむべき事、3. 慈仁博愛の心と信義を以て處遇すべき事、4. 寬嚴其宜きを得べき事等を説き、尙監獄統計の重要性、監獄衛生の尊重、教誨刷新の急務、監獄官吏品性陶冶、外國人の處遇等に付其抱負の一端を示し、且前例に依り

1. 典獄の管内巡視方法 2. 在監者處罰據證方法 3. 書信接見狀況 4. 入浴喫食の實況 5. 授業手採用標準等に付て口頭諮問があつた。

諮問事項は廿八項目の多きに上つたが其重要なるものは 1. 看守教習規則改正案（内務省草案を提示す） 2. 教誨改良に關する意見 3. 看守勤務法 4. 雜居房拘禁別異の標準 5. 分房に拘禁すべき在監人の拘禁順位、6. 囚人服色 7. 在監人行狀視察の方法、8. 差入屋及代書人に付如何なる弊害を認むるや、之を矯正

(2) 巢鴨監獄教誨師事件。本事件の發端は、當時の巢鴨監獄署典獄有馬四郎助氏が内務當局教誨刷新の内意なりとして、最近歸朝者基督教牧師留岡幸助氏を教誨師に任じ、東本願寺派遣の僧侶四名中一人を残して他の三名の退職を要求せるに始まるのである。是等教誨師は、この突然の要求に憤激して直に連袂辭表を提出すると共に教誨堂内佛像を搬出し、急を本山に報じた。蕉拔の人石川舜臺師は、恰かも當時本山參務の要職に在り、如此當局の態度に激怒して各方面に檄文を配布すると共に同派内同志と相謀りて神田錦輝館に於て大演說會を開き、當局の態度を難詰する所あり、遂に完全なる政治問題と化し東京府會は巢鴨監獄署典獄の處置を不當となし、佛教に依り教誨を爲すべしと決議した。茲に於てか政府は石川師の態度を遺憾として、之が處分を要求したが、本山は自己の信念に基きたる行動にして處罰の理由なしとして不問に付した。斯くて兩者の確執益々甚しく、遂に帝國議會の問題となりたるも、偶々尾崎文相の共和演說に端を發し内閣瓦解となりたる爲大事に至らずして止み、後任西郷内務大臣は先づ有馬典獄を市ヶ谷監獄署に轉じ、次で翌年四月留岡幸助氏を新設警察監獄學校教授に任じ、

する方法如何、9. 放免時監獄門前に於て歡迎の弊風を矯正する方法等で外に書面を以て答申を求めたる諮問事項は 1. 看守給與品及貸與品規則改正に關する意見（内務省案を提示す） 2. 外醫診察許可に關する意見 3. 監視の利害及之に對する改正意見、4. 内務報告例改正に對する意見（内務省草案を提示す） 5. 出獄人保護及不良少年感化事業の現況並計畫 6. 各種監獄現況に關する調査表二十五項等であつた。尙指示事項として外國人處遇方針等總計三十八項目に互り、處遇上並に執務上の詳細なる注意あり、又臨席の横田檢事總長は刑罰の主義及行刑方法に付所見を述べ、長谷川衛生局長は監獄衛生並に傳染病豫防消毒に關する注意事項を演述した。其他各監獄提出の協議事項三十項目に付ても熱心協議を行つたが、左記建議事項の外は特記すべきものがなかつた。又會議中巢鴨監獄、市立巢鴨病院及東京養育院の參觀等も行はれた。

1. 典獄正裝改正の件 2. 監獄官吏の名稱を改め、雇員を全廢し、看守の定員を増加せられ度事、3. 八種傳染病患者の入監を拒絶し得る事に規定せられ度事、4. 刑法草案に關する意見 5. 刑事被告人の處罰法を設けられ度件

さしもの紛糾も漸く落着を見るに至つた。

(3) 監獄官教科書（中村、三浦、上田三氏合著）の出版。本書は警察監獄學會の出版に係り、菊判六百頁の大冊にして監獄學、實務要領、刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、憲法、行政法、會計法規、統計學大意等監獄官に必須なる科目の全般を網羅し極めて簡明にして要を得たものであつた。先に巡查看守考試規程の發布を見、又近く看守教習規則の制定を見んとするに際し、之が適當なる教科書なきを遺憾として出版せられたものである。

十月

監獄局長の勅任昇格。先に監獄局の設置を見たるも、監獄局長は奏任官なりし爲、置局以來未だ專任者を置くに至らず、常に警保局長の兼攝する所であつた。しかも政務官たる警保局長は、内相の辭職と共に頻繁に更迭し、到底監獄改良の實績を收むる事を得ざるの實狀に在つた。斯道の改善に熱心なる時の内相板垣伯は痛く之を遺憾とし、時恰も行政整理の折柄なりしも萬難を排して監獄局長の地位を昇格し、他との併立權衡を得せしめたのである。

十一月

看守教習規則を定む。先に看守教習規則標準を定めたが今回は更に、1. 典獄の教習監督 2. 教習所を設置する事 3. 教官二人以上を置く事 4. 便宜期間を別けて時々試験を行ふこと等を加へ、一層看守の素質向上に努めしむる事となつたのである。

十二月

女監取締の服装は羽織袴を着用せしむ。女監取締の服装に付ては、従來何等の規程なく各府縣區々に互り、勤務者の任意に委するもの多く、往々にして不體裁なるものあるに鑑み、之が統一を圖ることとなつたのである。

三三二 明治三十二年

二月

(1) 臺灣監獄則制定。三十一年六月總督府の官制を改め従來民政を軍政に隸屬せしめたる舊套を一變し、尋で地方制度を改革して、臺北、臺中、臺南の三縣及宜蘭、臺

ば部外の無經驗者より蠶食せられ、監獄改良の實容易に舉がらざるの憾みあるのみならず、部内の士氣に關するものあるを以て、今回之が任用令を改正し、監獄人事の刷新を圖らんとしたのである。

(3) 稻妻強盜事坂本慶二郎捕に就く。昨春以來出沒自在東京附近を荒し廻りたる稻妻強盜も惡運盡きて遂に浦和に捕はれた。其犯跡は稻妻の名に背かず實に枚舉に追なく、強盜及強盜傷人、強盜殺人、強盜強姦及持兇器竊盜罪に依り水戸地方裁判所に於て死刑の言渡を受け、控訴上告したるも翌三十三年二月市ヶ谷監獄署に於て刑せられ、遺骸は兼て知合なる四谷鹽町長善寺住職の手に依り同寺に埋葬された。

三月

(1) 監獄費國庫支辨案又々不成立。衆議院議員堀家虎造氏は監獄費國庫支辨に關する質問書を提出し、又井上角五郎外三十六名は國庫支辨案を衆議院に提出し、三月三日可決を見たるも貴族院に於て審議未了となつた。

(2) 密室監禁の廢止。刑事訴訟法中改正あり。密室監禁の制を廢止し、又在獄中の被告人に對し發したる拘留狀は

東、澎湖、恆春の四廳を設け又各種法制の整備を圖り、専ら力を民政に注ぎ統治の面目を一新するに至つた。獄制に於ても漸次檢束、戒護を嚴密ならしむると同時に特赦、假出獄の恩典を履行ひたる爲囚情著しく改善を見るに至りたるを以て、臨時立法たる臺灣監獄令を廢止し、新に臺灣監獄則を制定し、更に遇囚諸般の施設を改善せんとしたのである。臺灣監獄則は概ね現行監獄則に則りたるも、其地勢、民情等を考慮し左の如き特別規定を設けた。

1. 當分集治監假留監を別置せず、但し流刑に處せられたる者も地方監獄に拘禁する事
  2. 本島人及清國人たる男囚の頭髮は習慣に依る事
  3. 囚人及懲治人に給する菜代は臺灣總督の定むる所に依る事
  4. 監獄則中内務大臣の職務に屬する事は臺灣總督に、府縣知事の職務に屬する事は知事、廳長をして之を行はしむる事
- (2) 典獄特別任用令の改正。集治監、廳府縣典獄特別任用令を改正し、三年以上監獄事務に従事したる者に非ざれば之が特別任用を禁じた。従來典獄の地位は動もすれ

司獄官吏をして執行せしむる事に改めた。

四月

警察監獄學校を置く。警察監獄學校官制を定め、校長、教授、幹事、書記の官等、定員、職掌を定めた。改正條約の實施に伴ひ優秀なる警察官並監獄官養成の必要に迫られ開設せられたのである。中央教育機關再興の議は既に日清戰役後屢當路の官憲に依つて考慮せられたのであるが、條約實施の愈々差し迫れる本年度に至つて漸く之が實現を見るに至つたのである。當時日清戰役の後を承け財政極めて不如意の際に於て、此の新規要求の容れらるゝに至つたのは、當時の山縣首相の熱心なる支持に因るといはれてゐる。校舍は櫻田門外陸軍教導團跡屋舎に修繕を加へて之に充て此年九月に開校した。

1. 職員

校長 内務次官兼任。

専任教授 津田精吉(元陸軍教授) 舟橋重三(元樞密院

屬) 留岡幸助(元教諭師) 山上義雄(元典獄)

林市藏(元内務屬)

幹事 中島幹事(元内務局)  
講師 松井茂(警視)、窪田静太郎(内務省参事官)、  
小河滋二郎(監獄事務官)、石渡敏一(大審院  
検事)、古賀廉造(大審院検事)、鶴丈一郎  
(大審院検事)、黒金泰義(警視)、西稷(豫  
備陸軍歩兵少尉)、木場貞長(法學博士)、小  
合伸(司法官試補)、副島義一(法學士)、田  
原良純(東京衛生試験所技師)、宮入慶之介(内  
務技師)、

フォン・コイデル(警察中尉)、カール・クリウ  
ゲル(警察事務官)、ドクトル・クルーゼン(區  
裁判所判事)  
第一期六ヶ月、第二期以後一ヶ年

2. 修業年限  
3. 生徒  
一、警察科には現任警部、監獄科には現任監獄  
書記、看守長中身健康全にして年齢四十五歳  
以下の者に付各廳府縣警察三人、監獄二人の  
割を以て嚴選す、(一種生)  
二、中學校を卒業し又は之と同等以上の學力を  
有し、警部若くは監獄書記、看守長たるの資格  
ある者、但し身體健全にして年齢三十歳以下  
の者に限る、(二種生)

4. 經費 (明治三十二年豫算)  
本校は學期を重ねること六回に及んだが日露戰爭の勃發  
に際し、財政緊縮の犠牲となりて、明治三十七年三月限

一金十萬四百三十一圓五錢  
内譯  
金九千三百六十圓 俸給及諸給  
金三千百八十九圓八十錢 廳費  
金五百三圓 修繕費等  
金二萬五千三百六十圓 備外國人諸給  
金一萬五千百八十七圓五十錢 旅費  
金四萬四千六百九十一圓七十五錢 雜給及雜費  
金一萬千四百四十九圓 創設費  
5. 教科目 科目は屢々變更が行はれたが監獄科一種生最初  
の豫定科目は左の通であつた。

| 科                       | 目                       | 時間  | 科    | 目            | 時間  |
|-------------------------|-------------------------|-----|------|--------------|-----|
| 監獄學(外國教師)               | 獄制沿革史                   | 八時間 | 實務演習 |              | 四時間 |
|                         | 免囚保護及不良少年<br>感化法        | 五時間 |      | 刑法、刑事訴訟<br>法 | 六時間 |
| 犯罪及刑罰論<br>檢束法<br>教育及教誨法 |                         | 三時間 | 憲法   |              | 二時間 |
|                         | 作業經理及會計法<br>監獄建築法<br>衛生 | 六時間 |      | 操練           | 二時間 |

り廢止せられた。此の間警察科は卒業生六百名、監獄科  
は同四百六名を出した。

五月

第六回典獄會議。西郷内務大臣は「監獄は人權の消長  
公益の安危と至大なる關係を有する」ことを強調し、尙  
條約の實施に付ては「外國人に對して我が法權の威嚴を  
保ち列國をして我監獄事業の整備を知らしむるに至る事  
を望む云々」と訓示し、内務次官及監獄局長も亦外人處  
遇に付慎重に研究すべき事を反覆敷衍する所あつた。諮  
問事項、指示事項各十三項中重なるものは  
一 諮問事項  
1. 看守定員改正の件 2. 各監獄署に於て備置くべき帳簿  
書類一定の件 3. 囚人郵便貯金取扱規定案(内務省草案を  
提示す) 4. 習慣犯者處遇の實況 5. 共同接見室を設く  
るの可否 6. 分房囚作業の種類及監督の實況 7. 囚徒を  
して作業指導せしむるの利害 8. 監獄則及監獄則施行細則  
改正案(内務省草案を提示す)

二 指示事項

1. 看守薰陶の方法 2. 教誨を平易剴切ならしむる件 3.  
教誨堂に於ける戒護方法 4. 教場内に於ける取締方法

六月

明治法制史の出版。(清浦奎吾)著本書は三編二十一章  
六百十四頁の大著にして維新以來諸般の法制に就き、各  
部類を分ちて精細に其起源沿革を歴敘し、尙緒論に於て  
は建國以來の我國法制の梗概を述べ、我國明治立法の因  
て來る所以を詳かにしたものであつた。當時未だ我國明  
治法制史として綜合的研究の見るべきものなく、資料の  
蒐集等に多大の努力が拂はれ、著述の勞作、年餘に涉つた  
力作であつた。尙其得る所の利得は、小河事務官の手に  
依り整理の上、擧げて貧兒養育、少年感化、免囚保護等  
の公共事業に寄贈せられ、斯業關係者は深く氏の篤志に  
感激したといはれてゐる。



## 懲 罰

大 森 洪 太

中學校の頃の昔話である。

私の生國は四邊山に圍まれ、山を越ゆれば、東西南北、いづれも他國——と云ふのも、大袈裟だが——で、日本の瑞西と云つたやうな處。そこで、中學生だが、勿論、大部分は同國人だが、少數は四方の隣國から來る。私の同級は百二十人位、そのうち、まづ百人は同國人、二十人は他國人（と云つても、日本人だが）。しかも、この他國人は東國人西國人各半數ほどで、不思議に、南北兩國人は尠く、理學界某部門の權威X博士は異數の例外たる北國人であつた。何だか、いやにうるさく國別のことを書くやうだが、この物語の發端は準國際問題だから、致方がない。

扱百二十人中の百人は本國人で、これは中正妥當の連中だが、少數黨たる東國組と西國組とは、いつも、喧嘩で終始して居る。黒い赤いの問題ではないが、右翼左翼と云つたやうに、事毎に、楯を衝く。それに、多少の理由もある。東國組にしる、西國組にしる、所謂渡り者——と云ふと語弊があるが、他國の學校の半途退學者——が二三人づゝ居て、これが、いづれも、元氣のよすぎる連中なのだが、この親分的存在が中心となつて、東國組、西國組、それ〴〵、相互に、自黨の勢威發現のために、鬭争を續けて居たのである。併し、絶對多數黨にして且穩健派たる我々本國組は、この情勢に全く無關心で、實は、東西兩組の抗

争の事實を、左程詳しくは知らなかつたのである。

或年、大阪に、中等學校の聯合大運動會があつて、それに參加を兼ねて、我等の中學も修學旅行に出かけた。その頃は、東西兩組の軋轢が愈々激烈となつて、形勢逼迫、將に何物かゞ閃裂せむとするその直前の無氣味な状態、つまり、山雨到らむとして風樓に滿つる工合だつた——のださうである。然るに、前に書いた通、本國組は一向その實情を知らなかつた。

大阪では、谷町のお寺で、二泊した。その第二夜に、食後、擔當の先生から、翌日の見學に關する注意があつて、それから就床まで二時間ばかり、自由散歩が許された。私は二三の友人と道頓堀や心齋橋筋を見物して、ぶら／＼と、谷町の方へ歸つて來たが、宿泊所たるお寺の手前三四丁の處で、坂の中腹、小住宅の立ち列ぶ眞つ暗な横町に、學生の制服姿が十五六、入り亂れて、撲り合ひをやつて居る。聯合大運動會に參加した中等學校の數は五十に近かつたやうに記憶する、それが、皆、大阪に入り込んで居るのであつて、

谷町界限にも、大分泊つて居る。どこの生徒だらうと云ふ好奇心が先きに立つて、近寄つて覗いたけれど、暗闇で、様子がどうも判明しない。一寸、向ふを見ると、どこかのお寺（谷町は寺の多い場所である）の築土塀がある。同行數名、期せずして、それに攀ぢ登つた。塀の上からは、おぼろげながら、攻撃防禦の一と手〴〵が、見分けられる。何しろ、脚の下で、ぼか／＼やつて居るのだから、面白いことは、面白い。無言でなぐり合ひをやつて居たのだが、痛いつ——と云ふ聲がした。それと同時に、喧嘩の渦卷の眞ん中で、白い物がびかりと光つた。後に考ふれば、これが、當時ジャツク・ナイフと呼ばれて居た大型（刃渡り五六寸）ナイフで、それで切つたから、切られた方が痛いつと叫んだのだが、聲と光と同時に云ふよりも、むしろ、瞬間的に、聲の方が先きだつたやうに思はれた。

びかりと、ジャツク・ナイフが閃くや否や、喧嘩の渦卷は、遽に、碎れて、十五六人の喧嘩仲間が、右往

左往に、散つてしまつた。併し、どや／＼と、彼等が現場を去る時、彼等の罵聲、怒號に依つて、それが、東組、西組の札付きの連中だつたと云ふことが、判明した。

面白いと思つて見て居たのだが、同級生だつたと気が附くと、面白いどころではない、これは困つたと心配し始めた。尤も、縦令、最初から、同級生だと云ふことがわかつて居たとしても、我等三四人の力を以てしては、到底止め難い激しい亂闘だつたから、止めなかつたことに付て、決して、自責を感じなかつたけれども、とにかくにも、我等の學校の恥辱である。遠近多數の中等學校が集まつて居るこの際だから、事件の漏洩は極度に防止しなければならない、それには、跡仕末が先づ以て肝要だ、ぴかつと光つたのは、兇器に相違ないが、それが現場に残つて居ては、事が面倒になる、その搜索が第一だと考へて、地上を丹念に調べたが、何も落ちては居なかつた。血も地面には流れて居ないやうだつた。

宿泊所のお寺へ歸ると、既に、事件は校長に報告せられて、關係生徒はそれ／＼別室で謹慎待罪中だつた。

旅行は豫定通續けられた。扱、歸校後、事件の調査が、連日、嚴密に行はれたが、内容は極秘になつてゐた。それでも、大體の様子は想像が出來た。東國組の十人が豫謀の上、西國組の頭目三人を毆打する手筈を定めて、特に、右の三人だけを巧に呼出して、亂打した。即ち、計画的であり、しかも、その計畫は詐欺的であつた。斯く、東國組の行動は甚しく卑劣だつたが、西國組の被害者にも同情すべき點はなかつた。被害者の一人が相手方の毆打行爲に對して、直に、大型ナイフを以て斬り付けたのだが、これは、正當防衛と觀られないことはないけれども、相手方の毆打行爲を待つて、むしろ、これを利用して、それ以上の危害を相手方に加へむとした形跡もなくはない。しかも、その大型ナイフたるや、善良なる生徒の所持すべき物件ではない。斯様な兇器を所持して居ること自體に、十

分の不良性が認識せられる——と云つたやうな都合だつたらしい。

事件の調査は終つたが、關係生徒の處分は手間取つた。何でも、その頃、學校當局と縣廳側との感情の上に餘程の阻隔があつて、打合はせに、とかく圓滑を缺いたものらしく、又、教諭の一人が加害者側數名の保證人になつて居た關係から、その教諭と他の職員との間に、多少の捫着もあつたらしい。

併し、斷罪の日は遂に來た。關係生徒が順次、校長室に呼込まれて行つたが、最後に、私も呼出された。私は勿論取調は受けて居ない。事件の當夜、學校の面目を思つて、現場の跡始末に、聊か苦心をした、その行爲賞すべしとあつて、お褒めの言葉を下さるのだからと思つて、心も軽く、校長室へ入つて行くと、校長を真ん中に、教師全員が左右に、威儀を正して、着席して居る。様子がいつもとは違つてゐる。やがて、無言の裡に、校長は起立した。職員全員もそれに倣つて起立する。愈々以て、調子が變である。

校長は紙に書いたものを讀み上げた——何學年級級長、大森洪太、右譴責ニ處ス——それから、校長はその紙を級監督の教諭に渡して、(この紙は、何故か、私には呉れなかつた)、私に向つて云つた。今回の不祥事件は學校の不祥事件であつて、又、何學年級の不祥事件である、何學年級から不都合な者を出したことに付て、君は級長として責任を負ふべきである、右のため、譴責處分をした、退席して宜しい——

一回の取調もしない、勿論、私自身の辯解は一言も聞かずに、高飛車に、霹靂を下したのである。それは、大に不服だつた。しかも又、成程、私は級長でもあり、特待生でもあつたが、東西兩組の軋轢は抑々入學以來のことで、私の力を以て緩和し得べきことではなく、且、當夜の現場の實情に徴するに、若し、私が生意氣に止め男の役を買つて出たならば、私自身が半死半生の目に遭はされただらうし、喧嘩は却て、餘計な第三者の介入に依つて、激化せられたに相違ない。それに拘らず、懲罰の飛ばつちりを受けると云ふの

は、いかにも、わからないことだと思つた。

學校の懲罰には、不服の途がない。黙つて、退席して、扱、歸校の途中、つらく考ふるに、同級生のうちにも、不都合があつたとすると、それは、とにもかくにも、級長の責任である。縦令、級長だけの責任ではないにしろ、級長も亦當然其の責任の一端は分擔すべきものである、級長は、云はゞ、級全部をお預り申して居るのだから、具體的の場合に、手落ちがあつたか、なかつたか、それは、懲罰の輕重の問題には影響するだらうが、級に生じた不都合に付ては、手落ちの有無如何に拘らず、常に、責任を負擔すべきだ――

斯く考ふれば、自分に對する懲罰は、むしろ、當然で、或は、寛大に失したかも知れないのである。懲罰が軽いからと云つて、晏如たるべきものではない。當夜、早速、級長及特待生の辭任届を書いて、翌朝、級監督を経て、校長に提出した。文句は忘れてしまつたが、今回の事件に付て、慚愧の念に耐へないからと云

ふ趣旨を、候文で書いたのであつた。然るに、辭任届は其の儀に及ばすと云ふ理由で、即刻、下げ渡された。そこで、これは文句の書き方が悪かつたからだと思つて、別に、書直して、再度、提出した。その理由は「生儀感ズルトコロ有之」と云ふのであつた。二度目の辭任届も却下になつたが、この時は、校長に呼び出されて、こつびどく、叱られた。

これで、私に關する限、事件は終了したのだが、一寸、後日譚がある。その學期の試験の成績表に、これまで甲だつた操行が、急轉して、丙になつて居た。譚責處分を食つた以上、丙になるのが、當り前だそうである。併し、成績は下らなかつた。級長及特待生も元のまゝだつた。操行丙の級長は蓋し他に類例のないことだろう。級監督の先生は既に物故せられた。校長先生には今以て知を辱くしてゐる。(了)



### 刑務所の一日

記念懸賞第二部二等入選

西大門 渡邊克己

二月××日晴天

西大門刑務所は街より一段高い所にあるので、京城市街は一望のうちに見渡せる。石段登り切つて振り返つて見たら、街々は未だ闇が引去り兼ねて黒いヴェールを打かけたやうに、ぼろと闇に霞んで、曉の眠りを貪つてゐた。昨夜燦爛と耀いてゐた灯りも、今朝は夢のやうに淡く、佗しくつつましやかである。だが、神宮鎮座まします南山は、いち早く黎明を感じて、山頂は紅雲が絹のやうなやはらかな輝きを見せて繪よりも美しく、今日を躍動しやうとしてゐる。

「看守より早く起きて働く者はさう澤山あるまいと思つて居たら、南山は吾々より一足先に起きて京城を見守つてゐる」さう思つたら眠かつた眼が、すうつと覺めたやうな氣がした。

「南山松樹見崇祠。皇德從茲萬世垂。——」ふと思ひ出した詩を口さずんで勢よく拘置監の門を潜る。

時に午前七時――  
休憩所には、早一足先に出勤した連中と夜勤者が、赤々と燃えるストーブを圍んで「議會かどうの。軍部がどうの」と一角の通を振り廻して花を咲かせてゐた。  
暫くすると監房の方で「起床――」の聲が幽かに聞へた。被告人達の夜が明けたのである。近頃のやうに夜が永いと被告人達も良い加減寢飽いて「起床」は今か／＼と床の中でむず／＼してゐたことだらうと、寢不足勝ちの吾々と引較べて、面白い對照だと妙な所で感心して見た。

午前七時三十分點檢集合の呼子笛が鋭く鳴る。型通り服装點檢、携帶品の點檢が済むと、各々の職場へ散つて行く。

私の擔當は△棟である。夜勤者が防寒外套を着たまゝ交代を待つてゐる。

「人員は××名、昨日の通りで、別に異状はありません」

異状は無いに限る。自分の擔當區域は、自分が居る時と居ない時とに限らず、事故のあることは一大事だ。引繼に異状ありません、を聞くことは、自分の擔當區域の爲に朝な朝なであるが嬉しい。

「異状有りません」と言ふ言葉は、耳觸りの良い餘韻があつて、又噛みしめれば噛みしめる程なか／＼味のある言葉だ。

「あゝ、君、あのね△房の一七××號ね、あれが昨夜妙に呻されてゐて、今朝は氣分が悪さうだから注意して呉れ給へ」一度出て行つた夜勤者が引返して来て、言洩した事を耳打して行つた。

監房を一つ一つ視て行くと「擔當さんお早うございます」とか「今朝は寒いですね」とか、元氣の良い聲を出す者もある。

皆んな昨日の通り異状のない顔を並べてゐる。少し思ひ上つた言葉かも知れないが、自分の擔當してゐる被告人は、自分の子のやうに愛しい、元氣の良い顔を見ると、自分の子の元氣の良い顔を見たやうに嬉しい。これは被告人に限つたことでなく受刑者を預る擔當も同感だと思ふ。

午前八時——朝食だ。

炊場から飯が運ばれる。掃除夫がはつか鼠のやうに轉手古舞をして飯を受け取つて来る。飯にも汁にも湯にも、はや／＼と湯氣が立つてゐる。飯は粟飯だがいかにも美味さうだ。

「はい飯ですよ、はい飯、飯／＼」

なか／＼手際がよい。食器孔から、飯の型を壊さぬやうに皿に乗せて入れる。何でもないやうそが馴れぬとあのやうに手早く要領よく配食することは六ヶ敷い。何事も習ふより馴れると言ふ、尻理屈より馴れることの必要なことを、こんな些細なことにも思はせられる。

今日は診斷日なので、食事中に受診願を受付けて廻る。此の翼は概して健康は良好で、常に受診者が少い。今日も痔病者と眼疾のある者二人しかない。未決囚には痔の悪い者が多いやうだ。これは、入監前の體質にも因るであらうし又拘禁生活の悩みからだとも思へる。

「さあ休憩して下さい」

と交代員がやつて来た。時計を見ると午前九時だ。「はい異状はありません、收容人員は——」引繼ぎが終ると飛ぶやうに休憩所へ。

ストーブはが／＼燃へてゐる。湯はちんちん沸つてゐる。足も腰ものび／＼と伸して、ゆつたりと出來得る限り三十分間

二十△房の一△八△號は相變らず素裸で冷水摩擦をやつてゐる。彼は財界では相當の有力者ださうだが、健康も又相當の年配ながら豊饒たるものだ、未決に囚はれて早や幾月かを過したと思はれるが、少しの衰へも見せず、この寒空に毎朝の冷水摩擦だ。彼に言はすれば、この健康維持も、冷水摩擦のお蔭だといふ。

「相變らずやつてゐるねえ、程々にしておかぬと風邪を引くよ」

「何んの冷水摩擦をやるから風邪を引かないのですよ、自彊不息は先づこころした健康保持から出發せんといかんです」

彼は全身からぼつ／＼と湯氣を立てながら言ふ。當西大門刑務所の標語の一つである。「自彊不息」の語を彼も何時の間にか憶へ込んでしまつてゐた。

「氣を付けつ!!」

一翼の方で威勢の良い號令が懸つた。續いて反對側の六翼でも號令が懸る。

開監時點檢だ。

「さあ點檢だ」

臨時配置の點檢補助がはいつて来た。本監(懲役監)の方でも臨時配置汽笛が、ピーーと尾を引いて鳴つた。窓の外はずつかり明けきつて、上々の天氣だ。今日は暖かだらう。

の休憩をソツのないやう過さうとする。

休憩所は吾々のオアシスである。と同時に又吾々同僚の意思の疎通を計る場所だ。此處に色々な意見が持ち寄られる。議論も時には闘はせる。休憩で行刑上色々と啓發されることは大である。壁間には、西大門刑務所員の遵奉する「刑務精神」が白紙に大書して張られてゐる。曰く「紀律勵行。職務熱心。協同一致。報恩感謝。精神修養。」此れを朝夕讀んで肝に銘ずるだけでも、休憩所は有意義だ。

午前十時——遲出點檢終了と同時に、ばた／＼と四邊が騒々しくなつた。非番者と出番者の交代、非番者整列、武道交代、裁判出廷準備等々々。

「出廷者を出して下さい」

裁判所勤務者が入口から叫ぶ。本棟も本日は三名の出廷者がある。彼らは朝からちやんと着物は自辨の新しいのを着込んで待ちかまへてゐる。

「一△三號——出廷——」

と言つて監房を開けると、いそ／＼と出て来る、一應檢身をして裁判所勤務者に引渡す。「今日は豫審に廻つて初めての召喚ですよ」と、一人さも嬉しさうであつた。他の二人は公判である。彼らは日々裁判所からの呼出しを今日か明日かと待ち侘びてゐる。裁判所からの呼出しは即ち取調べの進捗である。取調



彼は又壁の方に向つて合掌した。多分その方向が父の墓所に當るのだらう。親を思ふ姿ほど尊いものはない、父の命日を忘れず、なき父を慕ふこの合掌した姿のどこに一體罪を犯す魔が潜んでゐたのだらうか。

本監（懲役監）の方に當つて午後の始業の汽笛がビィーと鳴つた。

午後十二時三十分——

織物工場では、モーターのスキツチが入れられて、勢よくベルトが廻轉し始めたであらう。指物工場は鑿や鉋の音が、木を挽く機械の音が交響樂を奏し、鍛冶工場では、ハンマーの音や鐵のふれ合ふ音が轟々と響き、そして囚人達は晝食の休憩に勢をもちかへして作業に没入して行つたであらう。

私は考へる、この都會の一角に別天地を構成して秩序ある生産を行つてゐる刑務所の存在を、それから社會の姿を。朝鮮二十六の刑務作業を合しても年産高々二百萬圓だ。ちら／＼目に觸れる赤い着物と、佩劍をキラリと光らせて嚴めしい顔してゐる制服制帽を意識の外に置くと、此の音響は無統制な不完全な小工場の寄合ひ世帯に如かない。然しここには不安も不満もない、醜い競争も鬭争もない。あるものは、甦生と、未來への淡い希望だ。修道院の信徒のやうな敬虔な姿だ、もし言はせて呉れるなら食ふことと、讀むことと、寝ることのああ寂しき慾望だ。（この工場の姿を社會のそれに延長させたなら何のや

の記憶が拘禁されてから私を咎めるやうに甦つて來ました。私にはあまりに、自己中心であり過ぎたのですねえ」とも言つた。

午後三時——

三度目の休憩だ。交代し行きかけたら書信係が△房の二△三△號宛の電報を持つて來た。「電報だよ」と放り込んで休憩にあがつて、歸つて來たら、

「擔當さん」

と二△三△房が窓の所に立つて來た。

「喜んで下さい。男の子が生まれました。」

さう言つて先程入れた電報を差出した。「ダンシワマルボシトモケンゼン」とある。

「私しやこれで安心しました。檢舉られてから、ただ、ただこれだけが心配だったので。もう安心しました——」

彼は自分の喜びを訴へると、感極まつたと見え語尾は涙に震へた。「妻は體が弱かつたので、どうかと思ふと寝ても眠れませんでした、もう大丈夫です、今夜からゆつくり眠れますぞ、ああ私しやこんな嬉しいことはない。」

「それはお目出たう、よかつたね」

「然も擔當さん、然も男子ですぞ、安心しました安心しました」

萬感胸にせまり、と言ふのは此んな様子だらう。彼は遂に涙を腕で拭ひ／＼私にこの感激を縷々と訴へて泣くのだ。

「とにかく早速喜びの電報を打つて置き給へ——まつたく男

うにホガラカ（？）なことだらう。ところで刑務所の作業には社會の比して眞摯な所はあつてもなんだか覇氣に缺けてゐるやうに思はれる。これはしかたがないものかもしれぬ、彼らの視野に入るものは、赤い着物と光る佩劍だから。

間もなく舍房捜檢係がやつて來て監房を掻き廻して行つた。

引續いて運動係が顔を出して施行するから出して呉れと言ふ。

「運動準備」

と號令をかけて、端から順々に出して行く。收容者に取つて運動程楽しいものはない。終日房内に行儀よく並んで座つて、立居振舞總て擔當に氣兼ねをして窒息しさうになつてゐる彼らに取つて、僅かの時間だが、太陽をまともに浴び、足も腰も自由に伸して飛んだり躍ねたりすることが出来るのだもの。幾坪かの運動場にも、蒼い空もあり、清新な空氣もあり、季節々々には花も咲き紅葉も舞ひ込み、眼をあぐれば、近く松籟鳴る金華山あり仁王山がある。氣の持ちやうでは一坪の地上でも大自然の息吹きにも接することが出来るのだ。

運動を貪つて來た彼らは、監房を出る時とはまるで異つた晴れ／＼とした顔で戻つて來る「刑務所に來て初めて太陽の有難さ、清淨な空氣の甘さ、自然の良さ、それから自由といふものの有難さが判りました。社會に居た時全く無關心でゐたことが悔いられます」と、しみ／＼述懐した轉向した共產主義者が居た。「生の喜び、肉身への思慕、私を愛して呉れた人々や山河

子とは傑作だ」

「え、すぐに電報をお願いします、それにしても、初の吾子が生れたのに、父親は刑務所に引れてゐるとは——ええつ情けない。擔當さん、私しやなんと云ふ馬鹿者でせう」

又新たな涙が溢れ出て、どうも手の施しやうがない。慰むれば猶ほ泣く。他房の視察もあるので、一箇所にさう長く留つてゐる譯にもゆかない。果てしがないので、

「では、頼信紙を持つて來やう」

と其場を離れた。

私には未だ子がないので、父となつた者の感激は知らないが、斯うもあるものかと、彼の心を察して、擔當臺の所で、ついほろりとなつた。

夕食も來た。

あたりは次第に暮色が漂つて來た。何時か風が出て、寒空にひよると鳴つてゐる。風が持つて來たのか仁王山を越えて雪もよひの雲が足早に空に廣がつてゐる。午後四時三十分——本監では罷役の汽笛が、休息の時を告げた。本棟の掃除夫も監房に入つた。異状なく今日は終つた。

五時——臨時配置の點檢補助がやつて來た。

「氣を付け!!」

朝と同じやうに、一翼の擔當の威勢の良い聲が靜かになつた建物の中にピン／＼と響いた。此の翼も直ぐ閉監點檢だ。

では、私の被告人達、今夜も安らかに眠つて呉れ。——

# 朝鮮行刑累進處遇規則

朝鮮行刑累進處遇規則は昨年十一月九日朝鮮總督府令第七十八號を以て左の如く公布された。(二月九日付官報より)

## 第一章 總論

第一條 本令ハ受刑者ノ改悛ヲ促シ其ノ更生ヲ得セシムル爲發奮努力ノ程度ニ從ヒ累進的ニ處遇ヲ緩和シ受刑者ヲシテ漸次社會生活ニ適應セシムルヲ以テ其目的トス

第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ除クノ外懲役受刑者ニ之ヲ適用ス

一、執行スベキ刑期一年ニ滿タザル者

二、滿六十五歳以上ニシテ立業ニ堪ヘザル者

三、姪、寡婦、(交リ)等モ亦モ其ノ養育者トシテ該當スル者

四、不具痼疾其ノ他心身ノ障礙ニ因リ共同動作ヲ爲ス能ハズ且作業ニ適セザル者

五、詭激ナル思想ノ抱懷者ニシテ其ノ思想ヲ拋棄スルニ至ラザル者

## 第二章 受刑者ノ分類

第三條 本令ノ適用ヲ受クル者ノ處遇ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外朝鮮監獄令施行規則ニ依ル

第四條 新ニ入監スル者アルトキハ其ノ個性、心身ノ狀況、境遇、經歷、教育程度其ノ他身上ニ關スル調査ヲ爲ス爲成ルベク之ヲ獨居拘禁ニ付スベシ

第五條 受刑者ノ個性及心身ノ狀況ニ付テハ醫學、心理學、教育學、社會學等其ノ判斷ヲ爲スニ必要ナル知識ヲ基礎トシテ之ヲ調査スベシ

第六條 身上調査中ノ受刑者ノ取扱ハ左ノ各號ニ據ルベシ

一、成ルベク個性ノ發現ヲ阻止セザルコトニ注意スルコト

二、手工作業ヲ課シ適性、能力等賦課スベキ作業ヲ定ムルニ必要ナル事項ヲ觀察スルコト

第七條 刑務所長ハ身上調査上必要アルトキハ訴訟記録ヲ借覽シ又ハ府廳邑面事務所、裁判所、檢事局、警察官署、學

第三條 本令ノ適用ヲ受クル者ノ處遇ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外朝鮮監獄令施行規則ニ依ル

第四條 新ニ入監スル者アルトキハ其ノ個性、心身ノ狀況、境遇、經歷、教育程度其ノ他身上ニ關スル調査ヲ爲ス爲成ルベク之ヲ獨居拘禁ニ付スベシ

第五條 受刑者ノ個性及心身ノ狀況ニ付テハ醫學、心理學、教育學、社會學等其ノ判斷ヲ爲スニ必要ナル知識ヲ基礎トシテ之ヲ調査スベシ

第六條 身上調査中ノ受刑者ノ取扱ハ左ノ各號ニ據ルベシ

一、成ルベク個性ノ發現ヲ阻止セザルコトニ注意スルコト

二、手工作業ヲ課シ適性、能力等賦課スベキ作業ヲ定ムルニ必要ナル事項ヲ觀察スルコト

第七條 刑務所長ハ身上調査上必要アルトキハ訴訟記録ヲ借覽シ又ハ府廳邑面事務所、裁判所、檢事局、警察官署、學

## 第二章 受刑者ノ分類

第七條 刑務所長ハ身上調査上必要アルトキハ訴訟記録ヲ借覽シ又ハ府廳邑面事務所、裁判所、檢事局、警察官署、學校、保護團體、親族、雇關係者等ニ照會シテ必要ナル事項ヲ報告ヲ求ムルコトヲ得

第八條 身上調査ニ付テハ身上調査表ヲ備ヘ之ニ必要事項ヲ記入スベシ

第九條 身上調査ヲ終リタルトキハ刑務所長ハ本人ニ對シ本令ヲ適用スベキヤ否ヲ決定スベシ

第十條 刑務所長ハ本令ノ適用ヲ受クル者ニ對シ本令ノ趣旨ヲ説示スベシ

第十一條 本令ヲ適用スベキ受刑者ハ之ヲ初犯者及累犯者ニ分類シタル上仍罪質、年齢、刑期其ノ他身上調査ニ依リ認メタル結果ニ基キ處遇上相當ナル分類ヲ爲スベシ

第十二條 本令ヲ適用スベキ受刑者ハ之ヲ初犯者及累犯者ニ分類シタル上仍罪質、年齢、刑期其ノ他身上調査ニ依リ認メタル結果ニ基キ處遇上相當ナル分類ヲ爲スベシ

第十三條 本令ノ處遇ヲ受クル受刑者ノ移送ヲ受ケタルトキハ之ヲ前刑務所ニ於ケルト同一ノ階級ニ編入スベシ但シ刑務所長必要アリト認メタルトキハ刑務官會議ノ議ヲ經テ別ニ其ノ所屬階級ヲ定ムルコトヲ得

第十四條 刑ノ執行停止ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者又ハ第三條第三號乃至第五號ノ事由止ミタル者ニシテ更ニ本令ノ規定ニ依ル處遇ヲ爲スニ至リタル者ノ階級編入ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス假釋放ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者ハ新ニ入監シタルモノト看做ス

第十五條 階級ノ累進ハ各階級ニ付テ定メタル一定ノ責任點數ノ全部ヲ第十七條ノ規定ニ依ル毎月ノ行刑成績ニ因リ所得點數ヲ以テ消却シタルトキ之ヲ行フ但シ人格點ノ合計點數ガ其ノ階級ニ於ケル責任點數ノ二分ノ一ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 各階級ニ於ケル責任點數ハ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ定

校、保護團體、親族、雇關係者等ニ照會シテ必要ナル事項ヲ報告ヲ求ムルコトヲ得

第八條 身上調査ニ付テハ身上調査表ヲ備ヘ之ニ必要事項ヲ記入スベシ

第九條 身上調査ヲ終リタルトキハ刑務所長ハ本人ニ對シ本令ヲ適用スベキヤ否ヲ決定スベシ

第十條 刑務所長ハ本令ノ適用ヲ受クル者ニ對シ本令ノ趣旨ヲ説示スベシ

第十一條 本令ヲ適用スベキ受刑者ハ之ヲ初犯者及累犯者ニ分類シタル上仍罪質、年齢、刑期其ノ他身上調査ニ依リ認メタル結果ニ基キ處遇上相當ナル分類ヲ爲スベシ

第十二條 本令ヲ適用スベキ受刑者ハ之ヲ初犯者及累犯者ニ分類シタル上仍罪質、年齢、刑期其ノ他身上調査ニ依リ認メタル結果ニ基キ處遇上相當ナル分類ヲ爲スベシ

## 第三章 累進處遇

### 第一節 階級及編入

第十四條 刑ノ執行停止ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者又ハ第三條第三號乃至第五號ノ事由止ミタル者ニシテ更ニ本令ノ規定ニ依ル處遇ヲ爲スニ至リタル者ノ階級編入ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス假釋放ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者ハ新ニ入監シタルモノト看做ス

第十五條 階級ノ累進ハ各階級ニ付テ定メタル一定ノ責任點數ノ全部ヲ第十七條ノ規定ニ依ル毎月ノ行刑成績ニ因リ所得點數ヲ以テ消却シタルトキ之ヲ行フ但シ人格點ノ合計點數ガ其ノ階級ニ於ケル責任點數ノ二分ノ一ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 各階級ニ於ケル責任點數ハ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ定

第十七條 受刑者ハ第四級ヨリ順次各階級ヲ經テ之ヲ進級セシム

第十八條 責任觀念ニ厚ク共同生活ニ適スル見込アル者ハ刑務官會議ノ議ヲ經テ前項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ上位ノ階級ニ進級セシムルコトヲ得

第十九條 本令ノ處遇ヲ受クル受刑者ノ移送ヲ受ケタルトキハ之ヲ前刑務所ニ於ケルト同一ノ階級ニ編入スベシ但シ刑務所長必要アリト認メタルトキハ刑務官會議ノ議ヲ經テ別ニ其ノ所屬階級ヲ定ムルコトヲ得

第二十條 刑ノ執行停止ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者又ハ第三條第三號乃至第五號ノ事由止ミタル者ニシテ更ニ本令ノ規定ニ依ル處遇ヲ爲スニ至リタル者ノ階級編入ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス假釋放ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者ハ新ニ入監シタルモノト看做ス

第二十一條 階級ノ累進ハ各階級ニ付テ定メタル一定ノ責任點數ノ全部ヲ第十七條ノ規定ニ依ル毎月ノ行刑成績ニ因リ所得點數ヲ以テ消却シタルトキ之ヲ行フ但シ人格點ノ合計點數ガ其ノ階級ニ於ケル責任點數ノ二分ノ一ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 各階級ニ於ケル責任點數ハ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ定

第十七條 受刑者ハ第四級ヨリ順次各階級ヲ經テ之ヲ進級セシム

第十八條 責任觀念ニ厚ク共同生活ニ適スル見込アル者ハ刑務官會議ノ議ヲ經テ前項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ上位ノ階級ニ進級セシムルコトヲ得

第十九條 本令ノ處遇ヲ受クル受刑者ノ移送ヲ受ケタルトキハ之ヲ前刑務所ニ於ケルト同一ノ階級ニ編入スベシ但シ刑務所長必要アリト認メタルトキハ刑務官會議ノ議ヲ經テ別ニ其ノ所屬階級ヲ定ムルコトヲ得

第二十條 刑ノ執行停止ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者又ハ第三條第三號乃至第五號ノ事由止ミタル者ニシテ更ニ本令ノ規定ニ依ル處遇ヲ爲スニ至リタル者ノ階級編入ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス假釋放ノ取消ニ因リ收容シタル受刑者ハ新ニ入監シタルモノト看做ス

第二十一條 階級ノ累進ハ各階級ニ付テ定メタル一定ノ責任點數ノ全部ヲ第十七條ノ規定ニ依ル毎月ノ行刑成績ニ因リ所得點數ヲ以テ消却シタルトキ之ヲ行フ但シ人格點ノ合計點數ガ其ノ階級ニ於ケル責任點數ノ二分ノ一ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 各階級ニ於ケル責任點數ハ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ定

ム

一、初犯者 刑期ヲ月ニ換算シタルモノヲ二點ニ乘ジテ得タル積ヲ以テ各階級ノ責任點數トス

二、累犯者 刑期ヲ月ニ換算シタルモノヲ二・五點ニ乘ジテ得タル積ヲ以テ各階級ノ責任點數トス

前項ノ規定ニ依リ責任點數ヲ定ムル場合ニ於テハ無期刑ハ之ヲ二十年ノ刑期ト看做ス

第一級ニ於テ責任點數ノ全部ヲ消却シタル者ニ付テハ特ニ責任點數ヲ定ムルコトナシ

第十七條 毎月ノ行刑成績ニ因ル所得點數ハ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ定ム

一、人格點 最高六點  
二、作業點 最高六點

人格點ハ改悛ノ狀、操行ノ良否、責任觀念及意志ノ強弱ヲ作業點ハ作業ノ勉否及其ノ成績ヲ標準トシテ之ヲ定ムベシ

十八歳未満ノ受刑者(以下少年受刑者ト稱ス)ニ付テハ作業及學業ノ勉否並ニ其ノ成績ヲ標準トシテ作業點ヲ定ムベシ

第十八條 責任點數消却ノ方法ハ責任點數ヨリ毎月ノ所得點數ヲ漸次控除シ所得點數ニ剩餘ヲ生ジタルトキト雖次ノ階級ニ於ケル責任點數ヨリ之ヲ控除スルコトナシ

第十九條 進級ノ決定ハ遅クモ翌月ノ末日迄ニ之ヲ爲スベシ但シ進級ノ決定アリタルトキハ其ノ月ノ始メニ於テ進級シ

ヲ得

前項ノ場所内ニ於テハ其ノ居房ニ施設セザルコトヲ得

第二十七條 第一級ノ受刑者ニ對シテハ特別ノ事情ナキ限り檢身及居房搜檢ヲ行フコトナシ

第二十八條 第一級ノ受刑者ハ刑務所ノ紀律ニ違ハザル範圍内ニ於テ交談ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 第一級ノ受刑者ニ對シテハ休憩時間中刑務所内ノ指定シタル場所ニ於テ自由ニ遊歩セシムルコトヲ得

第三十條 第一級ノ受刑者ハ刑務所長ニ對シ其ノ階級ニ於ケル秩序維持ニ關シ全責任ヲ負フ

受刑者中前項ノ規定ニ依ル責任ヲ履行セザル者アルトキハ其ノ全員又ハ一部ニ對シ一定ノ期間本令ニ定メタル處遇ノ全部又ハ一部ヲ停止スルコトヲ得

### 第五章 作業

第三十一條 身上調査ヲ終リタル受刑者ニ對シテハ其ノ受刑期間中就業セシムベキ作業ヲ課ス

第三十二條 第四級及第三級ノ受刑者ニ對シテハ轉業ヲ許サズ但シ處遇上其ノ他特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 受刑者ニ對シテハ毎月作業賞與金月額計算高中左ノ範圍内ニ於テ之ヲ自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得

タルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依ル決定ハ直ニ之ヲ本人ニ告知スベシ

第二十條 進級シタル者ニ對シテハ其ノ所屬階級ニ於ケル處遇ノ内容ヲ開示シ各自ノ負擔スベキ責任ニ付之ガ遂行ヲ誓約セシムベシ

第二十一條 刑務所長ハ責任點數ヲ全部消却セザル受刑者ニ對シテニ因リ刑務官會議ノ議ヲ經テ一定ノ條件ノ下ニ假ニ進級セシムルコトヲ得受刑者其ノ條件ヲ履行セザルトキハ原級ニ復セシメ其ノ條件ヲ履行シタルトキハ進級ヲ確定スベシ

第二十二條 責任點數ヲ全部消却シタル受刑者ニ對シ進級ヲ尙早ト認メタルトキハ刑務官會議ノ議ヲ經テ六月以内ニ於テ滞級セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ所得點數ノ計算ヲ爲サズ

第二十三條 受刑者ニ對シテハ一定ノ得點表ヲ交付シ本人ヲシテ毎月所得點數ヲ記入セシムベシ

第二十四條 第四級及第三級ノ受刑者ハ之ヲ雜居拘禁ニ付ス但シ特別ノ必要アル者ニ付テハ此ノ限リニ在ラズ

第二十五條 第二級以上ノ受刑者ハ晝間之ヲ雜居セシメ夜間ハナルベク之ヲ獨居拘禁ニ付ス

第二十六條 第一級ノ受刑者ハ之ヲ特別ノ場所ニ收容スルコトヲ得

### 第四章 拘禁及戒護

一、第四級ノ受刑者ニ對シテハ五分ノ一以内  
二、第三級ノ受刑者ニ對シテハ四分ノ一以内  
三、第二級ノ受刑者ニ對シテハ三分ノ一以内  
四、第一級ノ受刑者ニ對シテハ二分ノ一以内

第三十四條 第二級以上ノ受刑者ニ對シテハ自己ノ作業用具ヲ使用セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル作業用具ヲ購入スルタメ必要アルトキハ作業賞與金計算高ヲ使用セシムルコトヲ得

第三十五條 第二級以上ノ受刑者ニシテ其ノ課セラレタル作業ニ修熟シタル者ニ對シテハ必要ニ依リ特ニ轉業ヲ許スコトヲ得

第三十六條 第一級ノ受刑者ノ就業ニ付テハ戒護者ヲ付セザルコトヲ得

### 第六章 教化

第三十七條 第四級及第一級ノ受刑者ニ對シテハ主トシテ箇別教誨ヲ行フベシ

第三十八條 ラヂオ及蓄音器ノ聽取ハ第三級以上ノ受刑者ニ限り之ヲ許シ其回数ハ第三級ニ於テハ毎月二回トシ階級ノ進ム毎ニ毎月一回ヲ加フルモノトス

教化上特ニ必要アリト認メタルトキハ前項ノ規定ニ依ル制限ニ依ラザルコトヲ得

第三十九條 第二級以上ノ受刑者ニ對シテハ毎月二回以内ニ於テ集會ヲ爲サシムルコトヲ得但シ少年受刑者ニ付テハ回数ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第四十條 第一級又受刑者ニ對シテハ圖書室ニ於テ文書圖書ノ閱讀ヲ許ス

第四十一條 第二級以上ノ受刑者ニ對シテハ毎月二回以内ニ於テ競技、遊戯又ハ運動會ヲ行ハシムルコトヲ得但シ少年受刑者ニ付テハ回数ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第四十二條 第三級以上ノ少年受刑者ニ對シテ自己ノ學用品ヲ使用セシムルコトヲ得

第四十三條 第二級以上ノ受刑者ノ獨居房ニ於テハ直系尊屬、配遇者又ハ直系卑屬ノ寫眞ノ備付ヲ許スコトヲ得

第四十四條 第二級以上ノ受刑者ニ對シテハ情狀ニ因リ自己ノ寫眞ヲ撮影シテ其ノ家族ニ送付セシムルコトヲ得

第四十五條 接見及信書發送ノ回数ハ第四級ノ受刑者ニ付テハ

第七節 接見及信書

每月一回一通、第三級ノ受刑者ニ付テハ毎月二回二通、第二級ノ受刑者ニ付テハ每週一回一通トシ第一級ノ受刑者ハ隨時接見又ハ信書ノ發送ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 第一級ノ受刑者ニ付テハ接見ノ際特ニ立會者ヲ付セザルコトヲ得

第四十七條 受刑者ニ給養ハ階級ノ進ムニ從ヒ之ニ相應セシム但其ノ糧食、飲料其ノ他健康ヲ保持スルニ必要ナルモノハ階級ニ依リ之ヲ區別スルコトナシ

第四十八條 第二級以上ノ受刑者ニ著用セシムベキ衣類ハ淺葱色トス

第四十九條 第一級ノ受刑者ニ對シテハ其ノ居房ニ花卉又ハ書畫ノ備付ヲ許スコトヲ得第二級以上ノ少年受刑者ニ付亦同ジ

第五十條 自己ノ用途ニ使用セシムルコトヲ得ル物品ノ品目及數量ニ付テハ各階級ノ區分ニ從ヒ刑務所長朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルモノトス

第九節 累進ノ審査

第五十一條 累進ニ關シ刑務官會議ニ議ニ付スベキ事項ヲ審査スル爲刑務所ニ累進準備會ヲ置ク

第五十八條 受刑者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ情狀ニ因リ

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十二條 累進準備會ハ看守長、保健技師、保健技手、教誨師、教師、作業技師、作業技手及看守ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十二條 第一級ノ受刑者ニシテ假釋放ニ適スルモノト認めタルトキハ速ニ其ノ手續ヲナスベシ

第五十三條 累進準備會ノ決議ハ多數決ニ依リ

第六十三條 第二級以下ノ受刑者ト雖モ改悛ノ狀顯著ニシテ社會生活ニ適應シ得ルモノト認めタルトキハ特ニ假釋放ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第五十四條 本章ニ規定スルモノノ外累進準備會ニ關シ必要ナル事項ハ刑務所長之ヲ定ムベシ

第六十四條 階級ヲ低下セラレタル者特ニ悔悟ノ狀顯著ナルトキハ所得點數ノ計算ニ依ラズシテ原階級ニ復セシムルコトヲ得

第五十五條 受刑者紀律ニ違ヒタルトキハ情狀ニ因リ刑務官會議ノ議ヲ經テ三月以内ニ於テ進級ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ所得點數ノ計算ヲ爲サズ

第六十五條 本節ノ處分ヲナス場合ニ於テハ刑務官會議ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第五十六條 刑務所長進級ノ停止ヲ爲サントスルニ當リ情狀憫

第六十六條 第十一節 假釋放

第五十七條 進級停止ノ處分ヲ受ケタル者特ニ悔悟ノ狀顯著ナルトキハ情狀ニ因リ其ノ處分ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第六十七條 第一級ノ受刑者ニシテ假釋放ニ適スルモノト認めタルトキハ速ニ其ノ手續ヲナスベシ

第五十八條 受刑者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ情狀ニ因リ

第六十八條 第二級以下ノ受刑者ト雖モ改悛ノ狀顯著ニシテ社會生活ニ適應シ得ルモノト認めタルトキハ特ニ假釋放ノ手續ヲ爲スコトヲ得

# 第二十九回刑務官練習所卒業式

第二十九回刑務官練習所卒業式は、舊臘十二月二十四日午前十時より刑務協會第一講堂において舉行、瀧川練習所長の外鹽野司法大臣（代理）泉二檢事總長、皆川東京控訴院長、長島司法次官、吉益檢事長、大森民事局長、松阪刑事局長、井上調査部長、鬼頭刑事裁判所長、豐水民事裁判所長、船津秘書課長、齋藤會計課長、清原邦一、平野利、堀内竹之助、岡五朗、芥川信、吉江知養、吉田綱紀、日沖憲郎、高瀬安貞、近藤亮雅、佐藤藤佐、柳原鎮平、谷内庄太郎、椎名通藏、吉田律、東邦彦、林惠海、小室源太郎、山崎壽馬、中山喜一郎、榎本高義、牟田初太郎、久保田眞太郎、森口藤松、木下榮樹、伊藤忠次郎、大原虎夫の各來賓諸氏參列の上、伊藤刑務協會主事の開會の挨拶に次ぎ瀧川刑務官練習所長より、

谷澤政二氏を通じて夫々卒業生一同に對し卒業證書を授與し、更に甲乙兩種を通じ優等卒業生七名に對し賞品を授與し、終つて瀧川練習所長は卒業生一同に對し左の訓示を述べた。

茲に第二十九回刑務官練習所卒業式を舉行するに當りまして、來賓多數の御貴臨を忝ふ致し此式場に多大の光彩を御添へ戴きましたことを先以て御禮申し上げます。本練習所は本年九月一日を以て開所致し、甲種練習生五十五名内には聽講生二名を含んで居ります。國內刑務所全部より選拔致し居ることは勿論であります。關東州、朝鮮、臺灣よりも參加致して居ります。乙種練習生十八名の内には二名の聽講生を含んで居ります。當初西巢鴨寄宿舎に於て練習生中に腸疾患者を出し多少傳染的傾向あるやに見受けられ心配致しましたが程なく治癒して皆元氣

良く勉強が出来まして欣に堪えませぬ。又練習生中より應召者を出しまして、當練習所と致しましても些か皇國の護の一端を果して居りますことは人意を強う致す次第であります。試験を行ひました結果各講師の見る處を綜合致しますと今次の成績は全般的には大體力の相似たるものあることが認められますが、之を前年度に比較致しまするに決して上乘の成績とは申し難く、成績特に拔群として各講師より折紙を附すべき者は一人も無かつたとの趣であります。之或は各講師に於かれて非常時局下に多大の意氣込を以て本講習に臨まれた關係上其の期待が餘りにも大なりし故かとも推察せられぬでもありません。何れに致せ練習生諸子に在つては歸所後に於て更に一層發奮努力愈愈研鑽を重ねられ將來の大成を期せられんことを囑望致す次第であります。

## 祝 辭

非違ヲ匡正シ再犯ヲ未然ニ防遏スルハ實ニ刑政ノ本旨ナリ故ニ一旦法網ニ觸ル、者アラハ務メテ其ノ良能ヲ誘發シ之ヲシテ改過遷善ノ實ヲ擧ケ再ヒ刑辟ヲ犯スコト無カラシムルヲ要ス然レトモ此ハ言フニ易クシテ行フニ難ク特ニ輓近ノ如ク世相複雑ナル時代ニ於テハ最モ其ノ困難ヲ感セサル能ハス是レ當局力屢々行刑制度ヲ釐革シテ時運ニ適應セシメ一面優良ナル刑務官ヲ養成シテ教化ニ關スル各種施設ニ從事セシムル所以ナリ

今ヤ我國ハ未曾有ノ重大時局ニ直面スルトコロ犯罪ノ數漸ク減少ノ傾向アルハ予ノ深ク欣快トスルトコロナルモ時局ハ猶長期ニ互リ戰時體制ヲ堅持セサルヘカラサルノ秋假令少數ナリトモ社會ノ落伍者タル受刑者ヲ見ルカ如キハ遺憾ノ現象ナリト謂ハサルヘカラス

惟フニ受刑者ヲ感化シテ累犯ヲ絶對ニ防止シ國民一同ト共ニ奉公ノ誠ヲ效サ

今回の練習に從來と異なる點が二つあります。其一は申す迄もなく非常時局の下にあつての訓練を受くることが出來た點であります。帝都の、然かも宮城を眼の當りに仰ぐ教室に於て畏くも、皇居前に御暇乞に參し萬歳を高唱する出征者の眞の姿を具に味ひつゝ學習したと言ふ二度と得難き絶好の體驗を忘るることは出來得まいと思ひます。夫丈けで極めて印象深き數々の思出が今後折に觸れて想起されることでありませう。諸子は眞に幸福であつた事を感じて居らるるに相違無いです。第二には司法中央部の重責に任せらるる上官と云ふ上官を悉く此教室迄御出ましを願つて親炙するの機會を得たのみでなく執務上將處世上心得置かねばならぬ數々の貴重なる御高見を拜聽するを得た點であります。如斯は各自の散在したる任所に在つては如何に願ふても容易に達し得ることではありませぬ。諸子の修養上裨益する處多大なりしを思ひ諸子も洵に幸福であつたと感じて居るに相違な

い。私も諸子と欣を同じふし茲に謹み此課外特別講座に御出場下さつた長官方に御禮を申し上げ度いと存じます。而して既往四ヶ月間親しく練習生の爲に教鞭を執られたる講師各位には御繁務の間を一刻にても永く練習生と共に在らんとお思召から随分無理なる差繰もせられ貴重な學殖と多年の蘊蓄とを傾け親身も及ばぬ黨育に従はれたことは之亦練習生の肝銘致して居る處でありまして私よりも厚く御禮申し上げます。

諸子は今や行刑界の第一の登壇門を経た次第で洵に御目出度御慶び申し上げます。然かし之を以て萬事を了れりとして油斷は大なる誤でありませう。諸子の如くにして次から次へと新人の現はるゝことを思へば修養と研究とは今後一刻と雖も忽にするを許しませぬ。悦びの門出に當り敢て婆言を呈し御祝の詞に代へる次第であります。

其次で鹽野司法大臣（船津秘書課長代）より左の祝辭があり

— 44 —

シムルヤ否ヤハ國政上ニ至大ノ影響アルモノトス諸子ハ多年刑政ノ實務ニ執掌セラレタルノミナラス今茲ニ四ヶ月ノ講習ヲ畢ヘ職務上ノ新智識ヲ修得セラル是ヨリ各々其任地ニ歸リ他ヲ薫化スルコトニ依リ刑政ノ本義ヲ發揮シ以テ現下ノ時局ニ貢獻セラルヘキハ予ノ確ク信シテ疑ハサル所ナリ因テ本日ノ式典ニ際シ聊カ所見ノ一端ヲ披瀝シテ諸子ノ修業ヲ祝シ併セテ將來ノ奮勵ヲ望ム

昭和十二年十二月二十四日

司法大臣 鹽野季彦

次で、泉二檢事總長から左の祝辭があつた。  
諸君は全國刑務所の中から、特に成績優秀の人々として、曩にこの刑務官練習所に御入所になり、爾來四ヶ月間、日夜刻苦勉勵の結果としてこゝに首尾よく卒業の光榮を荷はれましたのであります、この事はひとり卒業生諸君にとつて御目出度いことであるばかりで

なく、優秀なる上に更に新しき智識を修得された諸君の如き新勢力を加へ得ましたことは、我刑界にとつても、又大にしては國家のためにも、大に慶賀いたすべきことと存じます。

諸君は、今や喜び勇んで各自の御任地に御歸任になり、再び行刑實務に向つて勇往邁進せらるゝわけでもありますが、諸君としては、この度新に修得された學問、智識を實地に應用せらるゝ機會を獲得さるゝことになるのでありますから、そこには自ら張り合ひも出來、従つて随分愉快な心持ちで仕事に従事せらるゝことが出来るであらうと思ふのであります。その點、諸君の前途は頗る祝福さるべきものがあるのではないかと存じます。尤も、これはひとり行刑のことは限りませんが、學問と實際、理想と現實といふものは必ずしも常に相一致するものではありません。否、相一致しない場合の方が多いやうにも思はれるのであります。學問とか理想

とかいふものは、動もすれば現實上の觀點から見れば殆んど不可能なことを要請する場合があるのであります。従つて理想を完全に實現するといふことは、多くの場合甚だ困難なことであるのみならず、時としては、理想を強いて實現するとすれば、その結果、實務上には必ずしも適切な効果を持ち來すものではないといふやうな場合かないとも限らないのであります。さうは申しでも、やはり出來得る限りは、實際と理想と健全なる理想とは、互に相一致せしめたいものであり、又これを相一致せしむることに努力するのが、實務家としての一つの勤めであらうと思ふのであります。言ひかへれば、實務家といへども、常に學問、若くは理想に對して無關心であつてはならぬのであります。その意味において、諸君が過去四ヶ月間に互つて新智識を修得されたことは非常に意義の深いことであり、これを實務上に適當に應用、實行

して行くことは、即ち我刑界に對し多少なり寄與貢獻する所以であると思ふのであります。

刑務所の仕事は要するに人を治むることとに存するのであります。人を治めんと欲するものは先づ自己を治めなければなりません。自己が先づ修養を積んで、立派な人格を作り上げた上でなければ、人を治め、人を感化指導するなどといふことは實は言ふべくして行はるべきことではないと思ひます。かやうなことは今更申し上げるまでもないことではあります。しかしその自己の修養といふことが、實は却々困難なことなのであります。人間に完全といふことは容易にあり得ないことではありません。口には自己修養とは申しますが、それにも自ら程度のあることで、修養したからとて誰もが必ず聖人君子になれるといふものでもないかもしれませぬが、しかし、聖人君子とまで行かずとも、せめて一歩たりともそれに近づい

て行かうと自ら努力するところに、修養の意義があり又人格の向上が期待されるのであると存じます。諸君にして若しそれだけの心掛けを失はずに、よく自己を育て上げその上で、從來最も眞理なりとして認められたところの理窟を行刑實務の上に應用して行かれたならば將來の我刑の發展は目に見るべきものがありませうと、同時に諸君が行刑に貢獻せんとする所以の意義も全きに庶幾きものがあらうと思ふのであります。しかも私として諸君に御願ひいたしたいことは、それが單に諸君の御在職中のことだけに止らずに、御退任後といへども、出來るならば諸君の一生涯を通じて、この行刑事業のために心身を打ち込んで努力するといふ程の御覺悟が願はしいのであります。行刑といふ仕事は、そこまで諸君の御覺悟を促すに最もふさはしい立派な精神的專業なのであります。それにつきましたでも、諸君の御仕事

は一般の職業に比して、特別に繁忙を極め従つて心身を勞することも多いのでありますから健康といふ點には特に御注意を拂つて、自重自愛奮勵精進以て今日のこの卒業式の光榮をして將來長くその光りを失はしめぬやうに十分に御健闘、御努力あらんことを切望して已まぬ次第であります。卒業式の日出度いこの日に、一言希望を述べて祝辭に代ふる次第であります。最後に、卒業生總代西川清孝氏の左の答辭があつて、伊藤主事の挨拶にて、十時四十分閉式した。

答 辭

本目茲ニ第二十九回刑務官練習所卒業式ヲ舉行セラルルニ當リ閣下並ニ諸先生ヲ御貴臨ヲ辱ウシ且ツ御懇篤ナル御訓諭ヲ賜リ生等一同深ク光榮トスルトコロナリ  
回顧スレハ本年九月一日入所ヲ許サレテ以來茲ニ四ヶ月時恰モ非常事變ニ際

本目茲ニ第二十九回刑務官練習所卒業式ヲ舉行セラルルニ當リ閣下並ニ諸先生ヲ御貴臨ヲ辱ウシ且ツ御懇篤ナル御訓諭ヲ賜リ生等一同深ク光榮トスルトコロナリ  
回顧スレハ本年九月一日入所ヲ許サレテ以來茲ニ四ヶ月時恰モ非常事變ニ際



## 全國刑務所收容者戰鬪機獻納

支那事變勃發以來、全國の刑務職員と收容者は文字通り渾然一體となり和衷協力、非常時局に對處し、その銃後の奮闘は眞に涙ぐましいものがある。各所職員からは多數の應召者を出し、平素の勤務に加ふるに人員減少による負擔の重化、特殊作業の殺到、時間延長作業、執務の繁劇化等々、我が行刑界は空前の試練を受けたのである。しかも此の間にあつて受刑者教化の業は却つて積極的に進められ、その業績は劃期的な飛躍を見せつつある。收容者もよくこの國運を堵する非常時局を認識し、自ら進んで時間延長を申出で、或は免業日に自發的に仕事を引受ける等、夜に日をついでの作業報國に、天晴れ日本國民として耻かしからぬ

銃後の熱誠を發揚しつゝある。しかも事變勃發以來、全國各刑務所の收容者達から「この際は是非とも我々に國防献金の釀出を許可して頂き度い」との叫びが澎湃として起り、この熱烈な献金の聲に動かされた行刑當局は、昨年七月二十二日發行の「人」誌を通じて行刑局長自ら國防献金に對する意見を率直に述べ、献金の方法、取扱、献納品等について全國各刑務所の職員及び收容者に對し、その所見を纏め至急本省まで申出られたいと訴へたのであつた。これに對し全國各刑務所から受けた賛同と共鳴は洵に豫想以上であつた。時間外作業を一層延長して欲しい、免業日も休まず働き度い、日常の費用は極力節約しよう、さうしてこれを幾

月かの繼續事業として積立て、我々の力で陸海軍に軍用機を献納しようではないかといふのが收容者一同の擧つての意氣込みであつた。そこで行刑當局では出来るだけかうした熱望に添ひたいと決意し、それらの取扱ひを擧げて刑務協會に委嘱することになつた。

刑務協會は八月二十七日急遽理事會を召集して協議するところあり、献金は總べて協會に於てこれを取纏め、全國收容者一團となつて献金報國の赤誠を表明しようといふことに一決、直ちに實行方法につき全國支部長宛に依頼狀を發送した。これより全國の收容者は勇躍平素に倍する意氣込みで、或ひは時間外延長作業に、或ひは免業日の労働に、只管献金報國に専念し、收容者の血と汗との結晶とも云ふべき釀金は續々協會に送り届けられた。献金受附開始後の昨年年末には六萬四千圓餘の巨額に達したので、この

成績に勇躍した行刑當局は、軍當局に對し金額は尠くともこれで何とか飛行機各一臺の献納を御都合出来ないかと申出たところ、軍當局では金額は問題ではない、軍は收容者の赤心を嬉しく受けようとするのだから、不足の分は軍で補ひ、收容者諸氏の熱望を達せしめることにするとこの花も實もある取計ひに、茲にいよいよその熱望を達する日が近づいたのである。

かくして昨年十二月廿八日協會より各支部長宛明年一月中旬を期し愈々待望の飛行機献納の實現を見る豫定につき、現在尙資金釀出の向は至急取纏め送付され度き旨を通達、一月十七日現在に於て七萬五千五百六十四圓二十八錢の巨額に達するに至つたのであつて、各關係者の喜びは一方ではない。献金は協會に於て總て銀行預金とし、その利息を包含するものであつて、これに要した事務費は一切會の協負擔によつたのである。

今回の献金が悉く收容者の自發的にして純眞なる報國の赤誠から發したもので、その間聊かの強制もなく、しかも斯の如き巨額に達し得たことは、我が行刑教化の劃期的躍進を物語るもので、行刑界の洋々たる明日を暗示するものでなくて何であらうか。

### 二

献納の當日——一月十七日——は冬には珍らしい快晴であつた。全國刑務所收容者有志一同を代表して、吉田豊多摩、椎名府中、岡部大阪、谷内東京拘置、江藤廣島の五所長は、官服姿も凛々しく、日沖行刑局事務官の案内で午後二時刑務協會を出發、先づ杉山陸軍大臣に面接の上、吉田所長は一同を代表して、全國收容者の報國の至情を述べ、赤誠こもる献納及び献納者名簿を大臣に傳達、記念撮影（口繪参照）をなし、次いで米内海軍大臣に面接して同様献納の手續を完了し

た。陸海軍大臣はいづれも感激の面持で、皇國のため收容者諸君の熱誠の結晶である國防金を献納され、感激に堪へない、刑務所にすらかゝる愛國の美學が起つたのは、我々にとつて力強い限りである、これも一重に刑務官諸氏の指導薰陶よろしきを得た結果であると思ふ、といふ意味の町重な謝辭があつた。献納式終了後、代表各刑務所宛、つゝがなく献納の手續を終り感激に堪へざる旨の電文を打電するところがあつた。なほ献納金は陸海軍夫々三萬七千七百八十二圓十四錢宛に折半して献納、これによつて建造される戰鬪機の命名式は三月以降適當の日を選び、東京で盛大に舉行される筈である。尙十七日の夕刊各紙は筆を揃へて、今日の美學を報じ、社會的にも力強い反響を呼び起したのであつた。

# 新年名刺交換會

恒例により刑務協會主催の新年名刺交換會は、元旦午前十一時より、同協會第一講堂において開催された。行刑局及び東京及び附近の刑務所から各書記官、事務官及び各刑務所長等約二百名の職員參集、年頭の賀を述べ合つたが、今年殊に事變下の新年とて、參集する人々の面上にも自ら緊張自肅の色が漲つてゐた。しかし天氣は元旦にふさはしい好晴、一同緊張裡にも前途を壽ぐ晴々とした面持で、設けの席についたが、劈頭、瀧川會長は起つて左の意味の挨拶をなした、

「みな様、明けまして御目出度うございます。恙なく御越年なされましたみな様の、今年も亦、御多幸ならんことを祈り上げます。

私は只今、宮中の拜賀から退下してまゐりましたが、皇室におかせられては、迎春と共に彌榮に御榮まし、殊に畏くも天皇陛下におかせられては、國家非常の時、益々天機御うるはしく、政務並に軍

務に御精勵遊ばす御由を拜承いたしました。私共國民として、洵に恐懼感激の至りに存じますと共に、衷心からの心結しさと有難さを禁じ得ない次第であります。願くはこの皇室の御稜威の下に、私共としても、現下の重大時局に鑑み、一層の御奉公を勵まねばならぬといふことを痛感いたしました次第であります。

顧みれば昨年夏、支那事變が勃發し、國民一同、國家のため戦線に又銃後に、及ぶべきだけの御奉公をいたして來た次第であります。我刑務界においても、みな様の御努力により、刑務所としては殆んど全力を傾けて御國のために御奉公してまゐつた次第であります。收容者一同も、よく刑務職員の意の存するところを體得し、又日本精神の自らなる發現によつて、赤誠報國の意氣に燃え、非常なる好成績を擧げ得ましたことは、御同様まことに喜びに堪へない次第であります。しかしながら御承知の如く時局の前

途はどうなるかも判りませず、我國としては洵に重大時局に直面してゐるわけでありますから、刑務所としては、或は昨年よりも一層の事務の繁劇を加へることになるかもしれませぬので、私共としても昨年と同様、といひたいのですが、事實は昨年以上の熱誠と努力とを以て、行刑のために奮闘盡力いたし、昨年以上の好成绩を擧げて、以て一面國家に酬ゆると共に、一面收容者一同の指導教化に任じたいものであると思つてゐます。勿論みな様としても、十分そのお覺悟はお持ちのこととは存じますが、年頭に際し、祝賀の意を共にすると共に、御同様この心掛けを失ふまいことを御誓ひいたしたいと存する次第であります。右簡單ながら、新春のことばを一言申し述べ、併せてみな様の、今年相替らず益々御多幸ならんことを御祈りいたす次第であります。」

終つて同會長の發聲にて、天皇皇后兩陛下の萬歳を三唱したる後、夫々冷酒を交はして、各自の健康を祝し合ひ歡談湧くが如き後、和氣諷々裡に午後零時半、散會した。

## 協 會 記 事

今次事變ニ關シ本會々員中應召後戰死傷其ノ他ニ對シ慰藉方  
法ヲ講スルコトニ理事會ニ於テ決定シ昭和十二年十月廿五日附  
ヲ以テ左記ノ通り各支部長宛ニ通知セリ

### 應召會員戰傷其他ニ贈與金交付ノ件

昭和十二年十月二十五日

刑務協會會長 瀧川秀雄

支部長殿

本會員ニシテ今次事變ニ關シ應召後死亡若ハ退職ノ餘儀ナキ  
ニ至リタル者ニ對スル慰藉方法トシテ勤績年數ノ如何ニ拘ラス  
左記ニ依リ贈與金ヲ本人又ハ其ノ遺族ニ交付スルコトニ決定候  
ニ付テハ該當事項發生ノ場合則第八條第一項第三號以下ニ依  
ル贈與金ニ對スル報告書ト共ニ之カ申請方御取計相成度候

記

一、戰死者ハ戰傷ニ因ル死亡者、金百圓以内ノ家族慰藉金

一、應召中ニ於ケル病死者、金八拾圓以内ノ家族慰藉金  
一、應召中ニ於ケル戰傷若ハ疾病ニ因リ事變後復職不可能ニ  
依ル退職者、金五拾圓以内ノ見舞金

以上ノ通知ニ依リ該當者アリタル支部長ヨリ慰藉方申請ア  
リ、本會ニ於テハ夫々各遺族ニ慰藉金ヲ交付セリ  
昭和十二年十一月八日附(第一回)

- 一金壹百圓也 (會則第八條併合) 戰死 全州故 森川小太郎
- 拾壹圓也 (第一項第四號併合) 戰死 公州故 大倉 定
- 一金壹百拾六圓也 (同上) 戰死 前橋故 松井仙治郎
- 一金壹百圓也 (第三號 併合) 戰死 高知故 岡谷實信
- 一金壹百圓也 同 岐阜故 富田 茂
- 一金壹百圓也 同 名古屋故 村上 昇
- 戰傷死 山口故 清水 等
- 戰死 高松故 前田信敏
- 同 静岡故 鈴木 進
- 同 故 高野福藏
- 戰傷死 東京故 若海康治
- 一金九拾圓也 (第四號併合)
- 累計金壹千百拾八圓也

昭和十二年十一月十六日附(第二回)

- 一金壹百拾圓也(第四號併合) 戰死 臺南故 山口辰郎
- 一金壹百圓也 同 岡崎少年故 谷川末一
- 一金壹百圓也 同 岐阜故 永瀬住夫
- 一金壹百圓也 同 岡山故 林九市
- 一金壹百拾壹圓也(第四號併合)同 臺北故 阿部時夫

- 一金壹百拾圓也(同) 上) 戰傷死 高知故 山本森雄
- 一金壹百圓也 戰死 福岡故 中村久雄
- 一金壹百拾壹圓也(第四號併合) 戰死 新潟故 羽田政雄
- 一金壹百拾壹圓也(同) 同 故 廣橋留次
- 一金壹百圓也 同 同 故 田中久太郎
- 一金九拾六圓也(第四號併合) 戰病死 同 故 田村義男

累計金壹千六百參拾九圓也

累計金參千參拾八圓也

昭和十二年十二月三日附(第三回)

- 一金壹百拾參圓也(第四號併合) 戰死 横濱故 山川金作
- 一金壹百拾圓也(同) 上) 同 德島故 田中正男
- 一金壹百 同 福岡故 曲淵新三
- 貳拾壹圓也(第三號併合) 同 西大門故 山本正孝

- 一金壹百 同 戰死 臺北故 加藤修輔
- 貳拾壹圓也(第三號併合) 戰死 同 故 笠見浩市
- 一金壹百拾壹圓也(第四號併合) 同 同 故 小菅故 關昇平
- 一金壹百拾參圓也(同) 上) 同 臺南故 稻田柳市

累計金貳千九拾八圓也

累計金參千五百參圓也

昭和十二年十二月十七日附(第四回)

- 一金壹百圓也 戰死 三重故 高橋秀雄
- 一金壹百壹圓也(第三號併合) 戰病死 靜岡故 渡邊政雄
- 一金壹百拾壹圓也(第四號併合) 戰死 金澤故 大屋他吉

- 曩ニ出征シ戰傷シタル本會々員臺南刑務所看守福森盛雄氏ハ
- 陸軍第一病院ニ御入院中ニ付本會ハ會長名ヲ以テ事務員ニ見舞
- 金ヲ持參セシメテ慰問セリ。

戦傷會員慰問

護國の英靈



金澤刑務所看守 陸軍歩兵伍長 故 大屋他吉氏

昨年十月七日上海寶山附近の戦闘で皇國の華と散られた故大屋看守は、明治四十三年四月生れ、昭和八年

陣地に突入、敵兵數名を倒し拔群の功績を残されしも乍残念偶々敵の投げし手榴弾の爲め兩足爆傷、出血多量のため遂に名譽の戦死を遊ばされ候同君の戦死當時の情況は軍人の龜鑑たるべく誠に天晴なるものに候(下略)



名古屋刑務所看守部長 陸軍歩兵曹長 故 梅村勝義氏

曹長は午後八時大隊長より重要な指令を齎らして部下の兵一名を伴ひ最前線の陣より打出す機關銃は暗黒の野に閃々たる光を投げその銃聲は夜の寂莫を破るのであつた。その闇夜を縫つて漸くして目的の〇〇中隊に到着、大任を果して大隊本部に引返す途中、劉家行南方西



岐阜刑務所看守 陸軍歩兵伍長 故 富田茂氏

趙家角に至るや突如敵大軍と遭遇した。曹長一此の大敵ではもう駄目だ、お前は血路を開いて任務の終了を報告せよ一兵「何で曹長殿一人を見殺しに出来ませうか」この話の内にも敵の亂射甚しく、曹長は「上官の命だ、とく走れ」と叱りつけ涙を呑んで引下る兵を殺さじと自らその肉桶となり、遂に腹部貫通銃創を受けて天晴れ江南の地に華と散つた。故人は大正八年十二月歩兵第〇〇聯隊に入營、引續き現役志願、果進して昭和二年十二月曹長となり、同四年六月依願除隊、同五年二月看守拜命、軍隊仕込みの潑刺たる意氣と職務の忠實とは忽ち上官の認むる處となり、同九年十二月部長を命ぜられたものである。享年三十九歳。

日井郡篠木尋常高等小學校を優秀なる成績で卒業し、同〇年歩兵〇聯隊へ入隊、同年滿洲國へ派遣された勇士で、昨年七月三十日付を以て岐阜刑務所看守を拜命した有爲の青年刑務官であつた。

横濱刑務所看守部長  
陸軍歩兵軍曹

故 山川 金作氏



故山川金作氏は十月二日上海に上陸、廿一日崔家宅の有名な白壁の家の攻撃に長刀を振りかざし敵陣に斬

り込み十五、六名を斬倒し返り血を浴び傷一つ受けず、次で廿五日孟家宅を攻撃、敵は堅固な斬壕によつて抵抗、決死隊の隊長の命を受けた氏は「戦争はかうしてするもんだ」と一聲鐵兜をかなぐり棄て敵壕に斬込み激戦二十數ヶ所の敵弾を受け、血潮したる愛刀正次を高く差上げ顔面朱に染つて 天皇陛下萬歳を叫んで壯烈な最期を遂げられた。  
故人は明治三十八年二月新潟縣神山村

に生れ昭和五年十一月任歩兵軍曹翌年九月新瀉刑務所看守拜命十二年三月同所へ出向模範刑務官であつた。

金澤刑務所看守  
陸軍山砲上等兵

故 瀬戸 俊氏

故瀬戸看守の壯烈な戦死前後の様についで、故人の戦友中村鶴松氏（金澤刑務所看守）より同所戒護課長宛に左の書翰があり、讀む者の涙をしばらせてゐる。  
「……戦地に來てから出征せられた同僚の方々には一度も御會ひ出來ず淋しさいや増して弱りました、去る十二月（十月）瀬戸俊さんが彈藥補充のため私の中隊の前を通られて始めて手を握り合つて語り合ひました。（中略）ところが今日小島伍長より同君の戦死の報があり驚きました。即ち十七日（十月）午後二時より同君は小島伍長他兵一名と彈藥補充のため百米前方に行き歸途腹部



僚の方々には一度も御會ひ出來ず淋しさいや増して弱りました、去る十二月（十月）瀬戸俊さんが彈藥補充のため私の中隊の前を通られて始めて手を握り合つて語り合ひました。（中略）ところが今日小島伍長より同君の戦死の報があり驚きました。即ち十七日（十月）午後二時より同君は小島伍長他兵一名と彈藥補充のため百米前方に行き歸途腹部

を敵機關銃弾に貫通され、二十分間で事切れたさうです。その間 天皇陛下萬歳を三唱し、中隊長殿の武運長久を祈り且自分の遺留品等の始末を小島伍長に頼んで、自己の駄馬位置につき立派に戦死せられました。小島伍長は瀬戸君の立派な戦死を幾重にも褒めて居りました（下略）。因に同氏は資性温厚の君子人で、兩親の他令妹令弟あり、夫人との間に長男清周（三歳）さんがある。

東京拘置所看守部長  
陸軍砲兵上等兵

故 若海 康治氏



故若海看守部長は昭和十二年九月二十日、上海に於て東洋平和の尊い礎石として名譽の殉没を遂げられた。故看守部長は昭和九年四月三十日市ヶ谷刑務所看守に任ぜられ、精勵格勤前途有爲の青年刑務官で、殉没日付を以て看守部長に任ぜられた。享年二十七歳。

徳島刑務所看守部長  
陸軍歩兵伍長

故 田中 正男氏



故田中看守部長はかねて職にあるや謹嚴己れを持し忠實職務に服し常に儕輩

の推稱を受け寔に刑務官の模範であつた。今次事變に際會し動員下令と共に應召せられ母堂竝に新妻との間恩愛の至情をも斷然絶つて御國の爲に挺身、勇奮暴支膺懲の軍に參し、あの敵前上陸後歴戦數次武勳を輝かしつゝ奮戦忠誠奉公の誠をさげつゝあつたが、九月二十二日上海戦線周家宅の激戦に於て敵の十字砲火を浴びつゝも一死報國を誓ひ沈勇果斷奮戦中、壯烈なる戦死を遂げられた。嗚呼、其の忠勇こそ日月を貫くべく其の義烈は以て鬼神をも泣かしむるものがある。因に故人は大正元年生れ、昭和九年徳島刑務所看守を拜命、戦死日付を以て部長に

昇進、一月十五日故人の本籍に於て盛大な村葬が行はれた。

高松刑務所看守  
陸軍歩兵上等兵

故 前田 信敏氏



上海方面〇〇附近の戦争に壯烈なる名譽の戦死を遂げられた前田信敏氏は昭和十二年三月三十一日高松刑務所看守を拜命、性質温順、動作活潑で研究心に富み深く將來を囑望せられて

みたが、〇月〇〇日早朝充員召集を受けて全所員の熱誠な歡送を受けて勇躍壯途に上り、當時の英姿は今尙同所職員の眼底深くやきついてゐるところである。同氏は郷里で農業に従事中は模範青年として村人の信望を集めてみたが、歩兵〇〇聯隊に入隊中は善行證書、下士適任證書その他數々の表彰を受け、成績良好に依

り伍長勤務上等兵を命ぜられてみた。享年二十四歳。

前橋刑務所看守部長  
陸軍輜重兵一等兵

故 松井 仙治郎氏



故松井仙治郎看守部長は大正十五年四月前橋刑務所看守を拜命、昭和十一年七月三日看守部長に任ぜられ、第三管區監督部長の傍ら柔道助教を擔任し平素責任觀念極めて強く柔道四段の猛者であつたが、反面玲瓏玉の如き人格は衆望を一身に集めてみた。今次事變勃發するや充員召集せられ、勇躍〇〇方面出動の途次、悲壯な公

務殉職を遂げられた。

X X X



### 刑務所便り

#### 三重刑務所職員出征勇士 武運長久祈願の記

北支の野、上海の街、暴支膺懲の劍を眞向に西に東に轉戦する皇軍勇士の勞苦は如何ばかりか。吾々銃後の國民は日常の勤務に益々勉勵し勇士をして後顧の憂ひ無からしめその赤誠は或は通信文に、慰問袋に、或は國防獻金に現はされ銃後の護愈々全きを期して居る。

去る七月以來勇躍出征せる〇十〇勇士の武運長久を祈るは此れ職員一同の衷心より念願するところである。時恰も明治の佳節に當り、日頃三重刑務所守護の神として崇敬せる官舎地域鎮座の佐伯神社の例祭を兼ねて出征職員は武運長久祈願

祭が行はれる事になり、諸般の準備全く整ひ、清掃せられたる社殿に、祈願武運長久の大席はためき、鳥居の注連繩も新しく一段と莊嚴なり。其の日朝來の曇天は時の經つに従ひ西北の方より晴れ來り陽光燦として地上に輝けり。

出征軍人の家族の方々も定刻前には數里の途も遠しとせず全部參會せられ、午後一時三十分それ〴〵所定の位置に着席、一同襟を直して待つ。郷社大市神社宮崎社司祭の下に、式は始まり、全員大祓を受け、伶人の奏する莊重なる樂の音に咳一つするものなく靜肅なり。神官謹みて神殿の扉を開き神饌物を奉る、神饌物は出征軍人家族の方々の供物を加へ神の御前に處狭きまで供へられたり。神官嚴に祈願文を朗讀し玉串を奉奠の後、職員を代表して末光所長全員起立の中に靜々と神前に進み玉串を奉り出征勇士の武運愈々盛ならん事を祈り、家族を代表して北川兵次郎氏恭々しく奉拜を終りて嚴肅裡に式を閉ぢ、直に參會者一同の記

#### 遙拜所落成式狀況

金澤刑務所

當所に於ては過般來遙拜所設置の案を進めつゝありしが其の計畫全く成りしを以て、當所の氏神なる榛原神社司高井正之氏を招聘し、一白大安に當りし十月十八日所内清淨の地を相して其の地鎮祭を舉行せり。

爾來銳意竣功を急ぎしところ工事順調に進捗し此程完成を告ぐるに至りたるより雲物清涼にして菊花傲霜たる明治節の佳辰を卜し落成式兼大麻奉齋後鎮祭を左記の通舉行せり。  
一、擧式年月日時 昭和十二年十一月三

日自午前十時半至同正午

二、場所 第六工場前廣場西南隅遙拜所前庭

三、參列者 (イ)當所長以下職員一同 (ロ)來賓 金澤地方裁判所檢事正森勇、金澤地方裁判所長代理

部長判事六鹿貢、金澤保護觀察所長原田松雄、富山刑務支所長斐川兵次、福井刑務支所長(代理)、金澤保護觀察所保護司廣瀬一英、石川更新會主事伊藤與三郎の諸氏の外朝野の名士十數名 (ハ)工事關係收容者一同 (ニ)第一級者全部(當日は雨天の爲第二級者以下は式場に參列せしむること不能翌四日の晴天を利し午前、正午、午後の各休憩時間に順次參拜せしめたり)



五、施行狀況 昨夕は夕映の色鮮に當所臺地四方に屹立する鈴見山の木立を染めて美晴を放ちたりしが、夜に入りて天怪しく曇り初め當朝は案に違はず銀糸蕭條として衢の塵を鎮めぬ。是所謂慶たき例の清めの雨とや言ふらん。

爲に祭場は人の聲ををさめ、天人共に寂莫としていとしづかにいとときよらかに、心夷邪屏渺瀾たる瑞氣漂ひ、森嚴清澄の氣天地に充ち、自ら襟を正さし

むるものあり、大神の鎮魂を迎へ奉るに相應しき吉日なりき。

扱て祭壇竝に遙拜所と大書せる石塔(遙拜所の文字は司法大臣鹽野季彦閣下の御揮毫なり)には齋竹を立て注連を引廻らし、その前面に調へられたる式席、亦飾に紅白の大幔幕を以てす。

式場の準備萬端成るや、是より先豫て縣社寺兵事課を通じて奉齋せる伊勢大廟の大麻は縣社榛原神社に於て白木の唐櫃に收め奉り同社々司以下奉仕、午前九時四十分當所着、御一旦假奉安所に當てし所長室に安置し奉る。而して開式に先立ち所長以下職員收容者は遙拜所前方なる國旗掲揚塔下に參集、國歌齊唱裡に莊嚴なる國旗掲揚式を舉行す。かくして定刻午前十時三十分寸前ともなるや、來賓其他關係者一同靜かに入場着床し、是松庶務課長立つて嚴に開式の辭を述べ式に入り、齋主縣社榛原神社々司高井正之氏、副齋主村社免安神社々掌松本昌俊氏に依り修祓

の儀あり、次いで庶務課長の先導にて  
靈代を假奉安所より奉迎す。樂人の奏  
する劉曉たる簫篳篥の樂音四邊のしど  
まに流るゝが如く溶け入るが如く、神  
韻の律呂胸をうつ裡を、祭典は降神進  
饌と順次莊嚴そのものの裡に進捗し、  
やがて齋主は徐ろに神前に歩を進め祝  
詞を奏し上るやその音吐朗々たり。時  
恰も雨勢加はり淨雨さながら吳蒼の涙  
の如く、天幕を打つ雨聲之に和し莊重  
にして森嚴、親しく大神の御前に額づ  
きてその天音に接するが如く、神威身  
に迫りて畏し。

就中「刑務所長以下職員は一身同體  
となり神意を體し諸人をいづくしみ教  
へ導くものなれば各々はその教訓を守  
り心正しく身健に務に業に緩み怠るこ  
となく精進するとき神は日となく夜と  
なく諸人の身上を守護し必ずや幸あら  
しめ賜ふものなるぞよ」と且訓え且祈  
れば、列席の一級者一同感極まり寥と  
して聲なし。次いで西岡所長は威儀を

正して式辭を朗讀し、續いて金澤地  
方裁判所檢事正、同所長（代理）、金  
澤保護觀察所長等の懇篤町重なる祝辭  
ありて玉串奉奠の儀に移り、收容者總  
代を最終として何れも恭しく奉奠し、  
終つて副齋主神饌を撤し、齋主謹みて  
昇神奉仕の儀を行ひ御祠の扉を閉し滿  
場肅嚴の念交々迫る裡に滞りなく式典  
を了す。最後に神前に於て當日の假釋  
放並賞表附與を執行、庶務課長の閉式  
の辭ありて午前十一時五十分莊重裡に  
終末を告げたり。

因に當日式典に參會せる者は終始崇  
高なる神靈に咫尺して森嚴なる神威を  
靈感し坐に竹都に詣ずるの感彷彿たる  
を覺えつゝ肅々として退場す。尙引續  
き收容者一同を教誨堂に集め明治節の  
式典を舉行し、椿原神社々司高井正之  
氏の敬神崇祖に關する講演を聽聞せし  
めたるに殊の外感銘深く多大の感動を  
與へ教化上好影響を及ぼしたるを認  
む。

惟ふに天地の間至大至高にして千歲  
を経て而して愈々無邊なるは神祖の宏  
恩なり。その磅礴比すれば山嶽は其の  
高きを失ひ、江海も亦其の深きを失  
ふ。凡そ横目の民之を神とし之を祖と  
し之を敬ひ之を崇ひ、以て日本精神を  
培養、益々その精華を發揮し六合に冠  
たる國家今日の隆盛をなすに至る。猗  
何たる光輝ぞや。此故に神宮遙拜所の  
竣功は收容者の改化遷善に多大なる效  
果を齎すべく、職を刑務に奉ずる者の  
齊しく欣快とするところならん。

(口繪寫眞參照)

### 祭壇の竣工と

#### 歡請式の狀況

松山刑務所

松山刑務所職員並に收容者の敬神思念  
高揚の爲め所内に祭壇を新設することに  
なり、本年九月三十日の吉辰工を起し十  
一月十日竣工したり。

而して十一月十一日は祭壇初めての祭  
祀にして高市社司を聘し、所長以下職員  
收容者代表及來賓列席の下に、午前十時  
左の次第によりて、いとも嚴肅に、天照  
皇大神宮に刑務所々在地の氏神雄郡神社  
を合祠せられたり

#### 式の次第

- 一、一同着席
- 一、修 祓
- 一、降神行事
- 一、奉幣行事
- 一、齋主祝詞奏上
- 一、齋主玉串奉奠
- 一、參列者玉串奉奠 所長、來賓代表谷  
田檢事正、職員代表林戒護課長、收容者  
代表
- 一、一同退下 (口繪寫眞參照)

### 新刑務所の礎石成る

#### 地鎮祭舉行

水戸刑務所

水戸刑務所は舊水戸藩の徒刑場を利用

し明治十四年現在の地水戸市北三ノ丸に  
建設せらる。其施設朽廢時運に適せざる  
ものあり、屢々新築移轉の議起り、第七  
十議會に六十萬餘圓の新營費豫算決定せ  
られ、本年度より向ふ五ヶ年間繼續移轉  
工事を開始す。其敷地を水戸市隣村に物  
色し、候補地に上るもの十數ヶ所幾多の  
折衝検討を重ねたる結果、那珂郡川田村  
市毛陸前濱街道沿線に三萬二千二百五十  
七坪の平坦地を選定し、十月二十七日買  
收手續を完了せり。十一月十二日の吉日  
を下し午前十一時より敷地地鎮祭の式典  
を舉行す。

此日天麗かにして風なく、菊花薫る小  
春日和に恵まれ、隣村其他より式典を參  
觀せんと集る者多數にして、主たる來賓  
は司法大臣代理瀧川行刑局長、齋藤會計  
課長、水野水戸地方裁判所長、同西村檢  
事正、岩田憲兵分隊長、中崎水戸市長、  
岡野助役、石川縣會議長、鈴木市會議  
長、宇留野辯護士會長、縣會並に市會議  
員、其他諸官衙學校長、敷地々主、村長

等約一一〇名。劉曉たる奏樂裡に修祓の  
式、鋤入の行事、いと嚴肅に式典を畢り  
て饗宴に終る。水府平野の高原に那珂川  
の清流を帶び、筑波の秀峰を南に望みて  
聳立する新裝の水戸刑務所を幻影に浮べ  
て萬歳齊唱、目出度解散時に午後一時。

(口繪寫眞參照)

### 東北行刑衛生集談會

宮城刑務所

東北行刑衛生集談會は十一月十三日午  
後一時半から當所に於て開催され、盛會  
裡に五時半終了した。當日は八澤秋田、  
橋本青森、工藤青森の各醫務課長、佐藤  
福島支所保健技師、當所安達醫務課長、  
坂本、相澤兩囑託醫、尼子仙臺支所囑託  
醫並に當所幹部一同列席、來賓として安  
倍東北帝大助教授、宇田盛岡少年刑務所  
長、池田元當所醫務課長、山本元當所囑  
託醫等參列、一同晝餐を共にしたる後、  
當所支關前に於て記念撮影を爲し、引續



き所内の見學を了し、午後一時より會議室に於て開會暨頭小橋川刑務所長開會の挨拶をかね本會が益々發展し行刑衛生のため貢献せられんことを希望し、次で安倍助教の下記演題の講演があり、約一時間半に互つて各種の統計を表示し専門的な説明があり、職務上裨益するところ尠なくなかつた。

かくて協議事項については提案者より夫々説明の後、各自意見の開陳討議があつたが、いづれも現下の重大問題であるので、秋田、宮城の醫務課長を委員に選び之を附託し、引續き會員の左記講演あり、午後五時半、和氣霽々の裡に閉會した。

散會後當市ブラザー軒に於て懇親會を催し、席上出征保健技師、技手の武運長久を祈ると共に、その勞苦に對し感謝と慰問の意を表する寄せ書を發送した。小協議

- 一、現下の時局に鑑み行刑衛生上考慮すべき點如何 (宮城)

- 一、非常時作業に對する適切なる給養方法如何 (同)
- 一、適正なる食等の改善如何 (同)
- 一、收容者眼鏡使用につき考慮すべき點如何 (同)
- 一、次回開催地について (同) 特別講演
- 一、背筋力より見たる體力 (東北帝大助教 安倍弘毅)
- 一、受刑者の口腔衛生に就て (宮城齒科囑託醫 坂本時太郎)
- 一、收容者の眼鏡使用者に就て (宮城鈴木保健助手) その他。

◆遙拜所竣工式狀況

盛岡少年刑務所

當所構内運動場の一隅を劃し、豫て工事中の遙拜所竣工に付、去る十一月二十三日神嘗祭を卜し竣工式を舉行せり。朝來一天雲なく程近き岩手富士の稱ある岩手山はくつきりと其の姿を現はし、其の

雄大にして邊りを睥睨する態は、恰も吾人に對し現下の時局に際し如何なる困苦をも克服すべきを示唆するものゝ如し。

此の日所長以下職員全部禮裝にて(但し幹部は通常禮裝)式場に臨み、又收容者は刑事被告人、病者又はやむを得ざるものゝみを除き全部整列し、先づ君ヶ代吹奏裡に國旗掲揚式を行ひ、其れより八幡宮々司の祝詞、續いて所長、幹部に次ぎ少年、成年各代表一名宛並本工事に從事せるものゝ中特に選定したる成年大工數名の玉串奉奠を爲さしめ、いと嚴肅裡に竣工式を舉行し 皇居、伊勢皇大神宮の遙拜を行ひたり。

殊に本工事は當地の季節的關係等もあり工を急ぎたる爲、營繕工技能者の夜間作業延長、少年受刑者の教練時植木移植、土工手傳等文字通り専心努力の結果、豫定より早く而して最も壯嚴にして全く理想的に竣工したるは彼等の勞を多とするものにし、吾人は彼等と共に其の慶びを同うするものなり。

尤も當所にてはこれより先、全職員及工場出業全收容者に對し、毎朝國旗掲揚、皇居並伊勢皇大神宮の遙拜式を行ひ、専ら敬神崇祖、皇室尊崇以て國體明徴觀念の涵養に努め居り、尙本工事竣工以來假釋放の式典は總てこの神前にて之を行ひ、彼等に更正、決心を誓はしめ之が教化上絶大なる効果を收めつゝあるものとす。(口繪寫眞参照)

◆大麻比古神社參拜紀行

徳島刑務所

氣遣つた雨もほんの砂塵押への程度、薄曇りの午前の空に陽はまだ覺めぬ。この日、十一月二十三日、即ち新嘗祭日を期し吾等職員一同は皇軍武運長久祈願の爲、大麻比古神社へ參拜せんと、新調の麗々しい僚友會旗をおし立て、堂々高徳線車中の人となる。

十時二分、汽笛一聲、肌寒き晩秋の朝空に鳴り響いて汽車は靜かに徳島の地を

離れた。黒い煙が低く尾を引いて流れた。所長以下一行七十名、宿明の疲れを押し切つて参加した十五名、外に紅一點姥一點も交り、意氣やすこぶる昂る。「久しぶりの旅行だなー」「ウン、半年ぶりだ」などと、漸く皆の聲がはずむ。誰か逸早く天井の防空ランプを見つけると

「ヤヤ、はや防空の設備が出来てるぞ」「オオ!」一同仰いで感歎の聲を發す。謹嚴の權化配置部長が、隅の方からトツプを切つてバリトン露營の歌をやり出す、と、みんな顔を見合して笑ふ。それでもいつか一人また一人と調子を揃へる。中には口笛も入り、のんびりした空氣で車中は早くも飽和する。汽車はやがて佐古驛を過ぎ新市内を走る。更に進んで、幾多の犠牲と巨費と星霜を奪つて完成した汗の結晶、關西第一

の吉野川鐵橋にかゝる。向ふの竹藪の間から草家がぼつ／＼と隠見し、橋桁の間から眉山の姿が次第に遠ざかつて行く。眼を北に轉ずれば土手の篠を越えて四國三郎の流れがしらじらと見え、眼下は青く湛へた水の音が聞えるやうだ。

鐵橋を渡り漸く田舎に入つてくると、心なしか窓より吹き入る風にさへも深みゆく秋の淋しさが身に沁みるやうである。

「そこが田宮の競馬場だ、あれが人絹工場だよ」

「ほう、どえらいぢやないか、紡績より大きいかなア」

「大きいとも、何しろ豪勢なもんサ、ハツハツハ……」

知つた氣な話に車中は哄笑雑談の交錯だ。たへず眼を窓外に注ぎ愛汗（僚友會文藝誌）のネタでも探してゐたらしい編輯子のA君、案の定ポツリと一齣、「ネ、君、少し町を去つて田舎に入ると切實に人生を考へるものであるといふこ

とを覚えませんか、僕など、一步田舎にはいけばもうそこにはいかに自然が人生を支配してゐるかを身に沁みて感じるがね」

傍のSに一寸ふりかへつてから述懐を洩らすのだつた。

「また靖蘭居士やつちよるぞ」と誰かの囁きが聞える。

隣の箱から進軍の歌が流れてくると、また思ひ出したやうにこちらも朗かに歌ひ出す。

汽車の道に沿ふた燻つた草家にも、ところどころその屋根より何間も高い竿の先に小さな日の丸の旗が翩翾とひるがへつてゐるのも旅情を唆るものだ。こんな家からも御國の爲に出征されてる人があるのかと思ふと知らず／＼臉が熱くなつてくるのであつた。

赤い實だけの唐辛が窓際に吊された家、限りなく漂つてゐる田園の情趣が次々と擴げられてゆく。

このあたり、まだ視野は廣く、草が遠

く微かに一面に枯れてゐる。その間を明るい落葉松の梢だけが高くもなく低くもなく楚々たる感じを一面に漂はせてゐる。廣野は一帶に明るいが、かほそい幽かなわびしさをたゞへてゐる。

作物の刈取られた畑には畝から畝に菜の乾反葉がかさこそと轉がつてゐる。そして栗の切株だの陸穂の藁堆だのが黄色い日光にかげろひながら、そよ吹く風にも掻消されてしまひさうな淡い陰影を長く長く曳いてゐる。とすると、帯草を中途から切離したやうに枝を擡げた樺の木が其處にも此處にもすくすくと突立つてゐるのだ。稻を掛けた竹がまだ外されずに寂しげに立つてゐるものもある。

しんとした靜寂な氣分が車の進むに伴れていつもあらゆる空間を領してゐることに氣がつく。

吉成驛あたりからカーキ色の上衣を着けた國防婦人がだん／＼と乗り込んだ。短かい列車はもうどの箱もすし詰だ、みんな殆ど參詣人らしい。

いつか次第に左右に山が迫つて來たと思ふともう目的地に着いたのだ。こゝ板東驛は參詣人を降ろして一時にはしやく。がら／＼とした汽車を北へ送つて、みんなは殆んど向時に歩を運び出した。一行は洋服半分和服半分の扮裝、高下駄を穿いた二、三の連中が

「雨が降ればなア」

とこぼしてゐるが、さて雨は降りつこなしさ。

こちらの子供も軍歌を唄つてゐる。小さな狭い町を幾曲り、數百歩にして四國靈場第一番札所に達す。堂宇に入らんとした者が、

「神様より先に詣ると罰が當るぞ」と叫ぶ聲に弾かれたやうに飛び出してくるのも愛嬌がある。

寺を左に廻ると道幅は稍狭く兩側は田圃になつてゐる。少し行くともう松林の一路に續く。秋の白々を冷たい陽が亭亭と聳える松の梢を洩れて弱々しく森嚴な參道を這ふてゐる。吾々の一行元氣極

めて潑刺、進軍の歌の活潑なメロデーが道と共に流れて行く。

やがて松林もとぎれると、あゝ、これはひどく乾び果てた河原だ。黄色い明るい橋が架る。名を清美橋、一名ドイツ橋ともいつて何か謂れがあるらしい。こゝに水が走れば、楓の渡れを招く風情や、この素晴らしい背景は嵐山そのまゝだ。なんと、紅葉した京の嵐山を聯想をすに相應はしい景趣ではなからうか。

河原を隔て、板東山（このあたりでは大麻山と謂ふ）の森が鬱蒼と控へてゐる。折り重つた松山には、まだ幾らか朝の影が漂ふて、ただ白々と河原の風がすさんでゐる。橋を渡ると赤土の道は心もち登りになる、そして、松、杉、檜、楓、銀杏などが深く茂り合つてうす暗く、互の吐息も聞える程ひつそりとしてゐる。はや神樂太鼓の音がきこえ、森嚴自ら襟を正さしむ。數十歩にして境内に入る。白砂の廣場には、警官、青年團、國防婦人、學生等の姿も見えて拍手の音

が快よく山に衍してゐる。十段ばかりの石段を上つたところ、緑青色の苔に寂びた神杉の太い幹が天を支へる柱のやうに突立つてゐる。げに幽邃靜寂、神々しさ言はん方なし。

社務所に參詣の意を告げると、一同御手洗で手を洗ひ恭しく口漱いで樓門を入つて祓戸に整列す。社は國幣中社大麻古神社で猿田彦大神を合祀す。萬場肅として聲なき裡に神樂につれて被詞が上げられる。吾々は徐ろに階に進み敬虔な氣持で額づく、其時堂奥深きところ嚴かに皇軍武運長久祈願の祝詞が奏上せられる。かくして神官が退ると、吾々は改めて所長の二禮二拍に合して心から皇軍の武運彌榮を祈念したのであつた。

社務所で神饌を受けた後、神杉を背に石段に並んで記念撮影をなす。折から梢をはなれた紅葉が雨のやうに横様に散り迷つてゆく。と、「ハイ、よろしい」これですつかりすんだのだ。みんなはやつと軽い氣持にかへつた。

小憩の後めい／＼お辨當を頂戴に及び河原まで引きかへす。

風をよけて藪かげに陣取ると、所長の發聲の下に 天皇皇后兩陛下萬歳、皇軍萬歳を天地も裂けよとばかり高唱す。意氣正に衝天。續いて所長より「時局と今日の覺悟」に付訓話一席を拜聴す。

橋の彼方で歌つてゐるのはどつかの生徒か。時に正午纔に過ぐ。用意の毛布展べる間もどかしく、仲よし同志車座になつて御馳走に舌鼓をうつ。今日ばかりは全くの無禮講だ、所長様もおつむりを撫で、御機嫌いと斜ならず、破顔一笑亦殊の外可愛ゆし。あちらでもこちらでも軍歌に自慢の咽喉を絞つて打興ず。

今日は有意義な慰安日だ、纔か半日の大團樂に一行充分に満悦、天に向つて感謝したい氣持に浸りながら再び板東驛にとつてかへす。人員點檢も終る。かくして汽車は快いリズムを奏でつゝ微睡をのせて徳島へ向つて下つて行つたのである。(口繪寫眞參照)

皇大神宮神祠落成鎮座祭

山口刑務所

當所構内既設遙拜所に創建せられた皇大神宮神祠落成鎮座祭は朔風肌に徹する非常時下の十一月二十六日、武田所長司祭の下に、いと嚴肅裡に舉行された。

此の日早朝より薄曇りの空はからりと晴れ、大空は碧色に彩られて一點の雲影だにない。社前は箒目も鮮やかに掃き清められてすがすがしさを増し、掲揚臺の大國旗は社頭高く翻翻と翻つて森嚴の情景を呈してゐる。定刻午前十時三十分に至れば設けの席には來賓として吉田山口地方裁判所長、帶金檢事正を初め參列の諸員威儀を正して肅然と居並ぶ。ここに縣社高峰神社宮崎司恭しく大麻を奉遷し、終れば武田所長靜かに神前に進んで玉串を奉奠し、參列の職員も亦續いて奉進して午前十一時壯嚴裡に式を閉ぢた。(口繪寫眞參照)

日本精神實踐の行事訓練

山形刑務支所

當所では、受刑者に對して、國家意識の昂揚、並に國體觀念の振起の爲め、國體の明徴と日本精神の實踐的訓練をなすべく所内の中央に國旗掲揚臺を設置し、左表の如き訓練行事曆を定めて、當日は午前中の休憩時間を利用して、職員並受刑者一同參列の上嚴かに國旗掲揚式を行ひ、同時にそれに因みたる訓話をなし、日常機會ある毎に、行事訓練に依る日本精神實踐の計畫をなし、昨年六月二十五日の皇太后陛下御誕辰の佳き日をトして、第一回の國旗掲揚式を行ひ爾來引き續き左表に基き實施中である。

Table with 3 columns: 月 (Month), 日 (Day), 訓練行事 (Training Activities). Rows include 一月一日四方拜, 一月三日元始祭, 五月五日新年宴會.

- 二月一日 紀元節
三月 三日 雛節句(子ヲ思フ會)
三月 六日 地久節(母ヲ思フ會)
三月 一〇日 陸軍記念日
三月 一四日 五ヶ條御誓文宣布記念
三月 二一日 春季皇靈祭
三月 三日 神武天皇祭
三月 八日 花祭
三月 一七日 少年保護デー
三月 二九日 天長節
三月 五日 端午祭
三月 二五日 楠公祭
三月 二七日 海軍記念日
三月 六月一〇日 時ノ記念日
三月 二五日 皇太后陛下御誕辰日
三月 七月 七日 夕祭
三月 一一日 國旗制定日
三月 八月一五日 盂蘭盆會

- 九月一三日 乃木祭
九月 二三日 秋季皇靈祭
九月 一〇月 一日 司法記念日
九月 一三日 戌申詔書下賜記念
九月 一七日 神嘗祭
九月 一九日 尊徳祭
九月 二三日 靖國神社祭
九月 三〇日 教育勅語下賜記念
九月 一二月 三日 明治節
九月 一〇日 國民精神作興ニ關スル詔書下賜記念
九月 一二月 二三日 新嘗祭
九月 一二月 六日 照宮殿下御誕生日
九月 一四日 義士祭
九月 二三日 皇太子殿下御誕生日
九月 二五日 大正天皇祭

皇大神宮鎮護祭典 並に南京陥落奉告祭

三重刑務所

神宮鎮座の靈地に近く神風薫る當所に

於ては、通牒に基いて逸早く所内清淨の地を選んで皇大神宮遙拜所を設置し、一般收容者の敬神崇祖の觀念を涵養し、國體の尊嚴を自覺せしめ、日本精神を昂揚することに鋭意努力して來たのであるが、豫て當局の御高配により遙拜所新營費豫算の配賦を受けたので、今回更に神殿を建立して、皇大神宮の大廟を奉遷して、當所鎮護の神となし、朝夕奉齋の誠を捧げ奉り、親しく光華明彩六合に照り徹らせ給ふ大神の御聖徳を仰慕して、國民的感激を新にするの機會を與へ、敬神崇祖の觀念涵養に拍車を加ふる事に決定した。爾來職員並に就業受刑者は精進潔齋、孜々として工事を急ぎ、その敬虔眞摯なる奉仕に依り、着々工事の進捗を見て、見事な神明造りの神殿は目度竣工し、拾二月一日の吉辰をトして莊嚴なる式典を舉行せられる事となつた。

當日天氣晴なりしも寒威凜冽、ピンと張り切つた空氣は自ら心身の緊張を感じた。場内一帶は箒目の跡も清らに掃き

清められ、正面鳥居に張られた注連繩の志傳も眞白に自づと清淨の氣四方に漂ひ、神籬の色も鮮かにして、神殿をかこめる神苑のあたり神代ながらの瑞氣襲襲、詣る者をして肅然襟を正さしむるものがあつた。午後參時、式場の準備萬端成つて、收容者八百名餘は各工場より肅肅として、式場に繰込み、整然と列を正し、靜肅緊張裡に開式の命を待つ。

水を打つた様な静けさの中を、玉砂利の音も清らに齋主の奉ずる神靈を先頭に、所長以下幹部一同、式場に入る。一同着席を終ゆれば枇杷橋戒護課長立つて開式の辭を述べられ式典を始む。式典は郷社大市神社宮崎司司祭の下に左記次第の如く森嚴裡に擧式せられたり。

- 次 第
- 一、修祓 一、奉安（警蹕裡警祈）
  - 一、献饌 一、祝詞奏上 一、玉串奉奠（齋主、刑務所長一同列拜）
  - 一、撤饌 一、閉扉（警蹕裡警祈）
- 神事終るや祭主末光刑務所長は立つて

時恰も我國は未曾有の國難たる支那事變に直面し、國民精神總動員の聲朝野を擧げて高唱宣揚せらるゝの秋、我が皇室の大御祖、國家肇造の大神であらせらるゝ天照大神の御神徳を仰慕し奉つて國體の尊嚴を醒覺するの要は今日の時局に於て、殊に痛切を極む。惟ふに大日本帝國は萬世一系の 天皇、皇祖の神勅を奉じて、永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が萬古不易の國體である。而してこの大義に基づき一大家族國家として、億兆一心聖旨を奉體して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が國體の精華とするところである。日本國民たるもの等しく六合の内を普く照り徹らせ給ふ 皇祖の御聖徳を仰慕して、よく肇國の大義と國民の履踐すべき大道を認識し、 天皇の大御心を奉體して惟神の天業を翼贊し奉らねばならぬ。敬神崇祖は宮に神祇奉齋の大本たるのみならず、同時に皇道精神の源泉、國民道徳の原動力であると赤誠あふるゝ熱辯を以て訓諭するや、收容者

一同は深き國民的感激に衝たれ、彼等の眉宇に更生の決意漂ふを見た。

最後に所長は低聲嚴肅裡に本所出征職員故高橋秀雄君が水凍る江南戦線に於て激戦中殉忠護國の華と散つた事を報せられ、本日この記念すべき式場に於て同君の英靈に對し一同衷心より尊敬と哀悼の默禱を捧ぐべき旨告示せらるゝや感激高潮の極に達し、熱禱を捧げて微動だにすものなく莊嚴嚴肅を極めた。嗚呼、何たる國民的感激の場景ぞ！

筆者は全收容者の胸底にも皇道精神の情操が炎々として沈潜してゐることを明確に發見することが出来たのである。

最後に枇杷橋戒護課長の閉式の辭があり、當日の 皇大神宮鎮座祭典は濃厚なる戰時體制的雰囲気の中に意義深く莊嚴裡にとどこほりなく終了した。

（口繪寫眞參照） （川波記）

（二）

世紀の感激——南京陥落の公報に全日本が喜びに湧く時、當所に於てはこの國

民的感激を共にして、多晴れの拾二月拾四日午後參時より 皇大神宮遙拜所大前に所長以下幹部職員並に收容者一同參列し、嚴肅且盛大なる南京陥落戰捷奉告祭並に國威宣揚祈願祭を擧行した。

定刻枇杷橋戒護課長の閉式の辭に次いで、末光刑務所長は收容者一同の正面に登壇して、音吐朗々感激に燃ゆる熱辯を以て暴戻支那抗日の本源地たり支那の國都たる南京は我が皇軍の神速果敢なる追撃にあへなく潰へて、昨拾參日完全に陥落したり。思ふにこの劃期的大勝利の輝く戦果は、偏に御稜威のしからしむるところであるが、また統帥の卓越、皇軍將兵の忠勇武烈、學國統後の赤誠等の賜物にして、就中江南の花と散りし、護國の英靈の加護に依るものといふべく、我等は本日ここに千古に輝く南京陥落の大戦捷を 皇祖神靈の大前に恭々しく奉告し奉ると共に謹んでこれ等在天盡忠の英靈に對し心からなる崇敬感謝の至情を捧げるものである。日本國民はこの大戦捷を

歡喜を以て迎ふると共に、更に緊禪一番新たなる勇猛心を振起し、南京陥落は全般的な支那問題の序幕であつて、眞の持久戦はこれから始まるとの覺悟を新にして、いよいよ國民精神總動員運動の本格的軌道を勇往邁進すべきである。と訓示並に挨拶をせられ收容者一同に絶大なる感銘を與へて降壇、續いて玉串奉奠の儀に入る。

所長鞠躬如として神前に進み恭々しく玉串を捧げ奉れば、枇杷橋戒護課長の最敬禮の莊重なる號令裡に一同警祈、嚴肅と歡喜の交錯だ。

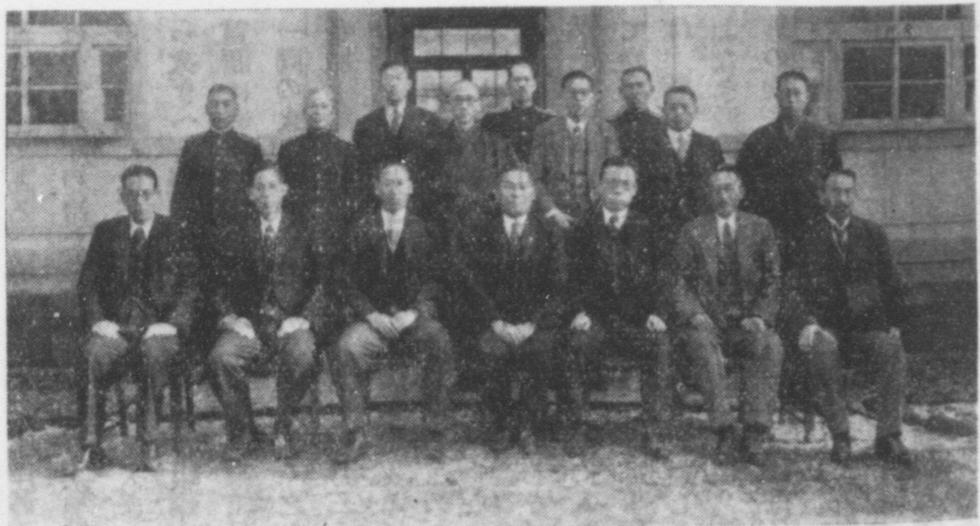
終つて末光刑務所長の音頭にて、 天皇陛下並に皇軍萬歳の歡呼の雄叫びを、この聲戦地を響けよとばかりに三唱し、枇杷橋戒護課長の閉式の辭と共に、午後三時二十五分萬歳のどよめきのうちにも嚴肅裡に終了した。

（川波記）

◆中部行刑衛生集談會

金澤刑務所

恒例の中部行刑衛生集談會は十二月四



日當所に於て開催、この日は北陸地方には珍らしい好晴であつたが、白峰一帯の

連山には白雪皚々とつらなり、寒地肌にせまる感があつた。

記念撮影後午後二時一同着席するや、西岡所長起つて開會の辭を述べ、ついで講演に移り金澤醫科大學勤務横井藤太郎氏の「心臓疾患の治療に就て」と題する有益なる講演あり、引續いて會員諸氏の心血を傾倒せる研究発表があつて、午後五時盛會裡に閉會した。閉會後温泉郷片山津あらや旅館に於て歡談數刻、和氣靈雲裡に一夜をすごした。

一、犯罪者の告白による道樂及犯罪原因の統計的觀察 吉川桂太郎氏

一、精神的半陰陽について 松岡修一氏

一、チフス、バラチフス混合ワクチンとダイタール反應について 半野武一氏

一、少年他殺事件について 富田直氏

一、男子の強度のヒステリー症を認められたる一例に就て 浮田正俊氏

九月三十日迄に二萬五千圓と云ふ好成果を挙げ、初期の目的通りに美事第一等の地位を占め、茲に引續き大優勝旗の榮冠を獲得する事を得たのである。

之の優勝旗授與式は、去る十二月四日午後二時より、浦賀町役場議事室に於いて華々しく舉行せられたのである。當日は天も報國丸の前途を祝福するかの様に、小春日和の快晴で、空には高く鳶が輪を畫いてゐるといふ長閑さであつた。

浦賀町々會議員を始め魚市場會社側の重役連全部列席され、又當方よりは英保支所長以下職員多數列席の上、加藤町長より優勝旗賞狀の授與があり、引續き町長より鄭重な祝詞と激勵の辭を受け、之に對し英保支所長は職員を代表して答辭を述べ、之で一先づ式を終了、式後は一同同室で準備された。簡単な立食で祝盃を挙げ、少年報國丸及浦賀魚市場の萬歳を三唱して和氣靈々裡に散會したのである。

我々一同は之の榮えある優勝旗を先頭

### 少年報國丸再び 漁獲優勝旗を獲得す

浦賀少年刑務所

昭和十一年八月に呱呱の聲を上げて誕生した少年報國丸は、すく／＼と發育し、其の航海の回数を重ねる毎に、本來の優秀な機能を發揮し、加ふるに之を育成する乗組員一同の献身的努力に依つて、僅か半歳餘を迎へた本年三月末日迄の漁獲成績は、民間に於ける専門老巧の大型漁船を遙かに壓倒し、浦賀魚市場に於ける水揚總額第一等の地位を占め、同市場より授與された光輝ある大優勝旗をメインマストの檣頭高く翻翾とひるがへし、少年報國丸の前途に萬丈の氣を吐いたのである。之の驚異的な成果に職員收容者共は全く欣喜雀躍、勇氣百倍すると共に本年夏季に於ける漁獲戦にも必勝を期すべく互ひに不動の決意を見せ、時しも櫻花咲き亂れ人皆花に酔ふ四月中旬勇躍して夏季鯉漁の第一回の壯途に就いた。

た。 目的の漁場は、和歌山縣潮岬沖六〇〇

哩の洋上である。春とは云へ太平洋の水は骨を刺すの冷たさがある。其の上季候の變動期には必ず發生する颯風は次ぎから次ぎへと襲ひ來て之と戦ふ苦心艱難は言語に絶するものがあつた。然し乗組員一同の火と燃ゆる報國の一念はよく之を征服して、美事な戦果を修めて四月三十日母港浦賀に堂々と凱旋したのである。其の後休養の暇もなく、折り返へし、引き返へしての毎航海は全く未曾有の好成績を挙げ、民間専門家の大型漁船をして呆然たらしめたのである。殊に七月に入つてから、突如として捲き起つた支那事變は、感受性に富む少年受刑者達に對しこよなき激勵の拍車を加ふる事となり、彼等の胸底に燃え旺る愛國心の發露は毎日の作業の上に遺憾なく具現せられ、實に涙ぐまじき迄に働いて呉れたのであつた。其の爲に報國丸の業績は驚異的な上昇を示しつゝ、遂に其の最後のゴールたる

に押し立て、大和に凱旋するや、先づ第一に其の優勝旗と賞狀を、艦内に奉安する當所の守護神大和神社の社前に供へて、優勝旗獲得の御禮と報告を爲し、終つて優勝旗を上甲板の上に高く掲げ職員收容者一同萬歳を絶叫し、記念寫眞を撮影して解散互ひに又來る可き冬期漁期に於ける優勝を祝し合つたのである。

### 皇大神宮鎮座祭典概況

千葉刑務所

當所は曩に構内清淨の地を相し遙拜所を設け、職員及び收容者一同の精神修養の道場と爲したるも、今回更に當局の指令に基き同所に皇大神宮の祠宇を建立して神聖を奉遷し、朝夕 皇恩の無邊を讃仰して、上は 聖壽の萬歳と國家の繁榮を祈願し、下は神靈の加護を希ひて敬神崇祖の誠を致し、以て天上無窮の 皇運を扶翼し奉らんことを期せり。

茲に昭和十二年十二月二十日を卜し縣社千葉神社社掌外一名の神職を聘して鎮座祭の式典を舉行せり。此の日瑞雲深く

重して神氣一入聖域に罩め、中空高く日章旗の朝風に翻る處、神韻縹緲として敬虔の念自ら禁ずる能はず。

午前十時松井齋主、安東所長以下職員一同並に受刑者八百八十二名肅然として所定の位置に着く。纏て修祓の儀を告ぐる聲、嚴かに神域の周圍を警しむる頃、瑞光燦として旭旗に映え、玉砂利を履む齋主の木履の音邊りの靜寂を破つて清らかに響く。一同最敬禮裡に神聖は肅々として木の香猶新らしき神祠に奉遷せらる。萬籟間として只だ警蹕の聲を聞くのみ。何事の在しますかは知らねども忝けなさにこそ涙流る。獻饌の儀に續いて齋主の祝詞が奏せられ、職員代表として所長、收容者代表として一級受刑者一名(造營者)の玉串奉奠並に撤饌の儀が行はれ、終つて再び嚴かなる警蹕裡に閉扉し同四十分式典終了せり

惟ふに惟神の大道は、我が民族の特性に基き、敬神崇祖の至情は凝つて忠孝一如の徳性を涵養し、以て萬邦無比の國體を成せり。今や時局多端にして上下一體

事報を克服すべき秋、神靈の御前に頼きて肇國の大謨を思へば、愛國の至誠は湧然として五體に奔流し、誰か純忠の熱情に燃えざらんや。一切の罪惡は神前默禱の裡に退轉して、我が罪の子の「大御寶」となる日も亦遠からざるを確信し得たり。  
(口繪寫眞参照)

### ◆南京陥落に原中佐の講演

— 鐵窓より漏る感激 —

旭川支所

軍都旭川刑務所の囹圄の人達は時局の推移を教誨の席上から將又限られた「人」誌にて承知し、眞面目に罪の償ひをなしつゝ、思ひを戦線の將士の勞苦に馳せ胸を躍らせながら自分の不甲斐なさを啣ち、朝な夕な職員指導の下に皇國の武運長久と戦勝を祈つてゐる。

十二月十日夕刻南京陥落の新聞號外により翌日午前十時、刑務所内教誨堂に全收容者を集め感謝祭を執行した。聯隊區の原中佐の「南京陥落と國民」の覺悟と題する熱烈なる講演に四百に近き收容者

は一言一句聞き漏らすまじと緊張し、中佐の講演に酔ひ或は昂奮し或は感極まつて落涙する者も見受けられた。

列席者は刑務所職員一同を初め、旭川地方裁判所長佐久間氏、同檢事正代理等、講演後原中佐の音頭にて戦歿將士の英靈に默禱感謝の意を捧げ、心中に萬歳を唱へつゝ、嚴肅の裡に南京陥落の祝を兼て感謝祭を終了した。式終了後職員幹部は打揃ひ上川神社並に招魂社に参拜した。

### ◆六七會第廿六回研究會

名古屋刑務所

名古屋控訴院管内刑務教誨研究機關六七會第廿六回研究會は去る十二月十一日(第二土曜日)午後一時より當所會議室に於て開かれた。

朝來寒氣嚴しき日であつたが、三重、岐阜、岡崎を始め管内教誨師を迎へ、その他教誨事業關係者の列席もあつて、眞摯、且つ熱のこもつた會合であつた。定刻、藤井名古屋教務課長開會の挨拶

### ◆第七回長崎控訴院

管内教務研究會概況

第七回長崎控訴院管内教務研究會は去る十二月十二日午前十時より長崎刑務所會議室に於て開催、竹下大谷派本願寺長崎教務所長、本會顧問伊江當所長、泉久留米少年刑務所長、齋藤大分支所長、延原浦上支所長臨席、その他管内各刑務所教誨師二十一名參集、盛會をきはめた。

先づ長崎刑務所岡田教務課長司會者として開會の辭を述べ東方遙拜、國歌合唱の後、伊江當所長の挨拶、竹下大谷派本願寺長崎教務所長の祝辭あり、次で宮崎刑務所長三好教誨師の研究發表に移り、「戦時美談ノ取扱ヒニ就テ」との題下に熱心細密に教誨上戦時美談を如何に取扱ふべきかを評論し、多大の感銘を與へた。

次いで主催地教務課長議長となり左記の協議を慎重討究した。

協議事項

- 一、日本精神と宗教信念に就て
- 二、時局に臨み教化上考慮を要する點

三、時局に對する認識強化の適切なる方策

四、盡忠報國の精神涵養の良策如何

懇談事項

- 一、遙拜所に於ける模様を承りたし
- 二、會員中よりの應召者に對し考慮すべき點如何
- 三、收容者の應召に付き考慮又は實行せられつゝある事項を承り度し
- 四、應召會員慰問の件

右の審議終りて小憩の後、山本普氏の講演と映畫—佛跡巡拜に事寄せて佛傳と佛教—との題下に昨春印度佛跡の巡拜に於ける感想と其の佛跡を十六ミリにて撮影せるものを映寫し、懇切なる説明あり、一同に多大の感銘を與へ、午後五時閉會した。

### ◆遷佛式慶讚會執行

長崎刑務所

當所教誨堂の佛殿は教誨堂の様式に比し質素簡略なるものにして莊嚴味を缺き、教化上甚だ遺憾の點不尠、豫て之が

を述べ、次いで會員の研究發表に移つた。まづ名古屋野中靜隆氏は「ベスタロツチーの教誨思想—なる題下に、最近調査せる嬰兒の傷害遺棄致死事件を通して教誨の目的及び根本精神につき熱心なる研究發表あり、次に岐阜刑務所教誨師淺野實乘氏は「教誨師に對する時代の要求」と題して所感を述べ、力強い印象を與へた。

それより引續き協議に入り一、次回開催地を岐阜に決定一、今後の研究方針並に非常時局に際し行刑教化對策に就いて各自忌憚なき意見の交換あり、又緊急提議として本會々員にして今回應召出征せる小笠、荷葉、千葉三君に對し、六七會より慰問狀及び慰問品を發送することを満場一致可決して五時半會合を終つた。

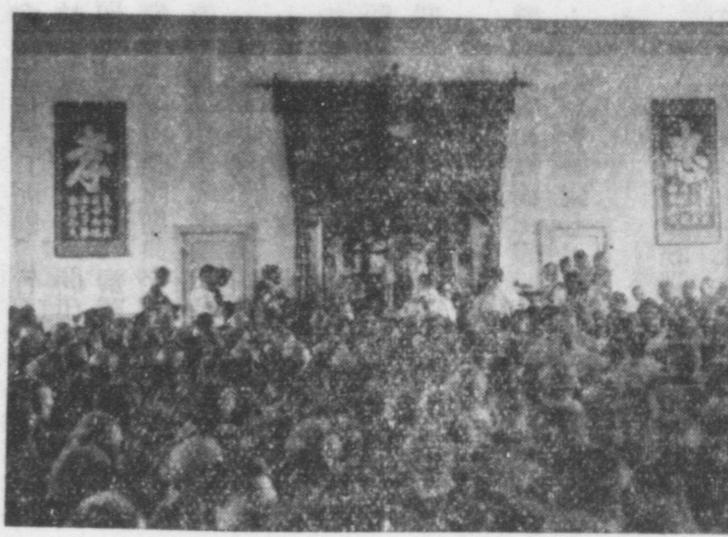
尙閉會後忘年晚餐會を開き、席上出征三氏に贈る國旗に寄書する事となり、藤井課長は盡忠報國六七會と鮮に雄筆をふるひ、各自署名し皇軍の武運の長久を祈願した。折柄市中は南京攻落を奉祝する花電車や提燈行列の人波で一杯であつた。

改装を計畫し其の旨本派本願寺に具陳して御宮殿須彌壇の寄贈を受け且縣下本派寺院有志篤志家及、地下組内の寄附を得、一切の莊嚴設備を完成し、十二月十九日遷佛慶讚の式典を擧げたり。

當日曇天時雨模様にも不拘、組内法中十二名出仕來賓としては長崎控訴院檢事長、本派長崎教區管事、寄附者寺院住職、管内支所長、其他有力者等五十餘名參列、午前十時告示の後佛前の緞帳を開けば新裝成りたる御宮殿須彌壇の金色煌煌として輝き、奉遷の御本尊光顏巍々として威神極りなく、參列者一同敬虔の念に打たる。次で典雅なる奏樂裡に法中、教誨堂正面より入場、直に勤行終つて伊江所長の式辭、行刑局長、控訴院檢事長及、本願寺執行長の焼香並に祝辭、續いて各代表者の焼香の後、長崎教區管事、村上西忍師の「意義ある人生」と題する講話あり、多大の感銘を與へたり。次で再び奏樂裡に導師法中退場、式典を終る。此の間二時間半收容者は未曾有の式典に終始肅然として法悦に浸り、感深きものあるを認められたり。

行刑局長祝辭

本日長崎刑務所遷佛式ヲ嚴修セララルニ  
當リ一言祝辭ヲ被ブルハ余ノ欣懷トスル  
トコロナリ。惟フニ行刑ノ本領ハ受刑者



ヲシテ健全ナル精神ニ自覺セシメ以テ忠  
良ナル國民トシテ社會ニ更生セシムルニ  
在リ。教誨ノ責務ノ重キコト言フ俟タサ  
ルトコロニシテ之ヲ施行スルノ道場タル

教誨堂ノ整備スルト否トハ行刑ノ實績ニ  
影響スルコト渺カラズ。今、本派本願寺  
ハ思フ茲ニ致シ本教誨堂ニ佛殿佛具ヲ寄  
贈シテ教化ノ徹底ヲ期シ行刑ノ成果ヲ收  
メンコトヲ企圖セラレタルハ邦家ノ爲洵  
ニ慶賀ニ堪ヘズ。爾今此ノ堂ニ出入スル  
モノハ必ズヤ肅然襟ヲ正シ清淨ノ氣自ラ  
内ニ溢ルルヲ覺エン。當刑務所ニ於ケル  
教化ノ成績ノ學ランコト期シテ俟ツベキ  
ナリ。聊カ無辭ヲ述べ祝辭トス。

入佛式概況

榮町支所

當支所には教誨堂の設備なく日常の教  
誨時には事務室の一部に箱型の佛壇を安  
置して漸く集合教誨を施し来りし處、甚  
だ狹隘にして莊嚴味なく教化上遺憾の點  
多かりしが、赤城刑務所長着任以來直ち  
に當局並に大谷派本願寺に具陳され、所  
内の一部を改造して教誨堂を設け、茲に  
十二月二十五日入佛慶讃の式を舉行する  
事となれり。

當日は歳末の際なりしも石田熊本地方  
裁判所長、後藤同檢事正を初め來賓數十

名の參列を得、午後一時兒玉熊本教務所  
長數名の法中を従へ威儀を正して入仕、  
盛況裡に入佛慶讃の式を擧げたり。

先づ原田支所長開式を宣し、竹ヶ鼻教  
務課長謹んで開扉すれば燈火燦然として  
尊影佛具の金色に映じ、清淨なる妙香堂  
に満ち、崇敬の念自ら湧出する念ひあり。  
一同拜禮後勤行は伽陀歎佛謁三重念佛和  
讚（七寶講堂）廻向文を嚴修し、赤城刑  
務所長の式辭後藤檢事正及大谷派本願寺  
關根總長代理兒玉教務所長の式辭を述べ  
られ、更に支所長より行刑局長の祝電を  
披露し、莊嚴裡に法會を終る。

式後收容者に對しては竹ヶ鼻教務課長  
より一場の教誨を施したるに、收容者は  
曾て遭遇せざりし法會に列し、初めて如  
來の尊影に面して大慈悲の佛心に觸れ、  
感慨無量、感銘のあまり落涙涕泣するも  
のあり。一同敬虔法悅の感を以て終了あ  
り。  
因に當日は大谷派本願寺より收容者に  
對し紅白の菓子一組密柑等を寄贈せら  
れ、收容者一同深く其の慈愛に感激せ  
り。



讀者の頁

陳中日誌

在南京 梅村 春汀

記念懸賞論文第二部一等入選、第一部  
選外佳作の榮冠をかちえた名古屋刑務所  
看守梅村重義氏は、昨年以來江南の地に  
勇躍奮戦中であるが、舊臘刑政編輯部宛  
左記の便りと「讀者の頁」原稿を送付し  
てきた。梅村氏は數年來刑政の熱心な投  
稿家として令名があるが、この度激務  
の暇を見て、態々鉛筆で野線なひいて原  
稿紙を作り、陣中日記を投稿してきた熱

心さには、頭の下る思ひがする、遂かに  
同氏の武運長久を祈る。(記者)

謹啓漸寒の候益々御清適の段慶賀奉候。  
陳者其の後戦陣の繁忙に取紛れ失禮に打  
過ぎ候も、小生今回上海に出征に就いて  
は職員共濟會より過分の御餞別を頂き有  
難く遅れ馳せ乍ら厚く御禮申上候。猶家  
郷よりの通信に依れば御協會創立五十年  
紀念事業の一として懸賞文を募集せられ  
たる際不敏を顧みず之に應募仕り候處、  
今回御審査の結果、御蔭を以て第一部論  
文に選外佳作、第二部の隨筆に第一等の  
榮を賜はりし由、通報有之、賞金及紀念  
メダル御贈與下されしとの事に候。小生  
全く豫期せざる榮譽にて夢かとばかり存  
ぜられ候。之實に諸先生方日頃の御鞭撻  
に依るものと感激に堪へず重ねて御禮申  
上候。其の後各所に轉戦仕り、只今は南  
京市〇〇〇〇内の〇〇〇に〇〇〇〇の命  
を受け〇〇、附近の警備に任じ居り身體  
至極強健に日々の軍務に従事致し居り候

間、他事乍ら御休意被下度、戦局の展開  
不測に候も、いづれ凱旋の後は再び刑務  
界に終生を捧げ、この御恩の一端に報る  
奉らん心組に御座候へば何卒御指導の程  
御願ひ申上度、取敢へず御禮旁々近況御  
報知迄如斯に御座候。

二伸 陣中小閑を得て記述致し置き候  
戦陣日記の中より抜書の別紙隨筆拙作  
に候も、何かの参考にも相成らば幸甚  
と存じ同封致し置き候へば刑政誌「讀  
者の頁」の餘白埋めともなし下さらば  
本望に候。

時節柄皆様の御健康を御祈り申上候。  
十二月二十三日 敬具  
休職名古屋刑務所看守在南京  
梅村重義

☆前線觀測所へ

『危いッ！弾だッ！』  
先頭に立つて鐘詰の袋を擔いで居たS  
が叫んだ。と同時にだつた。ヒューと一つ  
二つ三つ氣味の悪いうなりを立て、銃丸

が頭の上を通る。次の瞬間、ダ、ダ、と問髪を入れぬ機関銃の整射だ、と

『馬鹿！ 覗はれてゐるぞ、隠れるッ、早く』 畑の中の壕で歩兵がわめくのが殆んど同時だった。私達六人は弾かれたやうにバツと畑の中へ飛び込んで身を伏せた。棉の畑のうねの低みにペツタリと腹をつけ、顔を土に埋めて息を呑む。バツバツバツと土を撥ね飛ばして弾が飛ぶ。高い奴はヒューンとうなつて後へ抜けける。もう身動きも出来ない。畑中へ投げ出した米俵の方へジリ／＼と身體をにじり寄せて、之を小楯にするK。味噌樽を両手でソと頭の前へ動かして身をかくすK。皆息を殺しながらの作業だ。直ぐ五六米後方に味方の歩兵の塹壕があるのだが、一寸でも頭を擦げるとパン／＼と来るので、其處迄行くことも出来ない。弾は相變らずヒュー／＼と来る。

『オーイ、しばらくの辛棒だ。動くなよッ！ 直ぐだ。直ぐ弾が来ないやうになるぞ』

後の方で歩兵が叫ぶ。とたん、氣持のいい響を立て、機関銃が鳴り出した。同時に重砲が物凄いい唸りを立て、打ち出した。

十分！ 十五分！ 敵の射撃が一寸弛んだ。其の隙を逃さず私達は各自の荷物を引き摺つてソロ／＼はひながら歩兵の壕の中へ飛び降りた。ヤツと胸を撫で下す。前線觀測所まではもう五六十米だ。がこの様子ではどうも。

『觀測所へ食糧を持つて行くのか、御苦勞だなあ、今君達が畑道をノコ／＼歩いてゐる姿を敵が発見したのであの整射だ。今日はとても危いぞ。もう前面へ出るな。この壕の中を横へ外れてあの藪を通過して行けよ。地物の蔭から蔭へと隠れて行くんだぞ。』

年若い歩兵伍長が親切に道を教へて呉れる。壕側に倚つて發砲を續けてゐる歩兵の後ろを、背を丸めて各自責任の食糧を或は抱へ、或は地を引き摺つて横へ横へ。やつと教へられた藪まで辿りつ

く。銃砲聲は大分静かになつて来た。廢屋の蔭、クリークの土手下を通つてやつと觀測所へつく。砲弾と戦火に崩れた一民家の石壁の蔭に觀測鏡を据付けて、觀測に従事してゐたS小尉始め數人の兵士達は私達の姿を認めると喜びと驚きの聲を揚げた。

『有難う有難う、よく来て呉れた。』 『危なかつたらう。今日はまた馬鹿に打ちやがつて瘡に觸る。が今に見るだ。俺達の觀測で大きな奴が正確にドカンと彼等の塹壕へ飛ばせば、木破微塵に吹つ飛んで仕舞ふのだ。腹の原料は君達が持つて来て呉れたし、今から思ひ知らせてるから……』

私達のこの小さい勞苦に對して斯く迄感謝して呉れる前線の人達、腹を減らし、今日やうな事が今後幾度あらうとも、食糧補給だけではどんな危険を冒してもやらねば濟まぬ、と強く胸を打たれた。この日程、私達にとつて危険な日は出征中

なかつた。と同時にこの時程、腹の底からこみ上げるやうな喜びを感じた事も亦無かつた。其は私達が武運に恵まれて、あの弾の中を無事故で済んだ事と、もう一つあの食糧を受取つた時の前線の人達の甦つたやうな喜びの顔を見たことと……（日記から）

接見について

大分 後藤生

或る日或る事件の證人として出廷する一受刑者を護送したるに、其の途中に於て、路上に嬉々として遊ぶ可愛いさかりの子供を目にした此の受刑者は何思つたか、「子供つて可愛いものだ、家にもあの子供と同じ年頃の子供が居るのだが」と、誰に語るともなく語る其の語尾は低く深く、その後は遠く故郷へ残した吾子の身の上に想ひを馳せてゐるらしかつた。そして彼は、「あゝ吾子に會ひたい、もう随分大きくなつてゐるであらう、そして或ひはこの父を恨んでゐるわしないだ

らうか、若しそうだとしたらこの俺はどうしたらよいか、どう言つてお詫びをしたらよいか、あゝすまなかつた、こんど出たらうんと働いてきつとお前達を幸福にしてあげるよ、許しておくれ。」と、心の裡で吾子に將來を誓ひそして今更の如くに罪の恐ろしさをしつたのであらう。堅く結んだ其の唇、何物かを見つめて動かぬ其の眼は何かしら強く輝いてゐるのであつた。

燒野の雉夜の鶴、ましてや人の親として子を思ふの情は尙更に深く温いものである。しかも受刑者の如く半年一年或ひは二年五年十年と永い刑期の終了するまでは到底會へない境遇にあつては、この情は更に切實なるものがあるのである。さればこそ彼の受刑者は我子への愛情の絆に引かされて深く感ずる處があつたのではないだらうか。

しかししてこの受刑者のもつ、この心情は世の人の親に共通する心情であるのである。かく考へるとき、迷へる父を呼び

かへし、過つた母を救ひ出す、天真神の如き純情なる子女の存在は我行刑の使命を達成する一つの大きな力となることを深く信ずるのである。

今や昔日の應報刑思潮は時代の流れと共に進化して教育行刑萬能の時代となつたのである。そして教育行刑の基本とも云ふべき累進處遇令の實施せられてより自由刑は半自由刑の觀を呈し専ら彼等受刑者の改化遷善に力を注いでゐるのである。この時にあつて行刑事務の重要な使命を持つ接見は今尙舊套を脱せず監施第百二十條によつて嚴然として其の一部は禁止されてゐるのである。おもふにこの法規の根據は未だ身心の發育十分ならざるものなるが故に受刑者に接するときは其の心情を害ひ將來に悪影響を及ぼすと云ふにある様であつて、要するに十四歳未満者の心に受刑者の姿が如何に反映するかが問願の中心となるやうに思はれるのである。しかしながら此の法規は遠く昔日の應報刑時代の遺物にして、教

化觀念の如きは何ら加味されてゐないのである。従つて今日の如く進化したる教育行刑の精神とは相容れざる所が少くないのである。しかも前述するが如く子女の及す影響が彼等の改化遷善に與つて力あることを思へば徒らに逡巡することなく之が改制緩和の必要を痛感するのである。

さればこゝに於て一面の弊害を除く爲めに親子の關係にある者に限りて十四歳未満の子女と雖も其の接見を許すべきではなからうか。かくして親子の情愛を温めることにより親としての責任を自覺せしめ、かくて發奮努力の精神を想起強調し、更によき家庭の父となし、又母となし延いては善良なる社會人に改善するとき、接見の持つ重大使命はこゝに至つて其の眞價を發揮し行刑の目的は此の一角からも達成せられるのである。

大分市上野町字大坊

後藤 一郎

音樂の效用

音樂の快いリズムが人々の精神を爽快にするばかりか、精神病患者の治療や臨床醫學にも應用されて尠からぬ効果を擧げてゐるさいふ愉快なニュースがある。「ベートーヴェンの月光曲」右一日三回靜かに聴入ること、こんな處方箋を醫者が患者に渡すやうになる日も、案外近い將來のこともかもしれない。音樂の效用は先づ第一に聴者の視力を二五%増大せしむることださ、最初ソヴェットのS・V・クラコフ教授は發表してゐる。シカゴの或る病院ではピアノストが狂つたイタリ婦人を演奏によつて治癒せしめた事實がある。また或るアメリカの醫師は局部麻酔で手術中レコードをかけて被術者の腦貧血を防いだと報告してゐる。音樂療法を専門に研究してゐるオランダの醫師ウイリアム・ウオール氏は狂暴な囚人に對して音樂療法を行ひ、これ又一方ならぬ効果をあげたさいふ耳よりなニュースがある。

指紋採取法に革新

警視廳鑑識課では最近簡單迅速な指紋の化學的採取方法を發見し明治四十五年來全國に踏襲して來た犯人の指紋採取法に一新機軸を劃することゝなつた。従來行はれてゐた指紋採取法は御承知の通り掌面に印刷用インクを塗りつけ原紙に指を押し當てるものであるが、操作が不便な上に兎角失敗が多い。昨春これを一新すべく先づ鑑識課の高木課長が研究を開始し、ついで約一年に亙つて同課乙葉技師が技術家の立場から化學藥品について研究を重ね、このほど漸く一藥品を完成した。即ちこの藥品を塗つた紙に掌面を押しつけると、即座に指紋が現出するので、これを指紋原紙作製に應用すれば、著るしく指紋事務の迅速簡便化を計る事ができる。またこれを金庫その他重要な物品に塗つておけば、これを狙つた犯罪者の指紋も譯なく採れるもので、一石二鳥の發見だと喜ばれてゐる。

書道講坐

書道の變遷

◇王羲之(二)

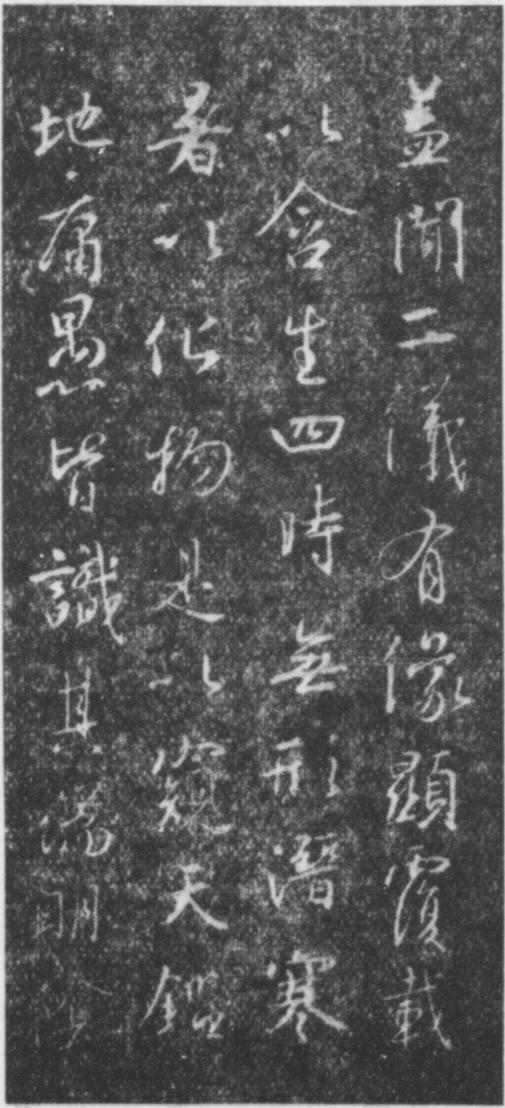
前號に於て、王羲之の代表的な碑帳名は擧げてみたが、然し書聖王羲之についてももう少し説明してみたいと思ふ。古來書を口に稱へる者で恐らく王羲之を言はざるものはないと言つてもよい、それ程有名でありまた規範として足るものである。そこで最も代表的なもの二、三について説明を加へたいと思ふ。

○大唐三藏聖教序 この聖教序は、唐の太宗帝が聖教序の文を製し、高宗記を作り、僧の元奘が心經を譯したものを、弘福寺の沙門懷仁が、王羲之の書をいろいろ

高橋白鷗

ろの種類のものより行書一字づゝ集字したものである。前號掲載の蘭亭序とともに行書研究の規範とされてゐる。聖教序を刻した石は、三十行、行八十餘字、字數實に一千九百有二字、これだけの文字を

色々のものより同じ大きさのものを集字するには實に並々ならぬ苦心を重ねたと、思はれる。二千字近くの文字を集字するのであるから、中には扁と旁とを組み合せたり、上部と下部を組み合せたりして一字を形成したのも相當あつたこと、想像出来る。又懷仁が、王羲之の筆意にならつて書き足したのもあるといふ説もある位であるから、全體を通じての脈絡とか、又一字一字についても幾分の批議あることは集字として致し方のないものと思ふ。(寫真掲載は聖教序である)





毎月 募集  
**刑政詩壇**  
 用紙 毎月十日限  
 姓名 雅號 併記ノ意

雪山川田瑞穂 選

□元旦觀日出 荅軒 清永徳太郎 福岡  
 雲滿山川絶點埃。 昌辰風靜瑞光開。 向東先禱吾皇壽。  
 杲杲朝曦出海來。  
 時雍之兆。忠厚之意。共溢楮表。

□與蔣介石 却亡中國又亡身。 我軍仁義爾如悟。  
 借問胡爲播戰塵。 四億蒼生永領春。  
 頑石遂不悟。可憐哉。

□戊寅新春 眼前偏覺物皆春。 梅花又促遷喬鳥。  
 一夜乾坤斗轉寅。 放去清香分萬人。  
 三四奇想。前人未道破。

□紀元節偶成 醉處 辻村勇五郎 久留米  
 奠鼎三千歲。 皇威赫萬邦。 祥雲合龍徳。 瑞霧遶鸞幢。  
 鶴止上林樹。 鷗遊御柳江。 蒸民新卜宅。 和氣滿小窓。  
 謹嚴之語。不失單調。氣象雅熙。自是稱體。

□陣中夢 愛日堂 南 松太郎 大邱  
 獨奏凱歌歸故關。 金鷄燦燦飾胸間。 砲聲忽破陣中夢。  
 唯有朔風吹我顔。 氣機生動。妙在不說盡。

□時事 氣吞禹域膽皆雄。 皇謨宏遠威兼徳。  
 百萬貔貅爭立功。 抗戰夫妻起妖霧。 乞降將卒感仁風。  
 廟算精嚴明且公。 夜來攻略幾堅壘。 高揭軍旗旭日紅。  
 舉國敵王愾。故有此戰功。詩意質直。卻能動人。

□戊寅正月 春川 西宮岩吉 西大門  
 春入江南又北支。 王師百萬忘身時。 屠蘇酌去不成醉。  
 漫誦黃沙金甲詩。 王師忠勇。忘身忘家。皆必欲破樓蘭。詩能寫其情。兼抒  
 自家心事。尤得溫敦之旨。

□閑居 東風料峭入簾寒。 柴門無復吟朋叩。  
 十里連山雪尚殘。 誰道南窓容膝安。  
 意態溫藉。而三四卻用轉換句法。妙不可言。

□霜蟹 梅軒 森 康吉 福岡  
 搔土穿沙悉作家。 穴中深隱避塵譁。 霜洲忽出爲何事。

崑々居詩話 (九)

◇唐以後の詩風 (二)

盛唐は文運隆盛にして人民帝澤に潤ひ、太平の氣象洋々  
 乎たるものありしも、楊貴妃一たび宮中に入つてからは、  
 玄宗政治を怠るに至り、遂に安祿山の亂となつて、戰塵天  
 日を蔽ひ、慘澹として晴れざるもの一年有餘に及んだ。李  
 白天才を以て此の間に出で、忠君愛國の情を歌ふに飄逸の  
 詞を以てし、天馬の空を行くが如き概があつた。杜甫之と  
 對壘して、沈厚の力、豪勁の筆、一言を出す毎に人の肺腸  
 を貫くものがある。蓋し『一飯不忘君』の致す所である。  
 李白は絶句を以て勝り、杜甫は律詩を以て勝つてゐる。李  
 白の飄逸なるは上杉謙信の兵法に似たりとも謂ふべく、杜  
 甫の謹嚴なるは武田信玄の軍陣に譬へることが出来よう。  
 韓退之は『李杜文章在。光焰萬丈長』と云つて之を稱讚し  
 た。後世李白を稱して詩仙を云ひ、杜甫を稱して詩聖と云  
 ふのも當然である。

前に云へる如く唐は詩賦を以て士を取れるが故に、苟も  
 仕官を志す者は詩を作らざるなく、宋之間、沈佺期以下皆  
 其の試験に及第せる者で、詩人の輩出せること、支那四千  
 年間第一と稱せられる。然るに李白と杜甫とは一たびも其  
 の選に入らなかつた。人物と才學とは試験と全く無關係な  
 ること、此の一事によつて證明されるのである。

李杜の外に立つて一體を成せるものは王維であらう。五  
 言が其の長所で、淵明の神髓を得たりと稱せられる。孟浩  
 然、儲光義も亦王維と其の軌を同じうする者、一代の作  
 家たるを失はぬ。高適は五十にして始めて詩を學び、遂に  
 大家の域に入つた。豪傑の士にあらざれば能はざる所であ  
 る。岑參は骨力老蒼にして才思縱横の稱あり。李頎の七  
 律、王昌齡の七絶も亦當代に雄視するものである。之を要  
 するに盛唐の詩は高古で、氣韻、骨力共に及び易からざる  
 ものがあつた。

中唐では韓退之、白樂天の二人が尤も傑出してゐる。後  
 世之を李杜に並べて李杜韓白と稱するも亦宜なりと謂はね  
 ばならぬ。韓退之は唐代第一の文豪であるが、詩も亦李杜  
 に並稱せられる妙域に達してゐるから、一面から云へば李  
 杜以上の人材と謂ふべきである。但し其の詩は佶屈聲牙  
 で、専ら學力を以て勝を取るの趣があるから、風韻に乏し  
 きの憾みがないでもない。之に反して白樂天は平易を主と  
 し、才情を以て之を出し、流麗溫藉、琅々として吟諷に堪  
 ゆるが故に、人口に膾炙せらるゝこと尤も多い。長恨歌、  
 琵琶行の如き特に然りである。韓退之は人の言ふ能はざる  
 所を言ふが故に、和する者は誰ぞやの概があり、白樂天は  
 人の言はんと欲する所を言ふが故に、老嫗小兒も亦之を解  
 すと稱せられる。我が王朝の昔、唐土に留學せる者多く之  
 を學び、又その詩文集先づ我國に輸入せられ、詞人文人爭

郭索橫行踏荻花。  
語有諸味。

□自題詩稿

詩筆相親此有年。 龜陽蟬腹有誰憐。 濫竽詞藻一千首。  
何日能成錦繡篇。 老杜有言。曰。文章千古事。得失寸心知。詞人宜有此意氣。何必嗟嘆。

□元旦口號

雪劍卅歲猶守林。 霜餘雙鬢一長吁。 五洲隱霧蔽天日。 萬里晴雲開版圖。 大策何人補家國。 斯文我合老江湖。 富春未學羊裘客。 且對盆梅倒玉壺。 牧野鐵轡曰。布格整密中。有豪放卓犖之氣。詩意極透徹。

□梅花十首節錄

風標自似布衣尊。 氣骨崢嶸不易論。 到底此花宜在野。 何人移植向朱門。 疎影暗香搖碧紗。 鐵骨冰心吾所敬。 一天寒月欲西斜。 偶從竹外去窺之。 一枝紅似木唇綻。 新詩何以答梅花。 常恨老梅花發遲。 憶殺仙妃未嫁時。 國分青崖曰。意向斬新。筆則蒼勁。飢饉之氣。流溢楮表。蓋雪山。與梅花有所相契。故爾。

選歌しつ

大翼

宣長翁の歌は

さし出づるこの日の本の光より

高麗唐土も春を知るらむ

といふのである。この歌から注意せらるることは、まづ翁の高邁な氣概である。かうした氣概は、徳川期における古學復興の氣運によつて育てられた當時の國學者の間には共通してゐたものと見てよいが、この一首はいかにも卒直雄勁にその氣魄を示して居る。平安朝以後の極端な唐風模倣の世態人情から、歌もまた漢詩の作意を眞似るやうなわるい影響によつていはゆる遊戯文學に墮ちたのであるが、さうした一世の風潮

うて之を讀み、源語、其の他の小説、日記は固より、有名なる和歌の之を粉本とせるもの多きは世の夙に知る所である。

此の外韓退之と白樂天とは猶ほ傳ふべきものがある。漢の武帝が柏梁體の詩を創めてから已に數百年、詩風は幾度か變遷して、柏梁體は殆んど廢止の姿であつたのを、韓退之は門人孟郊等と共に之を中興した。今日吾人が聯句の一體によつて多數會合の席上に其の樂みを共にしつゝ、あるは、實に韓退之中興の賜である。之と同時に白樂天は其の友元稹(字は微之)と共に次韻を創成した。從來は同と云ふのと和と云ふのがあつた。同は同じ題で作ると云ふ丈けで韻字は必ずしも同じでない。和と云ふのは同じ韻であるが、必ずしも同字を押韻しない。然るに次韻は同韻同字を用ゆるのである。例へば楓橋夜泊の詩、天、眠、船とある時は、次韻の作者も矢張り此の三字を此の順序で用ゆるのが規則である。

韓退之の門人に張籍、李賀がある。張籍は晩年盲目となつた人で、退之が之に代つて書を李浙東に與へたことは有名で、其の書は文章軌範に載つてゐる。此等の外に賈島がある。前に述べた推諷の故事で知られてゐる。其の詩は寒乞相ありと稱せられ、白樂天の詩の豐滿なると對比して島瘦白肥と云ふ諺も起つた。要するに中唐の詩は穩秀清和を以て勝つてゐる。(川田瑞穂)

毎月 募集

刑政歌壇

當季雜詠 縮切 毎月十日限 用紙ハガキ一葉三首

以升人らへ選

一 三重 半 風 子  
春立てば雲の動きの一つにも何かあかるく望みわきくる

二 小菅 兼 平 義 郎  
日のみ旗驛路にみつるときにしてかへらぬともいやはておもほゆ

三 青 森  
鑛山の灯と人にきかされし宵々に見てうらがなしけれ

秀 逸

○ 咸 興 岡 元 舜 水  
氷柱落つる音の聞こゆもこの夜半に春の氣配はすでにたゞよふ

○ 大 邱 安 永 風 平  
落葉しげき樓門にして白壁の女陰の戲畫の影暮れにけり

○ 滋 賀 柏 葉

に抗して起つたのが契沖以後の古學復興の氣運であつた。つまり、わが國の傳統的な精神文化が外國のそれに優つてゐるといふ自覺に目ざめたのである。この歌の心がすなはちそれで、日本民族の信念と傳統の自負がうたはれてゐる。いまや南京攻略の偉業成つた直後の新春に際してこの一首を口誦することは意義ふかいことである。翁の卓越した識見は早くも昭和日本の躍進のすがたをさながらに豫言したものといつてよい。

春に明けてまづ看る書も天地の  
初めの時と讀みいづるかな

これは井手曙覽の詠んだ新年の歌である。曙覽は幕末の歌人として著はれた名手であるが、その資性脱俗恬淡、名利を求めず、市井に貧居して生涯を終つた一隱士であつたが、その識見高く、國學の造詣が深かつたが、殊にその燃ゆるがごとき愛國の至情は、遺された幾多の秀歌と共に、後代

薄雲のはれたる今朝の神苑に小鳥の聲の澄みまさりけり  
○ 滋賀 和田 不二斗  
○ 登山バスの女車掌も交へたる記念寫眞のよゆうつりたる  
○ 福岡 木下 白馬  
○ 衰へし母の姿に暫時は言葉も出でず涙流しぬ

佳作

○ 岐阜 無子  
○ 日だまりの土堤の下へ音もなくうづくまされるは寒鮒つりか  
○ 威興 岡元 百合子  
○ 戦勝を祈る社の神杉の梢ゆしきり落つる雪の音  
○ 栃木 遠藤 春緑  
○ 償ひの道は百方ありぬべし犯せし者よ唯強くあれ  
○ 名古屋 みどり  
○ 煩惱の數つきてゆく除夜の鐘身にひたんと庭に下りたり  
○ 八王子 西 廣  
○ 霜踏て巡警する度思ひ出づ北支の友の戦姿を  
○ 名古屋 欣 二  
○ 寒夜にはぶくりの齒音まじりつつ風ひよう／＼と鋪道にきこゆ  
○ 釧路 船 風  
○ 參道の穂雪に初日さしそひて鈴の音晴るる神の廣前  
○ 名古屋 高島 明 峯  
○ 元朝を雪降り止めぬ神苑に君が代の歌遠くもれ來て  
○ 下關 落 葉  
○ たらちねに便り怠る吾れなれど戦場の友に長き文かく

の景仰をあつむるに足るものである。

この一首は、元旦の讀書始めに、まづ原理日本の書ともいふべき古事記をひらいて、國體の尊嚴なる所以をつゝしみて反省し、よつて年頭の自覺を新たにすると共に、この日本に民として生れ得た幸福を天地の神に感謝する心を歌うたもので、國體に對する敬虔至純な作者の覺悟がうかゞはれ、格調高く、氣概あふるゝばかりの一首である。日本國民である以上、いつの時代にも朗々として誦誦すべき名歌である。



半風子の一首、春を迎へる心のはずみを、雲の動きといふ物に托して、わりに趣味なく素直に詠みあげたのが手柄であらう。

第二首、何か堅な心のあるものを思はせるが、言ひ足りぬので境地かはつきりしない。

第三首、整つた詠みぶりである。但し弱いのが難か。溺れぬやうにしたい。

わが前を過ぎ行く御たまいつまでもをろがみて居ぬ涙のまゝに  
○ 金泉 津田 紫幽  
(英靈かへる)

○ 小雪降る窓のガラスに呼吸かけてわがなつかしき母の名をかく  
○ 岐阜 加藤 しのぶ  
○ 初日の出ををろがみ終へて遙かなる故郷の空に手を合せたり  
○ 奈良 大矢 雅香 良  
○ 夢路にも老の母土鏃とりて春田に立たずみ姿かしこし  
○ 鹿児島 翠 嵐  
○ いさをしの旗やぶれつゝ寒風に立つ聖戦の庭の人をしぞ思ふ  
○ 富山 竹 枝  
○ 八王子 西 廣  
○ 尊けれ八千代を壽きて囚徒が歌ふ元旦の君が代  
○ 久留米 M 生  
○ 去年より今年勝らむと思ひしに何時とも知らず年暮れにけり  
○ 川越 つね じ  
○ 寒空にさえて聞ゆる初角力やぐら太鼓の勇ましきかも  
○ 高知 北村 高 月  
○ 災難に遇うて逃げ行く濟南の無辜の民こそ哀れなりけり  
○ 宇和島 今津 頼 風  
○ 沈黙の凱旋迎ふ街はづれ數多の人の徐々に過ぎゆく  
○ 京都 平井 宗 鶴  
○ はげむ子をほめる私はいつしかにかほをそむけてほゝゑみりたり  
○ 京 渡邊 麗 園  
○ 軍服の寫眞を抱き幼子は母と並びて神前に伏す

羽子ゲームなど

花 蓑

羽子ゲーム決戦にして姉妹 瞳 帆  
羽子ゲームとか決戦とか硬い言葉が使つてあるけれどもその硬い言葉が却て面白味を齎してゐます、羽子ゲームをしてゐる乙女達の中には姉妹娘もあつてその姉妹娘が最後の決戦に顔を合せることになつたので、姉妹と雖もゲームである以上情實を許しません、姉と妹と敵味方に分れて争ふところ艶にして悲壯な情味があります。

枯芒ひかつて先の人かくす 鯨 洋  
廣い野原の枯芒の中に一筋の道が通じてゐます、そこを通つて行くと行手の枯芒が日の光を反射して白々と光り輝いてゐます、先を歩いて行く人かあつてその人影が時折枯芒の反射する光の中に没して見えなくなるのであります、こちらの眼が眩惑されるのであります、枯芒が光つてその光が先行く人をかくすやうに見えるのです、それをかういふ風に擬人的に言つたのです、そこに作者の特異な感覚があります、表現も鮮かです。

いくつかのあけがたの灯は蜜柑小屋  
紺碧の海に面して山又山がつかゞいてゐる、それがことごとく蜜柑の山です、暖か

い日を受けて黄金色の蜜柑が壘々として熟んでゐます、蜜柑の生る國といへば先づさうした美しい南國の景色を想像します。  
この句はその美しい南國の夜明方の一風景を詠んだものです、海の方からしららと夜が明けて来て暗闇の中から山の黛が灰と見え始める頃です、山のあちこちにくつかの灯が見えてゐるのはそれは蜜柑の木蔭から洩る、蜜柑小屋の灯なのです、静かに、やがて山國の夜は明けはなれてゆくのです。

この景色を現はすのに「いくつかのあけがたの灯」といふ言葉を得て作者は満足したことでせう、それほど洗練された味はひある言葉です、かくの如く適切なる表現を得て初めて完成された作品が見られるのです。

ホテルまで鹿におくられかへりけり 春 泉  
春日神社に参詣して歸る時分にホテルの門前まで鹿がついて來たのです、それを鹿におくられて歸つたと言つたのです、春日神社には鹿が澤山居つて鹿が参詣人に尾いて來ることは珍らしいことではないが宿までついて來たといふことは面白いのです、それを鹿におくられて歸つたと言つたのは一層面白いです、宿がホテルであることもこの句を更に面白くしてゐます。  
糸屑のからんで獨樂のとまりけり

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意  
用紙切毎月十日限  
官私製葉書

いふとまん 選

雪の汽車防雪林の果てもなく  
雪の山索道ゆるく登りゆく  
朝まだき寛の氷くたく音  
鳴鳴くや膳所刑務所の樟林  
刑務所の裏の艇庫や鳩  
鳩ふりかへりつゝ離れけり  
冬晴や檜原の上を鳶舞へる  
雪の橋牡蠣船の灯のあはきかな  
初天神右近の馬場の露店かな  
忘れある門の國旗やかると宿  
寒燈下ほのかな蘭の香をめぐる  
城跡に住んで師走の松の風  
玉砂利に薄雪敷きて神の庭  
カンナ枯れ囚衣と色を同じうす  
時雨空宇治の川瀬に沿ひ下る  
綿打てるマスクに白き綿埃  
冬空に干せる囚衣のはためけり

小菅 速水月菟  
滋賀 同  
同 迷 羊  
同 同  
同 西村幸吉  
同 同  
同 和 田不二斗  
同 同  
同 樋口柏葉  
同 同  
同 泉原ひろし

初髪の金の元結よくそろひ  
鉢の梅咲き遅れしが縁にあり  
背のびして錢を渡す子焼芋屋  
祈ること多き年なり初詣  
頼かむり馬のたづなを長くとり  
降りかけて又飛びたちぬ寒鴉  
父の眞似する末の子に初笑ひ  
山の温泉へ徑は急なり枇杷の花  
つゝましく侍るをみなや置炬燵  
花枇杷やひねもす薬をすぐり乾す  
木枯や雲吹きつくる比叡の面  
ほろ／＼と茶の花おつるよき日和  
外れ羽子の堀すれ／＼に落ちにけり  
掃初の箒にかゝるしつけ糸  
岬まで續ける雪の林かな  
入城の便り來にけり寅の春  
よく燃えて遠く圍める焚火かな  
讀みあきて障子細目に雪の庭  
ひた／＼と小波靜か初日の出  
窓障子いつしか積る雪あかり  
初日の出待つ人々の藻を焚ける  
雪折の竹のこだまや山靜か  
屏風越し私語聲の洩れにけり  
福壽草松竹揃ふ小鉢かな

新潟 中村惣一郎  
三重 尾能虹晴河  
宇和島 今津精花  
福岡 同  
同 進藤陵風  
滋賀 同  
同 宗 霞舟  
同 壽 美  
同 同  
同 吉永佳水  
府中 中丸古稀緒  
三重 霧 笛  
同 船 風  
同 山本半風子  
三重 橋本鷺城  
同 木下素雪  
同 西山一陽  
同 笹川わたる  
同 堀切總來  
同 今津滴水  
同 今津頼風

漸く獨樂を廻すことを覺えたばかりの幼  
い子供が獨樂を廻してゐるのですがこの獨  
樂は荒ら獨樂で部屋中をあばれ廻る、子  
供は躍起になつて廻すのですがそこに落ち  
てゐる糸屑がからんでとまつたりするので  
す、糸屑から自然母が縫物をする部屋であ  
ることが聯想されます、或は母が縫物をし  
てゐる前で子供が得意になつて獨樂を廻し  
てゐるのかも知れませんがそこまで驚穿す  
る必要はありません。

愛憎の心あらざる海鼠かな 幻 堂  
あの怪奇な形をしてゐる海鼠を見ても可  
愛いとか憎いとかさうした心の動きが起ら  
ないといふのですが實はそこに一種のをか  
しみを感じてゐるのです。

潦 跨ぎかねけり冬の月三 巴  
空には冬の月がかゝつてゐます、道の上  
に潦があつて跨いで行かうとしたが一寸跨  
ぎ兼ねる程の大きい潦で、月が寒むくと  
映つてゐます、首をすくめるやうな寒さを  
感じたこととせう。

外れ羽子の堀すれ／＼に落ちにけり 佳 水  
突きそれた羽子が堀すれ／＼に落ちたと  
いふその事實が面白いのです、今少しのと  
ころで堀の中に這入つたかもしれぬといふ  
やうな際どいところに興味があるのではあ  
りませんか。

歳の市慰問袋を求めけり 熊谷 關 朴舎  
若水や紋提灯の昔めく 小菅 神宮櫻草子  
羽子ゲーム決戦にして姉妹 同 三浦瞳帆  
供連れて門毎に訪ふ禮者かな 同 志加甘樂句  
降る雪に禮を言ひたき思ひあり 岡山 小坂一年生  
初飛行富士に旭の輝きて 奈良 小 牛  
雪晴の縁に並べる萬年青かな 名古屋 中澤双葉  
終列車降りし毛皮の女かな 宇都宮 野村筍々子  
廻禮や起床喇叭が鳴つてゐる 大阪 北 騎  
寒入や折焚く柴の手にひびく 山形 村山翠水  
戦捷の春を壽ぎ梅の花 熊谷 城竹 穂  
初雪の今年は早し古日記 松江 川津道暗  
元旦や心明るくおのづから 栃木 遠藤春緑  
除夜の鐘正肩章につけ替ゆる 長野 池田白葉  
稍少し硬くてよろし冬帽子 旭川 吉田乞水  
ごう／＼と師走の風や裏の藪 京都 平井宗鶴  
出揃ひて御用始の式をあぐ 山形 神山代月  
雪達磨蔭介石の顔もあり 同 安禮凡平  
氷張る音の幽かに冬の宿 大邱 モン 平  
水迎ふ松明明り松の内 京城 渡部麗園  
風邪の子の顔にかぶさる亂れ髪 三府 小森若生子  
神苑の巨松にのぼる初日かな 三重 相馬水陽  
そのまゝに輕き會釋や懐手 三重 小野其翹

叙任辭令

十二月十三日

靜岡 看守長 久保田進一 (山形支)  
大通支 嵯峨寅太郎 (北海少)  
北海少 柏 榮壽 (盛岡少)  
盛岡少 及川 勇 (釧路支)  
免本職釧路支 支所長 田中重勝 (眞岡支)  
眞岡支所長 同 三浦秀文 (樺太)  
樺太 同 小泉正一 (網走)  
網走 同 森川照雄 (旭川支)  
看守長(旭川支)九級 看守 白石文章 (甲府)  
同 (函館)同 同 中尾芳男 (長崎)  
沼津支所長 看守長 伊藤菊治 (宮城)  
免本職宮城 支所長 古田圓正 (沼津支)

十二月一日

正七 同 鈴木與一 (岡崎少)  
同 同 小鮎房吉 (前橋)  
願免四級 十二月二十四日 教誨師 香川千巖 (府中)

同四級

十二月二十七日

看守長 佃 藤 吉 (姫路少)  
司法書記官 吉江知養 (行刑局)  
司法技手 久保田眞太郎 (同)  
司法屬 奥 田 將 (同)  
同 小和田康長 (同)  
同 小野崎權七 (同)  
同 前田幸之助 (同)  
同 淺野俊信 (同)  
同 伊江朝陸 (長崎)  
同 安東福男 (千葉)  
同 東 邦 彦 (横濱)  
同 大場正雄 (長野)  
同 神本直助 (宮崎)  
同 米倉忠治 (松山)  
同 雨村信七 (鹿兒島)  
同 高野瀨利衛 (松江)  
同 荒卷正修 (滋賀)  
同 同 鷺津愛十郎 (新潟)  
同 典獄所 馬場治作 (和歌山)  
同 典獄所 山本作藏 (福島支)  
同 所長 青柳彌錄 (樺太)









兼任看守長叙委任二等  
派充錦州監獄阜新分監副長

兼任看守長叙委任三等  
派充吉林監獄敦化分監副長

兼任看守長叙委任二等  
派充新京監獄公主嶺分監副長

兼任看守長叙委任三等  
派充新京監獄伊通分監副長

兼任看守長叙委任三等  
派充吉林監獄磐石分監副長

兼任看守長叙委任二等  
派充哈爾濱監獄阿城分監副長

兼任看守長叙委任二等  
派充拜泉監獄克山分監副長

兼任看守長叙委任三等  
派充拜泉監獄北安分監副長

兼任看守長叙委任二等  
派充拜泉監獄黑河分監副長

書記官 安東 淳一郎

書記官 小柳 二郎

書記官 鈴木 久納

書記官 橫田 薫

書記官 岩 堀 行

書記官 橫 川 隆

書記官 猫 山 忠 行

書記官 野 澤 敏 夫

書記官 熊 谷 十 郎

兼任看守長叙委任三等  
派充洮南監獄洮安分監副長

兼任看守長叙委任四等  
派充鄭家屯監獄通遼分監副長

兼任看守長叙委任三等  
派充齊齊哈爾監獄海拉爾分監副長  
康德四年九月十六日

監獄高等官  
奉天監獄保健技佐

新京監獄長  
陞叙薦任六等

陞叙薦任六等  
給三級俸  
康德四年九月三十日

監獄委任官

派在哈爾濱監獄辦事

書記官 永田 勤

書記官 高原 留 生

書記官 阿 部 忠

典 獄 田 殿 貴 瀛

典 獄 佐 今 井 青 水

同 今 井 青 水

同 大 久 保 勝 藏

同 黑 田 巖

同 渡 邊 市 造

同 藤 見 辰 之 助

作業技士 桐 野 寅 雄

作業技士 松 甫 春 巳

作業技士 北 川 又

作業技士 石 川 靜 夫

同 吉 岡 英 夫

作業技士 西 村 菊 雄

作業技士 倉 永 五 郎

作業技士 坪 倉 二 郎

作業技士 河 部 定

作業技士 香 西 定 行

派在齊齊哈爾監獄辦事

派在哈爾濱監獄哈爾濱分監辦事

派在新京監獄新京分監辦事

派在鄭家屯監獄辦事

派在瓦房店監獄辦事

典獄佐 本 庄 吉 助

看守長 海 老 原 爲 治

同 大 矢 竹 三 郎

同 中 山 長 松

同 小 川 文

看守長 大 村 忍

同 安 井 正 雄

同 山 下 義 雄

典獄佐 富 樫 博

看守長 桑 原 辰 雄

同 大 野 定 義

同 熱 田 藤 三 郎

典獄佐 高 橋 七 郎

看守長 小 島 貞 信

同 田 村 久 信

看守長 妹 尾 榮

同 木 村 慶 喜

典獄佐 岡 田 久 吉

看守長 清 水 鵬 太 郎

同 仲 川 新 作

同 邱 田 新 造

派在奉天監獄奉天分監辦事  
康德四年九月一日

陞叙委任三等  
給月俸七拾五圓

陞叙委任四等  
給九級俸

給月俸一百十二圓

給七級俸

陞叙委任四等  
給十級俸

給月俸六拾貳圓

給六級俸

派在哈爾濱監獄辦事  
給月俸一百零五圓  
派在哈爾濱監獄辦事

給七級俸  
派在哈爾濱監獄哈爾濱分監辦事

給月俸一百十二圓

給六級俸

給七級俸

給八級俸

給月俸七十七圓

給月俸九十五圓

陸叙委任四等

給月俸六十五圓

陸叙委任四等

給月俸六十二圓

陸叙委任四等

給月俸六拾五圓

作業技士 小島 保太郎

作業技士 金子 武雄

作業技士 河原文 英

作業技士 今井 洸

作業技士 中泉 榮

作業技士 松岡 茂治

作業技士 堤 作右衛門

作業技士 楠 不二雄

作業技士 木 俣善孝

作業技士 平川 清次

作業技士 淺見 吉平

作業技士 下川 榮

任作業技士叙委任一等  
給三級俸  
派在新京監獄辦事

兼任看守長叙委任一等  
派在新京監獄辦事

兼任司法部屬官叙委任一等  
派在行刑司辦事

派在行刑司第一科辦事  
康德四年九月一日

任典獄佐叙委任三等  
給八級俸

派充呼蘭監獄副長

派充昌圖監獄副長

派在行刑司辦事

派在行刑司第一科辦事

書記官兼看守長  
兼司法部屬官 吉田 武男

作業技士 吉田 武男

兼看守長 吉田 武男

奉天監獄奉天分監辦事  
看守長 清水 鵬太郎

鐵嶺監獄辦事  
看守長 大石 米藏

大臣官房兼行刑司辦事  
司法部屬官 前問 英六

派在拜泉監獄辦事

派在吉林監獄辦事

派在昌圖監獄辦事

派在西安監獄辦事

派在新京監獄辦事

派在新京監獄辦事

派在鐵嶺監獄辦事

派在錦州監獄辦事

派在新京監獄辦事

奉天監獄辦事  
看守長 長谷本 正

營口監獄辦事  
看守長 小林 捷造

吉林監獄辦事  
看守長 崎田 國松

吉林監獄辦事  
看守長 池田 繁雄

西安監獄辦事  
看守長 森島 勇

新京監獄新京分監辦事  
看守長 大野 定義

延吉監獄辦事  
看守長 仲川 修二

奉天監獄奉天分監辦事  
看守長 卯田 新造

延吉監獄辦事  
看守長 谷尾 信次

兼看守長 宮崎 一彰  
兼司法部屬官

應即開去兼官

派在哈爾濱監獄辦事

應即開去兼官

派在吉林監獄辦事

派充新京監獄副長

派充哈爾濱監獄副長

派充奉天監獄副長

派充齊齊哈爾監獄副長

派充遼陽監獄副長

派充洮南監獄副長

看守長 宮崎 一彰

兼看守長 兼司法部屬官 佐藤 政壽

看守長 佐藤 政壽

新京監獄辦事  
典獄佐 平方 義孝

哈爾濱監獄辦事  
典獄佐 今井 青水

奉天監獄辦事  
典獄佐 佐藤 惠

齊齊哈爾監獄辦事  
典獄佐 本庄 吉助

遼陽監獄辦事  
典獄佐 濱田 泰次郎

洮南監獄辦事  
典獄佐 阿部 源三郎

鄭家屯監獄辦事  
典獄佐 高橋 七郎

派充鄭家屯監獄副長

派充延吉監獄副長

派充撫順監獄副長

派充鐵嶺監獄副長

派充錦州監獄副長

派充承德監獄副長

派充營口監獄副長

派充西安監獄副長

派充安東監獄副長

任典獄佐叙委任二等給五級俸

延吉監獄辦事

典獄佐 幸田榮吉

撫順監獄辦事

典獄佐 社河内忠治

鐵嶺監獄辦事

典獄佐 藤原英藏

錦州監獄辦事

典獄佐 藤田甚太郎

安東監獄辦事

典獄佐 田口竹治

吉林監獄辦事

典獄佐 岡本藤一郎

新京監獄新京分監辦事

典獄佐 富樫博

奉天監獄奉天分監辦事

典獄佐 岡田久吉

司法部屬官 高田苗治

派充吉林監獄副長

康德四年九月十日

派充奉天監獄奉天分監副長

派充新京監獄新京分監副長

派充哈爾濱監獄哈爾濱分監副長

派充奉天監獄新民分監副長

派充承德監獄赤峰分監副長

派充依蘭監獄佳木斯分監副長

派充呼蘭監獄綏化分監副長

康德四年九月十日

任看守長叙委任四等給月俸七十二圓

奉天監獄奉天分監辦事

看守長 仲川新作

新京監獄新京分監辦事

看守長 桑原辰雄

哈爾濱監獄哈爾濱分監辦事

看守長 安井正雄

新京監獄辦事

看守長 植木研吾

奉天監獄辦事

看守長 久代民藏

齊齊哈爾監獄辦事

看守長 海老原爲治

哈爾濱監獄哈爾濱分監辦事

看守長 大村忍

佐藤助藏

派在錦州監獄辦事

任看守長叙委任四等給月俸七十二圓

派在撫順監獄辦事

任看守長叙委任四等給月俸七十二圓

派在奉天監獄奉天分監辦事

任看守長叙委任四等給月俸七十二圓

派在鐵嶺監獄辦事

任看守長叙委任四等給月俸七十二圓

派在延吉監獄辦事

任看守長叙委任四等給五級俸

派在承德監獄辦事

任看守長叙委任四等給五級俸

派在新京監獄辦事

向田親愛

兼任司法部屬官叙委任四等派在行刑司辦事  
派在行刑司第一科辦事

看守長 原田德市

松森松次郎

任看守長叙委任四等給五級俸  
派在新京監獄辦事

林英雄

長谷川一作

任看守長叙委任四等給月俸六十五圓  
派在延吉監獄辦事

德重政由

原久一郎

任看守長叙委任三等給月俸七十五圓  
派在奉天監獄辦事

岩田政憲

中村正巳

任作業技士叙委任三等給月俸八拾五圓  
派在新京監獄辦事

藤本初夫

原田德市

任作業技士叙委任三等給月俸七十五圓  
派在新京監獄辦事  
康德四年九月十一日

森本豐治

# 法典叢書

# 現代外國

法學博士 烏賀陽然良  
 法學博士 齋藤常三郎  
 編輯擔當  
 神戶商業大學外國法研究會  
 執筆者  
 京大名譽教授 烏賀陽然良  
 京都帝大助教授 大隅健一郎  
 京都帝大助教授 大橋光雄  
 京都帝大助教授 大森忠夫  
 京都帝大助教授 小野木常  
 京都帝大助教授 於保不二雄  
 神戶商大助教授 川上太郎  
 神戶商大助教授 北村五良  
 京都帝大助教授 近藤英吉  
 京都帝大助教授 齋藤武生  
 神商大助教授 齋藤常三郎  
 大阪商大助教授 實方正雄  
 京都帝大助教授 田島順  
 京都帝大助教授 田中周友  
 神戶商大助教授 田中保太郎  
 大阪商大助教授 谷口知平  
 神戶商大助教授 依藤靜夫  
 京都帝大助教授 中田淳一  
 神戶商大助教授 八木弘  
 神戶商大助教授 柚木馨  
 (五十音順)

## 創業十六周年記念出版

〔内容の書叢本〕

|       |      |      |            |         |      |        |         |          |           |           |           |
|-------|------|------|------------|---------|------|--------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 獨逸民法  | 債權總論 | 親族權  | 民法總則       | 商法總則    | 商法總則 | 海商法    | 株式會社    | 有限責任公司   | 保險法       | 手形法       | 獨逸民事訴訟法   |
| 佛蘭西民法 | 破產法  | 和議法  | 強制執行乃至仲裁手續 | 第一審手續乃至 | 督促手續 | 人事     | 物權法     | 財產取得法    | 財產取得法     | 財產取得法     | 佛蘭西商法     |
| 英米法   | 契約法  | 流證券法 | 買賣法        | 海商法     | 國際私法 | 獨逸國際私法 | 佛蘭西國際私法 | 獨逸工業所有權法 | 佛蘭西工業所有權法 | 佛蘭西工業所有權法 | 佛蘭西工業所有權法 |

## 刊行の辭

總て事象の良否の判斷は比較に依て最も良く其の目的を達し得る。法律の理論及制度も亦此の例に漏れない。我國法が大典の形をとつて世に現はれてから既に半世紀の長年月を経過した。だが硬直性を有する成文法と之を基調とする解釋理論は到底長期の社會的變化に耐ふべくもない。法律の改正や理論の再検討が盛んに叫ばれる今日、比較法の研究こそは現在の我法律學に課せられた最も重要な任務の一である。而も最近の我國の經濟的發展は洵に目醒しく、今や我商權は世界の四隅に及んで猛威を擅にしつつある。だが國際戰場裡に於ける制覇は、取引を支配する相手國の法律制度を熟知することなくしては到底之を果し得ない。本叢書の生れ出た所以は實に茲に存する。私共は本事業の重要性に鑑み、計畫立案の周到を期し、又其の遂行の萬全を圖る爲め、執筆者・同人・書肆と共に協力一致、目的の達成に邁進せむんとするものである。讀者各位に對し只管其の寛容と叱正を請ふと共に偏に本事業の成功に對し力強き支持を賜はらむことを冀ふ次第である。

烏賀陽然良  
 齋藤常三郎

町保神・田神・京東  
**有斐閣**  
 番〇七三京東替振

一 我が法學界への劃期的寄與 我國現行法の解釋・運用・改正の適正を圖るに必要なる外國法研究上の困難の最も基礎的なものが、今や専門學者の協力によつて、見事に排除征服されむとするに至つた。

二 編輯及執筆陣の有機組織 我法學界の現在と將來とを擔ふ多くの權威と新銳が、総合的な編輯組織を中心として、専門領域相互の有機的な聯絡と統一を保ちつつ、多年研鑽の精髓を披瀝せらるる貴重な共同勞作にして、本叢書の内容の的確と嚴正は、絕對の信頼に値するものである。

三 高き學問的實務的利用價值 逐條註釋的又は體系的敘述の方法により、或は法典原文と嚴正なる邦譯とを對照し、詳細なる註釋又は註解を施し、或は法令原文を附録する等、彼我法制の異同並に理論及實際問題の闡明に努め、一讀多數の外國文獻の涉獵に匹敵し、實務的價值も極めて高い。

四 豊富なる内容と技術の精練 諸國最新の法典と法制の現狀は今や「辭書及高價なる原書」の積壓を越えて、「邦語」により而も我が國法との嚴密なる對比に於て、容易に理解し得ることとなつた。限られた紙面を極度に利用して豊富な内容を提供すべく印刷に於ても細心の工夫を凝してゐる。

五 讀者の利便と香氣高き外容 毎月配本には、適宜數種目の分冊を按配して携帶保存の便をも考慮し、完結後優雅堅牢な裝幀に合本すれば永く書齋・研究室・事務室の偉觀たり得るであらう。

## 募 豫 集 約

締 日五十月二  
 會 申 費  
 完 體 內 配 申 會  
 成 裁 容 本 込 費  
 全 厚 數 二 每 月 二 圓 五 十 錢 稅 內 地 一 四  
 三 十 六 卷 並 別 卷 一 總 索 引 呈 進 本 見 容 內

第一回 獨逸民法 法Ⅰ民法總則1……(柚木)  
 獨逸商法 法Ⅱ株式法1(大隅・八木・大森)  
 獨逸民事訴訟法Ⅲ強制執行1……(小野木)  
 獨逸民事訴訟法Ⅳ和議法1……(齋藤)  
 佛蘭西民法Ⅰ人事法1……(谷口)  
 (十二月配本)  
 佛蘭西民法Ⅰ人事法1……(谷口)  
 第二回 同上續卷 (2)五種  
 (一月中旬配本豫定)

# 法學協會雜誌

第五十六卷 第二號  
二月一日發行

有斐閣

## 論說

新船員法を論ず……………東京帝國大學名譽教授 杉波仁一郎  
 共同相續財産に就いて(一)……………東京帝國大學助手 來栖三郎  
 公務員收賄罪に關する若干の問題(四)……………東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉  
 フランスの責任保險法(二)……………東京帝國大學助手 野田良三

## 資料

「シュミット著」將來の獨逸執行法に於ける優先主義又は平等主義……………東京帝國大學教授 菊井維大

## 新刊短評(牧野・福井・我妻)

### 學界消息

英國に於ける約因理論の改正問題……………東京帝國大學教授 末延三次  
 法理研究會記事「萬國議員會議より歸りて」

### 判例研究

民事訴訟法判例批評(一八六)……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治  
 刑事判例研究(二)……………東京帝國大學教授 牧野英一  
 民法判例研究錄(昭和一二年度九)……………民法判例研究會

# 法學論叢

## 論說・資料

破産手續上の機關……………齋藤常三郎  
 破産裁判所及破産管財人……………渡邊宗太郎  
 地方自治制度改正の立場……………佐伯千仞  
 刑法に於ける所謂キール學派に就いて……………小早川欣吾  
 我國近世に於ける民事訴訟手續に就いて(一)……………近藤英吉  
 財産分離制度とその修正(二・完)……………大橋光雄  
 佛國海上物品運送法(三)……………須貝脩一

昭和十三年二月 發行所 京都帝國大學法學會  
 第三十八卷 第二號 發賣所 東京 有斐閣  
 壹冊金五拾錢 郵稅貳錢  
 半年分郵稅共金六圓  
 一年分郵稅共金十二圓

## 判例研究

「民法法」借家法施行區域内に於ける家屋の賃貸借と抵當權……………田島順  
 期間の定なき賃貸借と民法第六百二條所定の期間を超えざる賃貸借……………於保不二雄  
 會社の營業一括讓渡の豫約と株主總會の承認……………大隅健一郎  
 合資會社の保證及和議債權時效の援用權者……………齋藤常三郎

## 批評と紹介

第三帝國の政治警察……………須貝脩一

## 訓令通牒

(刑政 第五二卷 第二號)

### 陸軍々醫豫備員志願者ニ關スル件

(司法省 行甲第一、二六四號) 昭和一十二年十二月七日

本年十月二十八日勅令第六百二十三號ヲ以テ陸軍軍醫豫備員令公布相成候處刑務職員中右軍醫豫備員タルコトヲ志願スル者有之候場合ハ左記事項御了知ノ上可然御處理相成度此段及通牒候

## 記

追テ石志願者ニ付テハ其ノ都度直ニ報告相成度候

- 一、軍醫豫備員候補者ニ採用セラレタル者教育ノ爲入營ノ期間ニ於ケル身分ハ現職ノ儘トス
- 二、前項教育期間滿了退營後動員ノ爲充員若ハ臨時召集ヲ受ケ

タル場合ハ退職セシムベキモノトス

### 緊急軍需作業ニ就ク刑事被告人ニ榮養物給與ノ件通牒

(司法省 行甲第一、二七七號) 昭和一十二年十二月九日

戰時又ハ事變ニ際シ緊急ヲ要スル各種軍需品ノ製作注文激増ニ伴ヒ之等就業者ノ愛國的至誠奉公ノ發露ハ今更論ヲ俟タザル所ニ有之其ノ疲勞恢復ノ方途ニ付テハ本年九月一日行甲第九二二號ヲ以テ及通牒置候間萬遺憾ナキヲ期セラレ居候事ト思料候處今回刑事被告人ニシテ請願ニ依リ緊急軍需作業ニ就ク者ニ對シテハ其ノ作業時間八時間以上ニ互ル場合ニ限り一人當リ三錢以内ニ於テ榮養物ヲ給與差支ナキコトニ相成候條御了知相成度

追テ右榮養物給與ニ關シテハ昭和八年二月行甲第二四三號ノ二通牒ニ準據シ可然御處理相成度候

### ◇莫大小工ノ細目分類並食等ノ件 依命通牒

(司法省 行甲第一、二八三號)  
行刑局 昭和十二年十二月十日

收容者食糧給與手續第二號作業別食糧表中莫大小工ノ細目編  
方ヲ大型編(巾九吋以上) 普通編ノ二種ニ分類シ左記ノ通食量  
決定相成候條御了知相成度候

| 業名   | 種目         | 細目  | 食量  |
|------|------------|-----|-----|
| 莫大小工 | 大型編(巾九吋以上) | 普通編 | 三 等 |
|      |            |     | 四 等 |

### ◇二個以上ノ自由刑執行中ノ者ニ對 スル假釋放ノ件

(司法省 行甲第一三號)  
行刑局 昭和十三年一月十日

二個以上ノ自由刑ヲ執行スル場合ニ於ケル執行順序ニ關シ  
テハ刑事訴訟法第五百三十七條但書ニ依リ一時重キ刑ノ執行ヲ  
停止シ他ノ刑ノ執行ヲ先ニスルコトハ從來取扱來リタルトコロ  
右ノ假釋放上申ニ關シ一方ノ刑ハ執行停止中ナルノ故ヲ以テ其  
ノ停止中ニ假釋放ノ上申ヲ爲スハ妥當ナラズ從テ目下執行中ノ  
刑ノ執行ヲ了シ更ニ着手シタル後ニ於テ重キ刑ニ付テノミ假釋  
放上申ヲ爲スベキモノトスル向アルモカクテハ刑ノ執行順序ヲ  
變更スルノ意義ヲ滅却スルモノト謂フベク重キ刑ノ假釋放條件  
期間經過後其ノ刑ノ執行ヲ停止シ輕キ刑ノ執行ニ着手シタル場  
合ニハ其ノ刑ノ執行ヲ終了セザルモノト雖モ假釋放條件期間ヲ  
經過シタルトキハ二個以上ノ刑ニ付同時ニ假釋放ノ上申ヲ爲ス  
ベキ儀ト思料候條御了相成度候

追テ明治四十三年監丙第五十三號並大正十年監丙第一二一  
二號ハ刑ノ執行停止ニ依リ已ニ釋放セラレタル者ニ對スル  
假釋放ニ關スルモノニシテ本件ノ如キ場合トハ趣ヲ異ニス  
ルモノニ有之爲念申添候

### 編輯後記

◇一月十六日の『今後國民政府を對  
手とせず』云々の政府聲明によつて  
事變はいよいよ長期戦の段階に入つ  
た。長期戦は既に我々の覺悟した處  
であつて、事新らしく茲に決意のほ  
どを表明する迄もない。やる所まで  
やらねばならぬといふのが、國民の  
率直素朴な決意である。そして我々  
の一人々々も亦この長期戦の擔ひ手  
なる事を自覺する時、我々の信念は  
金鐵よりも堅いのである。

◇寧ろ此の際戒しめらるべきは、感  
情的な亢奮であらう。裡に潜熱を藏  
した冷靜な思考と行動が、長期戦の  
段階では一層強力に要請されつゝあ  
る事を三思したい。堅忍持久といふ  
も亦この事に他ならぬのである。

◇我が行刑界にあつても、長期戦に  
對處する覺悟と方策は既に用意され  
てゐる筈である。職員の不慮と特殊  
作業の殺到を克服して練々の餘裕あ  
るばかりでなく、事變を契機に更に  
一段の飛躍を遂げつゝある行刑の實  
情は、この事を證して餘りあるもの  
であらう。斯くの如き躍進は我が行  
刑が生々躍動の氣にみち、人も機構  
も未だ固定化し形式化せざる喜ばし

き徴候に他ならない。但し事變の前  
途は云ふ迄もなく遼遠である。以上  
の自恃が樂天家の自畫自讃に陥るこ  
と無きを嚴に將來に期さればなら  
ぬ。

◇この秋に當つて全國收容者有志に  
よる戰闘機獻納が行はれた。今回の  
獻金が收容者の自發的にして純眞な  
銃後至情の發露なる事を思ふの時、  
この擧の意義は一層深甚なるものがあ  
る。今後と雖も收容者の赤誠を如何  
に高揚し如何に組織するかは、我等  
に課せられた重大な責務である。

◇非常時局は一切の美點を顯現し發  
揚するばかりでなく、一切の缺陷や  
予盾をも擴大し露呈するものである  
。我々は自己の職務の一々を反省  
檢討して、更に將來の發展に資する  
必要があらう。

◇最近「刑務所便り」欄への寄稿が  
増加したことは誠に喜ばしい。しか  
しその反面には生氣のこもらぬ形式  
的な寄稿も少くはない。難解な字句  
の羅列や事務的な報告よりも、親し  
みに溢れた潑刺たるルポルタージュ  
が欲しい。もうそろそろ在來の型を  
破つた寄稿も現はれてよい頃だと思  
ふ。切に諸賢の御支援を俟つ。

一月二十二日 A記

| 定價表            | 廣告料      | 注文規定              |
|----------------|----------|-------------------|
| 一冊 (共) 金二十五錢   | 一頁 金五圓   | ●御注文は總て前金のこと      |
| 六冊 (稅共) 金一圓五十錢 | 二頁 金十圓   | ●御注文は郵便爲替なら司法省郵便局 |
| 十一冊 (稅共) 金三圓   | 三頁 金十五圓  | ●御注文は郵便爲替なら司法省郵便局 |
|                | 四頁 金二十圓  | ●御注文は郵便爲替なら司法省郵便局 |
|                | 五頁 金二十五圓 | ●御注文は郵便爲替なら司法省郵便局 |
|                | 十頁 金五十圓  | ●御注文は郵便爲替なら司法省郵便局 |
|                | 二十頁 金一百圓 | ●御注文は郵便爲替なら司法省郵便局 |

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和十三年一月二十八日印刷納本  
昭和十三年二月一日發行

編輯兼 伊藤忠次郎  
東京市葛飾區小菅町一八四番地

印刷所 東京市葛飾區小菅町一八四番地  
東京市葛飾區小菅町一八四番地  
東京市葛飾區小菅町一八四番地

發行所 東京市葛飾區小菅町一八四番地  
東京市葛飾區小菅町一八四番地  
東京市葛飾區小菅町一八四番地

電話銀座 二三四四・三八二五番  
振替口座 東京二五〇五九番

